明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和三十四年三月二十五日

○第三十一回国会　参議院会議録第十九号

昭和三十四年三月二十五日（水曜日）午前十一時十五分開議

議事日程　第十九号
昭和三十四年三月二十五日
午前十時開議
第一　日本国とアメリカ合衆国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第二　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めるの件
第三　特定港湾施設工事特別会計法案（内閣提出、衆議院送付）
第四　国税徴収法案（内閣提出、衆議院送付）
第五　国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第六　糸価安定特別会計において昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第七　糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第八　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案（内閣提出）
第九　九州地方開発促進法案（衆議院提出）
第一〇　宅地建物取引業法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第一一　港湾運送事業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○議長（松野鶴平君）　諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る二十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員	大谷藤之助君	
同	田村　文吉君	
地方行政委員	廣瀬　久忠君	
外務委員	重宗　雄三君	
大蔵委員	吉江　勝保君	
同	小山邦太郎君	
同	宮澤　喜一君	
同	木内　四郎君	
同	梶原　茂嘉君	
同	岡崎　眞一君	
同	西川甚五郎君	
同	後藤　義隆君	
文教委員	中山　福藏君	
社会労働委員	田中　茂穂君	
農林水産委員	江藤　智君	
運輸委員	山本　利寿君	
同	高野　一夫君	
建設委員	小山邦太郎君	
同	中野　文門君	
予算委員	鶴見　祐輔君	
同	川村　松助君	
同	古池　信三君	
同	田中　一君	
同	千葉　信君	
同	八木　幸吉君	
決算委員	仲原　善一君	
議院運営委員	新谷寅三郎君	
同	吉江　勝保君	
同	岩沢　忠恭君	
同	柴田　栄君	

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員	宮澤　喜一君
同	中山　福藏君
地方行政委員	吉江　勝保君
外務委員	木内　四郎君
大蔵委員	江藤　智君
同	山本　利寿君
同	大谷藤之助君
同	重宗　雄三君
同	高野　一夫君
同	後藤　義隆君
同	田中　茂穂君
同	岡崎　眞一君
文教委員	田村　文吉君
社会労働委員	西川甚五郎君
農林水産委員	廣瀬　久忠君
運輸委員	小山邦太郎君
同	梶原　茂嘉君
建設委員	吉江　勝保君
予算委員	仲原　善一君
同	岩沢　忠恭君
同	柴田　栄君
同	土田国太郎君
同	戸叶　武君
同	中村　正雄君
同	市川　房枝君
決算委員	新谷寅三郎君
議院運営委員	中野　文門君
同	小山邦太郎君
同	鶴見　祐輔君
同	川村　松助君

同日予算委員会において当選した理事は左の通りである。

理事　中村　正雄君（松浦清一君の補欠）

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案（栗原俊夫君外十六名提出）

同日委員長から左の報告書を提出した。

国税徴収法案可決報告書
国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案可決報告書
特定港湾施設工事特別会計法案可決報告書
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案
プラント類輸出促進臨時措置法案
航空機工業振興法の一部を改正する法律案
硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律案
就学困難な児童及び生徒のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律案
法務省設置法の一部を改正する法律案
運輸省設置法等の一部を改正する法律案

道路法の一部を改正する法律案
道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案
日本道路公団法の一部を改正する法律案
関税定率法の一部を改正する法律案
砂糖消費税法の一部を改正する法律案
補助金等の臨時特例等に関する法律等の一部を改正する法律案
農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案
小かん加糖れん乳等の製造の用に供するため売り渡す国有てん菜糖の売渡価格の特例に関する法律案
日本てん菜振興会法案
臨時てん菜糖製造業者納付金法案
臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案
国内旅客船公団法案
特定港湾施設整備特別措置法案
郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所属の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四条の臨時特例等に関する法律案
簡易生命保険法の一部を改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律
プラント類輸出促進臨時措置法
航空機工業振興法の一部を改正する法律
硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律
就学困難な児童及び生徒のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律
法務省設置法の一部を改正する法律
運輸省設置法等の一部を改正する法律
道路法の一部を改正する法律
道路整備緊急措置法の一部を改正する法律
日本道路公団法の一部を改正する法律
関税定率法の一部を改正する法律
砂糖消費税法の一部を改正する法律
補助金等の臨時特例等に関する法律等の一部を改正する法律
農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法
小かん加糖れん乳等の製造の用に供するため売り渡す国有てん菜糖の売渡価格の特例に関する法律
日本てん菜振興会法
臨時てん菜糖製造業者納付金法
臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律
国内旅客船公団法
特定港湾施設整備特別措置法
郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所属の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四条の臨時特例等に関する法律
簡易生命保険法の一部を改正する法律

一昨二十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員	山本　利寿君	
同	佐藤清一郎君	
同	大谷藤之助君	
法務委員	大谷　瑩潤君	
外務委員	苫米地英俊君	
同	重宗　雄三君	
同	笹森　順造君	
大蔵委員	宮澤　喜一君	
同	廣瀬　久忠君	
同	林田　正治君	
同	青木　一男君	
同	井上　知治君	
同	西川甚五郎君	
同	梶原　茂嘉君	
同	木内　四郎君	
同	岡崎　眞一君	
同	川村　松助君	
文教委員	下條　康麿君	
同	近藤　鶴代君	
同	後藤　義隆君	

農林水産委員	田中　茂穂君	
商工委員	鈴木　万平君	
同	高橋進太郎君	
運輸委員	江藤　智君	
同	森田　義衛君	
同	高野　一夫君	
同	西田　隆男君	
同	野田　俊作君	
建設委員	酒井　利雄君	
同	小山邦太郎君	
予算委員	古池　信三君	
同	小山邦太郎君	
同	小幡　治和君	
同	鶴見　祐輔君	
同	笹森　順造君	
同	川村　松助君	
同	田中　一君	
同	羽生　三七君	
決算委員	仲原　善一君	
同	勝俣　稔君	
議院運営委員	後藤　義隆君	
同	柴田　栄君	
同	安井　謙君	
同	占部　秀男君	

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員	宮澤　喜一君
同	笹森　順造君
同	酒井　利雄君
同	鈴木　万平君
法務委員	森田　義衛君
外務委員	木内　四郎君
同	佐藤清一郎君

大蔵委員	山本　利寿君
同	江藤　智君
同	川村　松助君
同	大谷藤之助君
同	下條　康麿君
同	田中　茂穂君
同	高野　一夫君
同	重宗　雄三君
同	後藤　義隆君
同	林田　正治君
同	井上　知治君
同	西田　隆男君
同	岡崎　眞一君
農林水産委員	西川甚五郎君
商工委員	大谷　瑩潤君
同	野田　俊作君
運輸委員	廣瀬　久忠君
同	苫米地英俊君
同	小山邦太郎君
同	近藤　鶴代君
同	高橋進太郎君
建設委員	青木　一男君
同	梶原　茂嘉君
同	土田国太郎君
予算委員	後藤　義隆君
同	仲原　善一君
同	安井　謙君
同	勝俣　稔君
同	柴田　栄君
同	戸叶　武君
同	占部　秀男君
決算委員	新谷寅三郎君
同	森田　豊壽君

議院運営委員　小山邦太郎君
同　鶴見　祐輔君
同　川村　松助君
同　羽生　三七君

同日予算委員会において当選した理事は左の通りである。

理事　松浦　清一君（中村正雄君の補欠）

同日議員から左の議案を提出した。

よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

結核医療法案（坂本昭君外九名発議）

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付した。

クリーニング業法の一部を改正する法律案（大石武一君外九名提出）　社会労働委員会に付託

漁船法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）　農林水産委員会に付託

昨二十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員　苫米地義三君
法務委員　榊原　亨君
同　江田　三郎君
同　青柳　秀夫君
外務委員　笹森　順造君
同　苫米地英俊君
同　重宗　雄三君
大蔵委員　井上　知治君
同　林田　正治君

同　梶原　茂嘉君
同　土田国太郎君
同　小笠原二三男君
同　文教委員　剱木　亨弘君
同　社会労働委員　安部キミ子君
同　農林水産委員　棚橋　小虎君
同　商工委員　木島　虎藏君
同　高橋進太郎君
同　逓信委員　山下　義信君
同　前田佳都男君
予算委員　岩沢　忠恭君
同　小幡　治和君
同　松浦　清一君
同　田中　一君
同　仲原　善一君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員　前田佳都男君
法務委員　土田国太郎君
同　棚橋　小虎君
外務委員　木島　虎藏君
同　井上　知治君
同　林田　正治君
大蔵委員　高橋進太郎君
同　笹森　順造君
同　苫米地英俊君
同　剱木　亨弘君
同　榊原　亨君
文教委員　安部キミ子君
同　梶原　茂嘉君
同　山下　義信君

社会労働委員　坂本　昭君
農林水産委員　小笠原二三男君
同　江田　三郎君
商工委員　青柳　秀夫君
同　重宗　雄三君
同　関根　久藏君
逓信委員　仲原　善一君
予算委員　阿具根　登君
同　吉田　法晴君
同　小幡　治和君
決算委員

同日各委員会において当選した理事は左の通りである。

内閣委員会
理事　山本　利寿君（山本利寿君の補欠）

外務委員会
理事　苫米地英俊君（苫米地英俊君の補欠）

文教委員会
理事　後藤　義隆君（後藤義隆君の補欠）

運輸委員会
理事　江藤　智君（江藤智君の補欠）

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律案　大蔵委員会に付託

国民年金法案　社会労働委員会に付託

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

結核医療法案（坂本昭君外九名発議）

同日衆議院から、左の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

商業調整法案（水谷長三郎君外二十三名提出）

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、左の議案は三月二十四日内閣提出の国民年金法案可決の結果議決を要しないものとなった旨の通知書を受領した。

国民年金法案（八木一男君外十四名提出）

国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律案（八木一男君外十四名提出）

同日委員長から左の報告書を提出した。

日本国とアメリカ合衆国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件議決報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めるの件議決報告書

九州地方開発促進法案可決報告書

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案可決報告書

糸価安定特別会計において昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案可決報告書

糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案可決報告書

港湾運送事業法の一部を改正する法律案可決報告書

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法

同日内閣から、社会保障制度審議会委員である中山福藏君から同審議会委員辞任の申出があったので後任者の推せんを願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を科学技術会議議員に任命致したいので科学技術会議設置法第七条第一項の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

内海　清温
梶井　剛
茅　誠司

去る二十二日行政管理庁行政管理局長岡部史郎君は退官したので、政府委員は自然消滅となった。

昨二十四日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第三十一回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

行政管理庁
行政管理局長　山口　酉君

○議長（松野鶴平君）　これより本日の会議を開きます。

この際、お諮りいたします。松平勇雄君から、裁判官弾劾裁判所裁判員を辞任いたしたい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議員（松野鶴平君）　御異議ないと認めます。よって許可することに決しました。

○議長（松野鶴平君）　つきましては、この際、日程に追加して、裁判官弾劾裁判所裁判員及び欠員中の同予備員の選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松野鶴平君）　御異議ないと認めます。

○斎藤昇君　裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員の選挙は、いずれも、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○阿部竹松君　私は、ただいまの斎藤昇君の動議に賛成いたします。

○議長（松野鶴平君）　斎藤君の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松野鶴平君）　御異議ないと認めます。よって議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に下條康麿君を、同予備員に松村秀逸君を指名いたします。

○議長（松野鶴平君）　日程第一、日本国とアメリカ合衆国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）、日程第二、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めるの件、以上両件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松野鶴平君）　御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。外務委員長杉原荒太君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本国とアメリカ合衆国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年三月十七日

衆議院議長　加藤鐐五郎

参議院議長松野鶴平殿

日本国とアメリカ合衆国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の小包郵便約定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求める。

日本国とアメリカ合衆国との間の小包郵便約定

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、両国の間の小包郵便業務を改善することを希望するので、

下名は、このためそれぞれの政府から正当に委任を受け、次の諸条を協定した。

第一条　小包郵便物の交換

一方日本国と他方アメリカ合衆国（アラスカ、プエルト・リコ、ヴァージン諸島、グァム、サモア及びハワイを含む。）との間に、この約定の施行規則に定める重量及び大きさの限度までの小包郵便物（以下「小包」という。）の交換を行う。

第二条　小包の継越

1　各国の郵政庁（以下「郵政庁」という。）は、他方の郵政庁の業務から発し又はその業務内の配達のためあてられた小包に対し、自己と小包郵便上の関係を有するいずれかの国へ又はその国から自己の業務を経由する継越の権利を保証する。

2　開袋で発送される小包で、一方の郵政庁の業務を経由して、他方の郵政庁へ又は当該他方の郵政庁から継ぎ越されるものは、両郵政庁間の小包の交換に関する条件及び仲介郵政庁と関係第三国郵政庁との間の小包の交換に関する条件に従うものとする。

3　閉袋で発送される小包で、一方の郵政庁の業務を経由して、他方の郵政庁へ又は当該他方の郵政庁から継ぎ越されるものは、両郵政庁の長の間で別に合意される条件に従うものとする。

第三条　小包の料金

1　郵政庁は、自己の業務において差し出される小包の料金を定める。ただし、この料金は、差出国の業務における小包の取扱の費用、両国間の海路又は航空路の運送の費用及び名あて国の業務における小包の取扱について同国に帰属すべき収得額の合計額をこえない範囲内で定めなければならない。

2　前項の小包の料金は、差出人が支払わなければならない。

第四条　小包の包装

各小包は、施行規則に定めるところに従い、運送距離に応じ、かつ、包有品の保護のために適当な方法で包装しなければならない。

第五条　禁制

1　次の物品は、小包郵便によって発送することを禁止する。

(a)　書状又は書状の性質を有する通信文。ただし、必要な記載に

とどまる開封の仕切書は、小包に入れることを許される。

(b) 小包の外装に記載された名あてと異なる名あてを有する包有品

(c) 生きた動物

(d) 両国のいずれかにおいて現行の関税その他に関する法令により輸入を許されていない物品

(e) 爆発性又は発火性の物品及び一般に運送上危険な物品

(f) 風俗を害するおそれのある文書、絵画その他の物品

2　前記の禁制に抵触する小包が一方の郵政庁から他方の郵政庁に交付されたときは、当該他方の郵政庁は、自国の法律及び内国規則に従つて手続を執る。ただし、爆発性又は発火性の物品及び風俗を害するおそれのある文書、絵画その他の物品は、差出元に返送することなく、それらの物品を郵便物中に発見した郵政庁が直ちに棄却する。

3　両郵政庁は、禁制品の表を相互に送付する。

第六条　価格表記

1　小包は、千フランの金額又は差出国の通貨によるその相当額まで価格表記とすることができる。ただし、両郵政庁の長は、合意により、千フランをこえる価格表記金額の限度を定めることができる。

2　価格表記金額は、包有品の実価をこえることができない。ただし、実価の一部のみを表記することは、許される。

3　価格表記小包については、差出の時に、小包の料金のほかに、差出国郵政庁の定める価格表記料を徴収する。

4　前項の価格表記料は、差出国及び名あて国の業務における価格表記の料金と両国間の海路又は航空路の運送に対する価格表記の料金との合計額をこえない範囲内で定めなければならない。

5　硬貨、金銀地金、宝石その他の貴重品を包有する小包は、すべて価格表記としなければならない。価格表記としない小包が硬貨、金銀地金、宝石その他の貴重品を包有していることが名あて国において発見されたときは、その小包は、価格表記小包として名あて人に交付することができる。この場合には、名あて国郵政庁は、3の規定により自己が定める価格表記料を徴収することができる。

第七条　小包郵便物受領証

普通小包の差出人は、差出の時に、差出国郵政庁が任意に定める料金を支払つて小包郵便物受領証を請求することができる。もつとも、価格表記小包の差出人に対し、価格表記の小包郵便物受領証以外の小包郵便物受領証が交付されることはなく、価格表記の小包郵便物受領証について、価格表記料以外の料金が課されることはない。

第八条　到達証、取調請求

1　価格表記小包の差出人は、差出の時に又は差出の後に、差出国郵政庁が定める料金を支払つて到達証を請求することができる。

2　普通小包又は価格表記小包の差出人は、差出の後に、差出国郵政庁が定める料金を支払つてその小包についての取調を請求することができる。ただし、価格表記小包については、差出人が到達証を受けるための特別料金を支払つた場合には、いかなる料金も課されない。

3　小包の差出の後に行われる到達証の請求又は取調請求は、差出の日の翌日から起算して一年の期間内に限り許される。

4　1の到達証の料金及び2の取調請求の料金は、これらの料金について現行の万国郵便条約が規定する最高料金をこえてはならない。

5　到達証の式紙が差出人の請求により航空郵便でその差出人に送達されなければならない場合には、到達証の料金のほかに、相当の航空料金を徴収する。

6　取調請求の式紙が差出人の請求により航空郵便で送達されなければならない場合には、取調請求の料金のほかに、相当の航空料金を、また、回答が航空郵便で送達されなければならないときは、その航空料金の二倍の額を徴収する。

第九条　関税

小包は、名あて国における現行のすべての関税に関する法令に従うものとする。それらの法令により徴収されるべき税金は、小包の交付の時に名あて人から徴収する。

第十条　通関料、配達料、保管料

1　名あて国郵政庁は、税関への交付及び通関のため又は単に税関への交付のため、小包一個につき八十サンチームをこえない料金を名あて人から徴収することができる。

2　名あて国郵政庁は、小包を名あて人の住所において配達するため、小包一個につき五十サンチームをこえない料金を名あて人から徴収することができる。この料金は、名あて人の住所における第二回以後の各提示についても課することができる。

3　名あて国郵政庁は、同郵政庁が定めた期間内に引き取られない小包につき相当の保管料を名あて人から徴収することができる。もつとも、この料金は、小包一個につき五フランをこえることができない。

4　前三項に規定する料金は、小包が国外に転送され、又は返送される場合にも、取り消さない。

第十一条　再発送

1　小包は、名あて人の居所変更により、名あて人の請求がある場合に、及び、名あて国の規則により転送が許されるときは、名あて人の明らかな請求がない場合にも、名あて国内において転送することができる。また、小包は、名あて人の請求がある場合には、国外に転送することができる。ただし、その後の運送につき必要な条件を満たしている場合に限る。価格表記小包は、価格表記郵便としてのほかは、他の国に転送することができない。

2　名あて国の領域内において転送される小包については、名あて国郵政庁は、その内国規則で定める追加料金を名あて人から徴収することができる。この料金は、小包が国外に転送され、又は返送される場合にも、取り消さない。

3　小包が国外に転送される場合には、関係郵政庁に帰属する運送料並びに、価格表記料があるときは、当該価格表記料及び、再発送郵政庁が取消を許さない諸種の料

金があるときは、当該料金は、名あて人から徴収する。

4　前記の転送は、名あて人の請求があり、かつ、新運送に対する航空料金の支払が保証されている場合には、航空路により行うことができる。

5　差出人は、小包及び税関告知書に適当な記載をして転送を禁止することができる。

第十二条　取りもどし、名あて変更

1　差出人は、小包が名あて人に配達されていない間は、これを取りもどし、又はその名あてを変更することができる。

2　小包の取りもどし又は名あて変更の請求は、郵便又は電信により送付する。差出国郵政庁は、各請求について、差出人から料金を徴収することができる。この料金は、日本国にあつては五十サンチームをこえず、アメリカ合衆国にあつては内国規則で定める料金をこえないものとする。請求が航空郵便又は電信により送付されなければならないときは、差出国郵政庁は、この料金のほかに、相当の航空料金又は電報料金を差出人から徴収することができる。

3　前条1ただし書、2、3及び4の規定は、取りもどし又は名あて変更により返送され、又は転送される小包に準用する。

第十三条　配達不能

1　小包の差出人は、名あてのとおり配達することができない場合における小包の処置を差出の時に請求することができる。その細目は、施行規則で定める。

2　差出人が前項の規定による請求を行わないとき、又は差出人の請求に従つても配達することができなかつたときは、配達不能の小包は、名あて局に到着した日の翌日から起算して三十日を経過した後予告なしに差出人に返送するものとし、名あて人が受取拒絶した小包は、直ちに返送するものとする。

3　第十一条2、3及び4の規定は、配達不能により名あて国内において転送され、又は差出元に返送される小包に準用する。これらの規定は、禁制品を包有しているという理由で差出元に返送される小包にも準用する。

4　配達不能の小包で、差出人が放棄するよう請求したものは、返送することなく、2に定める期間が経過した後名あて国の内国法令により処置する。

第十四条　売却、棄却

1　損壊し、又は腐敗しようとするおそれがある物品に限り、送達又は返送の途中においても、予告なしに及び司法上の手続を経ないで、権利者のために直ちに売却することができる。

2　なんらかの理由によつて売却することができない場合には、損壊し、又は腐敗した物品は、棄却する。

第十五条　誤つて引き受けられた小包、誤送小包

1　重量又は大きさが許された限度をこえる小包が誤つて引受発送されたときは、その小包は、差出元に返送することなく、名あて人に配達する。ただし、この取扱は、重量又は大きさが定められた限度を著しくこえる小包には、適用しない。

2　小包が誤送されたときは、誤送を受けた国の郵政庁は、その小包を、自己が利用することができる最も直接の線路により正当な名あて地に転送する。ただし、正当な名あて地に転送することができない小包は、差出元に返送する。価格表記小包は、価格表記郵便としてのほかは、再発送することができない。

3　誤送された航空小包の正当な名あて地への転送又は差出元への返送は、航空路によつて行う。ただし、正当な名あて地への転送は、航空業務を利用することができない場合において、平面路による転送が航空路による差出国経由の送達より短い時間で行われると予想されるときは、平面路によつて行うことができる。

4　この条にいう小包は、再発送国において関税及び他の郵便料金以外の課金を課されないものとする。

第十六条　関税その他の課金の取消

差出元に返送し、差出人が放棄し、包有品の完全な損壊により棄却し、又は第三国に転送する小包に課された関税及び他の郵便料金以外の課金は、日本国においても、アメリカ合衆国においても、取り消される。

第十七条　損害賠償

1　両郵政庁は、次項に掲げる場合を除き、両国間で交換する価格表記小包の亡失及びその包有品の盗取又は損傷について、施行規則に規定する条件に基き責任を負う。

2　両郵政庁は、次の場合には、すべての責任を免かれる。

(a)　名あて人又は返送小包については差出人が配達の時に留保を行うことなく小包を受領した場合。ただし、名あて人又は返送の場合には差出人が配達郵政庁に対し違例を発見した旨を遅滞なく通告し、かつ、盗取又は損傷が配達の後に生じたものでないことを立証したときは、責任は、存続する。

(b)　不可抗力による亡失又は損傷の場合。ただし、いずれの郵政庁も、自己の業務において生じた亡失又は損傷が不可抗力に起因するものであると認める場合においても、任意に、かつ、他方の郵政庁に対する求償権を生ずることなく、不可抗力によるその亡失又は損傷について賠償金を支払うことができる。

(c)　不可抗力に基く業務書類の滅失により郵政庁が小包について調査を行うことができない場合

(d)　損害が差出人の過失若しくは怠慢により又は物品の性質により生じた場合

(e)　禁制品を包有する小包に関する場合

(f)　包有品の実価をこえる金額を詐欺表記した小包に関する場合

(g)　包有品の虚偽の告知により税関が差し押えた小包に関する場合

(h)　小包の差出の日の翌日から起算して一年の期間内に取調請求又は賠償請求が行われなかつた場合

3　両郵政庁は、両国間で交換する普通小包の亡失又はその包有品の

盗取若しくは損傷については、責任を負わない。ただし、いずれの郵政庁も、自己の業務において生ずることのある亡失、盗取又は損傷について、他方の郵政庁に対する求償権を生ずることなく賠償することができる。

4　両郵政庁は、第二条2及び3の小包の亡失又はその包有品の盗取若しくは損傷については、両郵政庁の長の間に反対の取極がない限り、責任を負わない。ただし、いずれの郵政庁も、自己の業務において生ずることのある亡失、盗取又は損傷について、他方の郵政庁に対する求償権を生ずることなく賠償することができる。

第十八条　収得額

1　両国間で交換する小包について、差出国郵政庁は、施行規則に定める金額を名あて国郵政庁に支払う。

2　自国の領域内において到着小包を航空路により運送する郵政庁は、その運送について、差立郵政庁に特別の収得額を請求する権利を有する。その収得額の金額は、両郵政庁の長の合意により定める。ただし、その収得額を定めるための基本料金率は、次条の基本料金率をこえることができない。

3　両国の一方から他方に小包を転送し、又は返送するときは、再発送国郵政庁は、前二項に定める自己の収得額に相当する金額及び場合により次の料金を他方の国の郵政庁から回収する。

(a)　再発送国郵政庁に帰属すべき海路又は航空路の運送料

(b)　再発送国郵政庁が取り消さない諸料金

(c)　第三国に帰属すべき諸料金

4　両国の一方から発し他方を経由して第三国に送付される小包については、差出国郵政庁は、仲介国郵政庁にその要求する金額を支払う。

5　開袋で第三国から発し両国の一方を経由して他方に送付される小包については、仲介国郵政庁は、施行規則に定める金額を名あて国郵政庁に支払う。

第十九条　航空路運送の料金

小包が名あて国の業務によつて航空路により運送される場合には、差出国郵政庁は、施行規則に定める基本料金率に基いて両郵政庁の長の合意により定められる金額を、第三条の航空路の運送の費用として、名あて国郵政庁に支払う。

第二十条　規定されていない郵便料金の徴収禁止

この約定が適用される小包は、この約定の諸条に定める料金以外の郵便料金を課されないものとする。

第二十一条　特別の取極

両郵政庁の長は、両国間で交換する小包に対して代金引換、課金別納その他の特別の業務を設定することが必要であると認めるときは、そのために特別の取極を行うことができる。

第二十二条　基準貨幣単位

この約定の規定において貨幣単位として採用するフランは、重量三十一分の十グラムであつて品位千分の九百である百サンチームの金フランとする。

第二十三条　業務の一時停止

小包郵便の業務を停止することが至当とされるような特別の事情があるときは、いずれの郵政庁も、直ちに他方の郵政庁に通知することを条件として、小包郵便業務の全部又は一部を一時停止することができる。

第二十四条　施行規則、内国法令の適用

1　この約定の実施のため必要な細目は、両郵政庁間の施行規則で定める。

2　この約定に規定されていない事項については、各国において、その内国法令が適用される。

3　両郵政庁は、小包郵便交換に関する自国の法律、命令及び料金並びに将来それらに関して行われることのあるすべての改正を相互に通告する。

第二十五条　約定の効力発生及び有効期間

1　この約定は、昭和十三年六月一日に東京で、及び千九百三十八年六月二十日にワシントンで署名された日本国「アメリカ」合衆国間小包郵便約定を廃棄し、かつ、これに代るものとする。

2　この約定は、それぞれの国の国内法上の手続に従つて承認されるものとし、その後、両国の権限のある当局が合意する日に効力を生ずる。

3　この約定は、いずれか一方の国が他方の国に対しこの約定を廃棄する意思を通告した後六箇月を経過するまで引き続き効力を有する。

ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成し、千九百五十八年十月二日に東京で、及び千九百五十八年十一月三日にワシントンで署名した。

日本国のために
外務大臣　藤山愛一郎
郵政大臣　寺尾　豊

アメリカ合衆国のために
郵政長官
アーサー・E・サマーフィールド

議定書

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、太平洋諸島の信託統治地域の施政権者としてアメリカ合衆国に課された義務を考慮し、日本国とこの信託統治地域との間に小包郵便業務を設定することを希望するので、下名は、このためそれぞれの政府から正当に委任を受け、さらに次の規定を協定した。

1　日本国とアメリカ合衆国との間の小包郵便約定の規定は、日本国と太平洋諸島の信託統治地域との間の小包郵便業務に準用する。

2　日本国と前記の信託統治地域との間の小包郵便業務の実施のため必要な細目は、両国の郵政庁間で定める。

3　この議定書は、前記の約定の効力発生の日に効力を生じ、いずれか一方の国が他方の国に対しこの議定書を廃棄する意思を通告した後六箇月を経過するまで引き続き効力を有する。

ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成し、千九百五十八年十月二日に東京で、及び千九百五十八年十一月三日にワシントンで署名した。

日本国のために
外務大臣　藤山愛一郎
郵政大臣　寺尾　豊

アメリカ合衆国のために
郵政長官
アーサー・E・サマーフィールド

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

昭和三十四年三月十六日

内閣総理大臣　岸　信介

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約

日本国政府及びデンマーク王国政府は、

所得に対する租税に関して二重課税を回避し、及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、

そのため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国政府
デンマーク王国駐在日本国特命全権大使　田付　景一

デンマーク王国政府
外務大臣
イェンス・オット・クラーグ

これらの全権委員は、互にその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条

1　この条約の対象である租税は、次のものとする。

(a)　日本国においては、
所得税及び法人税（以下「日本国の租税」という。）

(b)　デンマークにおいては、
国税である所得税及び地方税である所得税（以下「デンマークの租税」という。）

2　この条約は、所得又は利得に対する他の租税で、1に掲げる租税と実質的に同様の性質を有し、かつ、この条約の署名の日の後にいずれの一方の締約国によつて課せられるものについても、また、適用する。

第二条

1　この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a)　「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されるすべての領域をいう。

(b)　「デンマーク」とは、ファロー諸島及びグリーンランドを除くデンマーク王国をいう。

(c)　「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はデンマークをいう。

(d)　「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はデンマークの租税をいう。

(e)　「日本国の居住者」とは、日本国の租税の課税上日本国の居住者であり、かつ、デンマークの租税の課税上デンマークの居住者でない個人をいい、「デンマークの居住者」とは、デンマークの租税の課税上デンマークの居住者であり、かつ、日本国の租税の課税上日本国の居住者でない個人をいう。

(f)　「一方の締約国の居住者」及び「他方の締約国の居住者」とは、文脈により、日本国の居住者又はデンマークの居住者をいう。

(g)　「日本の法人」とは、日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人又は法人格を有しない団体をいい、「デンマークの法人」とは、デンマークにおいて管理され、かつ、支配される法人であつて、日本の法人でないものをいう。

(h)　「一方の締約国の法人」及び「他方の締約国の法人」とは、文脈により、日本の法人又はデンマークの法人をいう。

(i)　「日本の企業」とは、日本国の居住者又は法人が営む産業上又は商業上の企業又は事業をいい、「デンマークの企業」とは、デンマークの居住者又は法人が営む産業上又は商業上の企業又は事業をいう。

(j)　「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、文脈により、日本の企業又はデンマークの企業をいう。

(k)　「恒久的施設」とは、一方の締約国の企業に関して用いられる場合には、事務所、支店、工場、倉庫その他事業を行う一定の場所をいう。ただし、代理店は、代理人が企業のために契約を協議し、及び締結する包括的権限を有し、かつ、これを常習的に行使するか、又は企業のために通常注文に応ずるに足りる在庫品を有していない限り、含まれない。また、単なる貯蔵施設も、継続して使用されるものは含まれるが、偶発的かつ一時的に使用されるものは含まれない。

この点に関し、

(1)　一方の締約国の企業は、純然たる仲立人、問屋その他独立の代理人でこれらの者としての本来の業務を通常の方法で行うものを通じて他方の締約国内の事業活動を行つたという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとはされない。

(2)　一方の締約国の企業が物品又は商品をもつぱら自己のために購入する事業を行う一定の場所を他方の締約国内に保有しているという事実のみでは、その場所は、その企業の恒久的施設とはならない。

(3)　一方の締約国の法人が他方の締約国の法人又は他方の締約国内で営業若しくは事業を行う法人を支配しているという事実のみでは、その支配されている法人は、当該一方の締約国の法人の恒久的施設とはならない。

(l)　「産業上又は商業上の利得」には、製造業、商業、農業、漁業、鉱業及び保険業の利得並びに銀行業務及び証券業務から生ずる利得を含み、配当、利子、

貸貸料若しくは第六条2にいう使用料又は人的役務の報酬として取得する所得を含まない。

(m) いずれかの締約国について「権限のある当局」とは、その締約国の大蔵大臣又は大蔵大臣が権限を与えた代理者をいう。

2 いずれの一方の締約国がこの条約の規定を適用する場合にも、特に定義されていない用語の意義は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、自国の租税に関する法令における解釈によるものとする。

第三条

1 一方の締約国の企業の産業上又は商業上の利得は、その企業が他方の締約国内に恒久的施設を有しない限り、当該他方の締約国の租税を課せられない。一方の締約国の企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該他方の締約国は、自国内の源泉から生ずるその企業の全所得に対して租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、その恒久的施設が独立の企業として同一又は同様の条件で同一又は同様の活動を行い、かつ、独立の立場でその恒久的施設を有する企業と取引を行つたと仮定した場合に当該他方の締約国内で取得しうべき産業上又は商業上の利得が、その恒久的施設に帰せられるものとし、その恒久的施設に帰せられる利得は、当該他方の締約国内の源泉から生ずる所得とみなされる。

3 一方の締約国が租税を決定するに際しては、他方の締約国の企業がその企業のために当該一方の締約国内で単に購入したにすぎない商品については、所得の計算上考慮しないものとする。

4 物品の売却によつて取得する所得（次項にいう種類の所得を除く。）は、1の規定の適用上、その物品の売却が行われた国から生ずるものとして取り扱う。

5 企業が一方の締約国内で全部又は一部を製造した物品を他方の締約国内で売却することによつて取得する所得は、1の規定の適用上、一部分はその物品が製造された国から、一部分はその物品が売却された国から生ずるものとして取り扱う。

6 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定と矛盾しない範囲内で、産業上又は商業上の利得の配分に関する細目を取りきめることができる。

第四条

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営上若しくは資金上の支配に直接若しくは間接に参加する場合又は

(b) 同一の個人若しくは法人が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営上若しくは資金上の支配に直接若しくは間接に参加する場合

であつて、そのいずれの場合においても、両企業間に、その商業上又は資金上の関係において独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課せられるときは、それらの条件がなかつたならば一方の企業の利得となるべきもので、それらの条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものは、その企業の利得に算入して課税することができる。

第五条

1 第三条及び第四条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が

(a) 当該一方の締約国若しくは他方の締約国又は

(b) 当該他方の締約国に登録されている船舶若しくは航空機の運用から生ずる利得に対する租税

を免除する第三国に登録されている船舶又は航空機の運用により取得する利得は、当該他方の締約国の租税を免除される。

2 この条約は、千九百二十七年十月十五日付の東京において交換された公文によつて効力を生じた海運所得に対する二重課税の回避に関する日本国政府とデンマーク政府との間の取極に影響を及ぼすものと解してはならない。

第六条

1 一方の締約国内に恒久的施設を有しない他方の締約国の居住者又は法人が当該一方の締約国内の源泉から取得する使用料に対して当該一方の締約国が課する租税の額は、その使用料の金額の百分の十五をこえないものとする。

2 この条において「使用料」とは、著作権、特許権、意匠権、秘密工程及び秘密方式、商標権その他これらに類する財産の使用又は使用の権利の対価として支払われる使用料その他の料金をいい、映画フィルム又は産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用に関する貸貸料及びこれに類する収入金を含むが、鉱山若しくは採石場の運用又はその他の天然資源の利用に関して支払われる使用料その他の料金を含まない。

3 著作権、特許権、意匠権、秘密工程及び秘密方式、商標権その他これらに類する財産並びに映画フィルム及び産業上、商業上又は学術上の設備の一方の締約国内における使用又は使用の権利に関する使用料は、その締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。

4 一方の締約国内に恒久的施設を有しない他方の締約国の居住者又は法人が著作権、特許権、意匠権、秘密工程及び秘密方式、商標権その他の産業上の考案並びに映画フィルム（使用料の支払が予想されないフィルムを除く。）を売却することにより当該一方の締約国内の源泉から取得する所得に対して当該一方の締約国が課する租税の額は、収入金額の百分の十五をこえないものとする。

5 前項にいう財産の売却から生ずる所得は、その財産が使用されるべき締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。

第七条

1 一方の締約国内に恒久的施設を有しない他方の締約国の居住者又は法人が当該一方の締約国の法人から支払を受ける配当に対して当該一方の締約国が課する租税の額は、その配当の金額の百分の十五をこえないものとする。

2 一方の締約国の法人が他方の締約国内の源泉から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国においては、その法人が支払う配当（当該他方の締約国の居住者又は法人に支払うものを除く。）に対するいかなる課税も、また、

その法人の留保所得に対する留保所得税としての性質を有するいかなる租税の賦課も、当該配当又は留保所得が前記の利得又は所得の全部又は一部であるとないとを問わず、行われない。

3　一方の締約国の法人が支払う配当は、その締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。

第八条

1　一方の締約国内に恒久的施設を有しない他方の締約国の居住者又は法人が当該一方の締約国内の源泉から取得する利子に対して当該一方の締約国が課する租税の額は、その利子の金額の百分の十五をこえないものとする。

2　この条において「利子」とは、債券、証券、利付証書、社債その他のすべての種類の債権（不動産によつて担保される債権又は債券を含む。）の利子をいう。

3(a)　一方の締約国（その地方公共団体を含む。）若しくはその締約国の法人が発行する債券若しくは社債又は

(b)　その締約国内で預入された預金

の利子は、その締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。

4(a)　一方の締約国の居住者若しくは法人又は

(b)　当該一方の締約国内に恒久的施設を有する他方の締約国の企業

が当該一方の締約国内で行う営業、事業その他の取引に係る貸付金の利子は、当該一方の締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。

第九条

1　一方の締約国が政府の職務の遂行として自国に提供された役務について自国の国民である個人に支払う給料、賃金、恩給又はこれらに類する報酬は、他方の締約国における租税を免除される。

2　この条の規定は、いずれか一方の締約国が利得を得る目的で行う営業又は事業に関して提供された役務につき支払う給料、賃金、恩給又はこれらに類する報酬については、適用しない。

第十条

1　一方の締約国の居住者は、他方の締約国内でいずれかの課税年度において行われた人的役務（自由職業を含む。）に対する利得又は報酬につき、次のことを条件として当該他方の締約国における租税を免除される。

(a)　その居住者が当該他方の締約国内に滞在する期間が当該課税年度を通じて合計百八十三日をこえず、かつ、

(b)　その役務が当該一方の締約国の居住者若しくは法人のために又はそれらの者に代つて行われること。

2　この条の規定は、演劇、映画、ラジオ又はテレビジョン関係の俳優、音楽家及び職業運動家等の芸能人の利得又は報酬については、適用しない。

第十一条

1　一方の締約国からの教授又は教員で、他方の締約国内の大学又はこれに類する高等教育機関において教育を行うため二年をこえない期間当該他方の締約国を訪れるものは、その教育に対する報酬について当該他方の締約国における租税を免除される。

第十二条

1　一方の締約国からの学生又は事業修習者で他方の締約国内で常時教育又は訓練を受けているものは、当該他方の締約国において、その生計、教育又は訓練のため海外から支払われる金額について租税を免除される。

第十三条

1　日本国の居住者がこの条約の規定に基いてデンマークの租税の免除又は軽減を受ける権利を有するときは、死亡者の未分割遺産のうち日本国の居住者である一又は二以上の受益者の分について同様の免除又は軽減が適用される。

2　死亡者の未分割遺産に課せられるデンマークの租税は、日本国の居住者である受益者に生ずる所得に関し、第十五条の規定に従い、その所得について支払われる日本国の租税から控除されるものとする。

第十四条

1　この条約の規定の適用上、

(a)　不動産から生ずる所得（不動産の売却、移転又は交換によつて生ずる収益を含み、不動産によつて担保される債権又は債券から生ずる利子を含まない。）及び鉱山、採石場その他の天然資源の運用に関する使用料は、当該不動産又は鉱山、採石場その他の天然資源が存在する国から生ずる所得として取り扱う。

(b)　船舶又は航空機の売却、移転又は交換によつて生ずる所得はそれらの船舶又は航空機が登録されている国から生ずるものとして取り扱う。

(c)　一方の締約国の企業に属していて他方の締約国内に存在する恒久的施設の売却、移転又は交換によつて生ずる所得は、その恒久的施設が存在する締約国から生ずる所得として取り扱う。

(d)　株券、債券、社債及びこれらに類する資産の売却、移転又は交換によつて生ずる資産収益は、それらの資産が売却された国から生ずるものとして取り扱う。

(e)　労働又は人的役務に対する給料、賃金又はこれらに類する報酬及び自由職業の役務に対する報酬は、それらの報酬が支払われる役務が行われた国の源泉から生ずる所得として取り扱われ、また、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機において行われた役務は、当該締約国において行われたものとみなされる。

2　この条の1又は前諸条の規定により源泉が定められていない所得は、その所得の受領者がその居住者又は法人である締約国内の源泉から生ずる所得とみなされる。

第十五条

1　日本国は、その居住者（日本国の租税の課税上日本国の居住者であり、かつ、デンマークの租税の課税上デンマークの居住者である個人を含む。）又は法人に対する日本国の租税を決定するに際し、日本国の法令に基いて課税することができるすべての項目の所得をその租税の課税標準に含めることができる。ただし、デンマーク内の源泉から生じ、かつ、両締約国の

租税を課せられる所得についてデンマークの法令に基き、かつ、この条約の規定に従つて支払われる（直接にであると源泉徴収によるとを問わない。）デンマークの租税の額は、その所得について支払われる日本国の租税から、日本国の租税が課せられる全所得に対する当該所得の割合を日本国の租税の額に乗じて得た額を限度として、控除されるものとする。

2　デンマークは、その居住者（デンマークの租税の課税上デンマークの居住者であり、かつ、日本国の租税の課税上日本国の居住者である個人を含む。）又は法人に対するデンマークの租税を決定するに際し、デンマークの法令に基いて課税することができるすべての項目を所得をその租税の課税標準に含めることができる。ただし、日本国内の源泉から生じ、かつ、両締約国の租税を課せられる所得について、日本国の法令に基き、かつ、この条約の規定に従つて支払われる（直接にであると源泉徴収によるとを問わない。）日本国の租税の額は、その全所得について支払われるデンマークの租税から、デンマークの租税が課せられる全所得に対する当該所得の割合をデンマークの租税の額に乗じて得た額を限度として、控除されるものとする。

3　前二項の規定は、第九条、第十一条及び第十二条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

第十六条

両締約国の権限のある当局は、この条約の規定を実施するため、租税に関して詐欺を防止するため、又は脱税に対処することを目的とする法規を実施するために必要な情報で両締約国のそれぞれの税法に基いて行政の通常の運営において入手することができるものを交換するものとする。こうして交換された情報は、秘密として取り扱わなければならず、租税の賦課及び徴収に関与し、又はこれらに関する異議についての決定に関与する者（裁判所を含む。）以外のいかなる者にも漏らしてはならない。営業上、事業上、産業上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報は、交換してはならない。

第十七条

納税者は、いずれか一方の締約国の税務当局の行為によりこの条約の規定に反して二重課税の結果が生じたこと又は生ずるに至ることを明らかにするときは、自己がその居住者又は法人である締約国の権限のある当局に対し異議を申し立てることができる。この申立が正当であると認められるときは、その権限のある当局は、当該二重課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局と合意に達するように努めるものとする。

第十八条

この条約の解釈若しくは適用に関し、又は一方の締約国といずれかの第三国との間の条約に対するこの条約の関係に関して困難又は疑義が生じた場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によつて問題を解決することができる。もつとも、この規定は、この条約に関して生ずる紛争を両締約国間の外交上の経路による交渉によつて解決することを妨げるものと解してはならない。

第十九条

1　この条約の規定は、国際法の一般原則により、外交官及び領事官に対して与えられてきたか又は将来与えられることのある一層広範な免除を享有する権利に影響を及ぼすものではない。

2　この条約の規定は、一方の締約国が租税を決定するに際し、自国の法令によつて現在認められているか又は将来認められることのある免除、減額、控除その他の減免をいかなる形においても制限するものと解してはならない。

3　いずれの一方の締約国の権限のある当局も、この条約の規定の解釈及び実施のために必要な定を設けることができ、また、この条約の規定を実施するため直接相互に通信することができる。

第二十条

1　一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民が課されるか又は課されることがある租税又はこれに関連する要件と異なるか、それよりも高いか又はそれよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

2　一方の締約国の企業は、他方の締約国内に恒久的施設を有するときは、当該他方の締約国において、当該他方の締約国の企業が課されるか又は課されることがある租税又はこれに関連する要件と異なるか、それよりも高いか又はそれよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

3　一方の締約国の企業で資本の全部又は一部が他方の締約国の居住者又は法人の一又は二以上によつて所有されているものは、当該一方の締約国内において、当該一方の締約国の他の企業で資本の全部又は一部が当該一方の締約国の居住者又は法人の一又は二以上によつて所有されているものが課されるか又は課されることがある租税又はこれに関連する要件と異なるか、それよりも高いか又はそれよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

4　「国民」とは、いずれかの締約国の国籍を有するすべての個人及びいずれかの締約国において施行されている法令によりその地位を与えられたすべての法人その他の団体（法人格を有すると有しないとを問わない。）をいう。

5　この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

6　この条のいかなる規定も、いずれかの締約国が、自国の居住者でない他方の締約国の国民に対し、法令により自国の居住者にのみ適用される租税上の人的控除、救済及び軽減を認めることを義務づけるものと解してはならない。

第二十一条

1　この条約は、ファロー諸島及びグリーンランドの地域に対し、この条約の対象である租税と実質的に同様の性質を有する租税がこれらの地域において課される場合には、そのまま又は修正を加えて適用することができる。この適用及び修正は、この目的のために交換される公文において両締約国の政府間で定められ、かつ、合意されるものとする。

2　この条約の規定に基きこの条約が適用された地域に対するこの条約の適用は、第二十二条の規定

に基きこの条約が終了するときは、両締約国政府が明白に別の合意をしない限り、終了するものとする。

第二十二条

1　この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかに東京で交換されるものとする。

2　この条約は、批准書の交換の日に効力を生ずるものとし、かつ、

(a)　日本国においては、

批准書の交換が行われた年の一月一日以後に開始する各課税年度について、

(b)　デンマークにおいては、

批准書の交換が行われた年の四月一日以後に開始する各課税年度について、

適用するものとする。

3　この条約は、五年の期間引き続き効力を有し、その期間の後は無期限に効力を有するが、いずれの一方の締約国も、少くとも六箇月前に終了の予告を与えることによつて、五年の期間の終りに、又はその後いつでもこの条約を終了させることができる。その場合には、この条約は、

(a)　日本国においては、

その予告に示された期間が満了した年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について、

(b)　デンマークにおいては、

その予告に示された期間が満了した年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度の租税について、

効力を失うものとする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百五十九年三月十日にコペンハーゲンで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
田付景一

デンマーク王国のために
J・O・クラーグ

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約に署名するに当つて、下名の全権委員は、同条約の不可分の一部をなす次の規定を協定した。

デンマーク、ノールウェー及びスウェーデン共同航空運送機関たるスカンディナヴィア航空企業組織（SAS）に関し、第五条の規定は、当該航空機がデンマーク、ノールウェー又はスウェーデンのいずれに登録されているかを問わず、同機関がその航空機の運用によつて取得する利得（同機関のデンマークの構成員が同機関につき有する持分に比例して割り当てられる利得に限る。）について適用する。

千九百五十九年三月十日にコペンハーゲンで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
田付景一

デンマーク王国のために
J・O・クラーグ

○杉原荒太君　ただいま議題となりました条約二件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

〔杉原荒太君登壇、拍手〕

まず、日本国とアメリカ合衆国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件について申し上げます。

わが国と米国との間の小包郵便物の交換業務は、戦前は、昭和十三年の約定によって処理され、戦後も、対日平和条約の規定に基いて復活された同じ約定によって行われてきております。しかし、この古い約定は、今日の実情に適するよう改定の必要がありましたので、政府は米国との間に新約定の締結交渉を進めて参りました結果、本約定が作成され、わが国は、昨年十月二日東京で、米国側は、十一月三日ワシントンで署名を行なったのであります。

この約定は、小包交換に関する条件、手続、料金等について定めておりますが、航空小包に関する規定を新たに織り込んだほか、数点にわたって実情に適した改善が加えられております。

本件の審議におきましては、戦後日米間の航空小包交換はいかなる基準に基いて行われてきたのか。本約定の適用範囲外と認められる沖縄、小笠原とわが国本土との間の小包の取扱いはどうなっているか。わが国とソビエト連邦との間に小包郵便物の交換はできるのか等の点につき、質疑が行われましたが、詳細は会議録により御承知を願いたいと存じます。

次に、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めるの件について申し上げます。

この条約は、本年三月十日、コペンハーゲンで署名され、一定の所得に対する二重課税回避の方法並びに脱税防止のための措置等を規定したものでありまして、去る三月十一日、本院で承認いたしましたパキスタン及びノールウェーとの間の二重課税の防止のための条約と同様の趣旨のものであります。

委員会は、昨三月二十四日、以上両件の質疑を終え、討論、採決の結果、両件とも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（松野鶴平君）　別に御発言もなければ、これより両件の採決をいたします。両件全部を問題に供します。両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野鶴平君）　総員起立と認めます。よって両件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長（松野鶴平君）　日程第三、特定港湾施設工事特別会計法案、
日程第四、国税徴収法案、
日程第五、国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、
日程第六、糸価安定特別会計において昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案、
日程第七、糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案（いずれも内閣提出、衆議院送付）、
日程第八、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のた

めの日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案（内閣提出）、

以上六案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（松野鶴平君）　御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長加藤正人君。

審査報告書

特定港湾施設工事特別会計法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月二十日

大蔵委員長　加藤　正人

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、特定港湾施設整備特別措置法に基く特定港湾施設工事等に関する経理を一般会計と区分して明確にするため、新たに特別会計を設置しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため別に費用を要しないが、昭和三十四年度特別会計予算に特定港湾施設工事特別会計の歳入、歳出として、七十七億七千万円がそれぞれ計上されている。

特定港湾施設工事特別会計法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年三月十二日

衆議院議長　加藤鐐五郎

参議院議長松野鶴平殿

特定港湾施設工事特別会計法案

特定港湾施設工事特別会計法

（設置）

第一条　特定港湾施設整備特別措置法（昭和二十四年法律第　号）第二条に規定する特定港湾施設工事（以下「特定港湾施設工事」という。）及びこれに密接な関連のある港湾工事であつて国以外の者がその費用の全額を負担し、国が委託に基き施行するもの（以下「受託工事」という。）に関する経理を一般会計と区分して行うため、特別会計を設置する。

（管理）

第二条　この会計は、運輸大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

（歳入及び歳出）

第三条　この会計においては、第五条の規定による一般会計からの繰入金、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十二条第二項において準用する同法第四十二条第一項本文若しくは第二項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）第三条第二項において準用する同法第二条第一項又は特定港湾施設整備特別措置法第四条の規定に基く港湾管理者の負担金（以下「港湾管理者負担金」という。）、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律（昭和二十八年法律第百十一号）第一項の規定により納付された地方債証券で特定港湾施設工事に関する費用に係るものの償還金及び利子、企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第八条第四項後段の規定による負担金、受託工事に係る納付金、第十四条第一項の規定による借入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、特定港湾施設工事に要する費用及び受託工事に要する費用（これらの工事のうち国が北海道で行うものに係る職員の給与に要する費用その他の工事事務費その他第六条第一項の規定による一般会計への繰入金に相当する費用を除く。）、事務取扱費、第十四条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、第六条第一項の規定による一般会計への繰入金並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

（歳入及び歳出等の整理）

第四条　この会計においては、歳入及び歳出並びに資産及び負債を政令で定める特定港湾施設工事及び受託工事の別（以下「工事別等の区分」という。）に従つて整理しなければならない。

（一般会計からの繰入）

第五条　特定港湾施設工事に関する費用で国庫が負担するものの額に相当する金額は、第十四条第三項の規定により国庫が負担する費用の財源に充てられるものその他政令で定めるものの額に相当する金額を除き、予算の範囲内において、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

2　前項の規定により繰り入れる金額は、政令で定めるところにより、工事別等の区分に従つて繰り入れるものとする。

（他会計への繰入）

第六条　受託工事に係る納付金のうち、当該工事について一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該納付金を収納した後、遅滞なく、この会計から一般会計に繰り入れるものとする。

2　第十四条第一項の規定による借入金の償還金及び利子の額に相当する金額は、工事別等の区分に従つて、この会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

（歳入歳出予定計算書等の作成及び送付）

第七条　運輸大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書（以下「歳入歳出予定計算書等」という。）を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2　前項の歳入歳出予定計算書等には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一　前前年度の事業実績表、借入金の借入及び償還実績表並びに港湾管理者負担金に係る債権の発生及び回収実績表

二　前年度及び当該年度の事業計画表、借入金の借入及び償還計画表並びに港湾管理者負担金に係る債権の発生予定及び回収計画表

三　国庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに数会計年度にわたる事業に伴うものについてはその全体の計画及びその進行状況等に関する調書

3　前項各号の添附書類は、工事別等の区分に従つて作成するものとする。ただし、同項第二号に掲げる書類で当該年度に係るものについては、この限りでない。

（歳入歳出予算の区分）

第八条　この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に、それぞれ区分する。

（国庫債務負担行為の区分）

第九条　国庫債務負担行為は、工事別に、その必要の理由を明らかにし、かつ、これをする年度及び債務負担の限度額を明らかにし、また必要に応じてこれに基いて支出すべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。

（予算の作成及び提出）

第十条　内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の予算には、第七条第一項に規定する歳入歳出予定計算書等及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定を準用する。

（予算の配賦）

第十一条　この会計の予算でその項又は目が工事別等の区分によつていないものの配賦は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第二項の規定によるほか、工事別等の区分により行うものとする。

（収入金の使途）

第十二条　この会計の工事別等の区分に応ずる収入金は、第十四条第三項に定めるもののほか、当該区分に応ずる費用の財源に充てるものとする。この場合において、その収入金のうち当該費用の財源に充てる必要がない剰余を生じたときにおける当該剰余の処理については、政令で定める。

（予備費の使用）

第十三条　この会計の予備費は、当該年度の工事別等の区分による歳入予算の額をこえる歳入の収納済額に相当する額（当該年度において当該工事別等の区分に応じ既に使用した予備費の額に相当する額を除く。）を限度として、工事別等の区分に従つて使用することができる。

（借入金）

第十四条　この会計において、特定港湾施設工事に関する費用のうち港湾管理者負担金の額に相当するものの財源に充てるため必要があるときは、この会計の負担において、政令で定めるところにより、工事別等の区分に従つて借入金をすることができる。

2　前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3　港湾管理者負担金並びに第三条に規定する地方債証券の償還金及び利子は、第一項の規定による借入金の償還金及び利子の財源に充てるものとし、当該財源に充ててなお残余があるときは、その残余の額は、特定港湾施設工事に関する費用のうち国庫が負担するものの財源に充てなければならない。

（借入限度の繰越）

第十五条　この会計において、借入金の借入について国会の議決を経た金額のうち、当該年度において借入をしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度において、前条第一項の規定による借入金をすることができる。

（借入金の借入及び償還の事務）

第十六条　第十四条第一項の規定による借入金の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

（歳出の支出制限）

第十七条　この会計においては、工事別等の区分による歳出予算の金額を支出するには、当該区分による歳入の収納済額をこえてはならない。

（歳入歳出決定計算書の作成及び送付）

第十八条　運輸大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分によるほか、工事別等の区分に従つて、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2　前項の歳入歳出決定計算書には、工事別等の区分に従つて作成した次に掲げる書類を添附しなければならない。

一　当該年度の事業実績表

二　債務に関する計算書

三　港湾管理者負担金に係る債権の発生及び回収実績表

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第十九条　内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

（剰余金の繰入）

第二十条　この会計において、毎会計年度における歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、当該剰余金は、工事別等の区分により、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（余裕金の預託）

第二十一条　この会計において、工事別等の区分に応ずる支払上現金に余裕があるときは、当該区分に従つて、これを資金運用部に預託することができる。

（実施規定）

第二十二条　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年度の予算から適用する。

2　この法律の施行の際港湾法第五十二条第一項又は北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三条第一項の規定により運輸大臣が直轄で施行している工事で政令で定めるものに係る資産及び負債は、政令で定めるところにより、この会計に帰属する。

3　退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等から支給する一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「退職手当を支給する財源」を「退職手当の支給に要する費用の財源」に改め、「中小漁業融資保証保険特別会計」の下に「、特定土地改良工事特別会計」を、「自動車損害賠償責任再保険特別会計」の下に「、特定港湾施設工事特別会計」を加える。

第二条中「退職手当を支給する財源」を「退職手当の支給に要する費用の財源」に改める。

4　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　特定港湾施設工事特別会計の経理を行うこと。

審査報告書

国税徴収法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月二十日

大蔵委員長　加藤　正人

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、国税徴収の現況にかえりみ、私法秩序との調整を図りつつ、国税収入を確保することを基本とし、国税と抵当権等により担保される債権とが競合した場合における国税の優先権を緩和し、差押、換価、配当等の手続の整備改善を行うとともに、関係者の保護のため必要な措置を講じ、その他納税の猶予に関する要件の緩和、差押禁止財産の範囲の拡張等国税徴収の制度の全般にわたり合理化を図ろうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

国税徴収法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年三月十二日

衆議院議長松野鶴平殿

参議院議長　加藤鐐五郎

国税徴収法案

国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）の全部を改正する。

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　国税と他の債権との調整
第一節　一般的優先の原則（第八条―第十一条）
第二節　国税及び地方税の調整（第十二条―第十四条）
第三節　国税と被担保債権との調整（第十五条―第二十二条）
第四節　国税と仮登記又は譲渡担保に係る債権との調整（第二十三条―第二十五条）
第五節　国税及び地方税等と私債権との競合の調整（第二十六条）
第三章　納税義務
第一節　納税義務の承継（第二十七条―第二十九条）
第二節　連帯納税義務（第三十条・第三十一条）
第三節　第二次納税義務（第三十二条―第三十九条）
第四節　人格のない社団等の納税義務（第四十条・第四十一条）
第四章　納税の請求
第一節　納税の告知（第四十二条―第四十四条）
第二節　督促（第四十五条・第四十六条）
第五章　滞納処分
第一節　財産の差押
第一款　通則（第四十七条―第五十五条）
第二款　動産又は有価証券の差押（第五十六条―第六十一条）
第三款　債権の差押（第六十二条―第六十七条）
第四款　不動産等の差押（第六十八条―第七十一条）
第五款　無体財産権等の差押（第七十二条―第七十四条）
第六款　差押禁止財産（第七十五条―第七十八条）
第七款　差押の解除（第七十九条―第八十一条）
第二節　交付要求（第八十二条―第八十八条）
第三節　財産の換価
第一款　通則（第八十九条―第九十三条）
第二款　公売（第九十四条―第百八条）
第三款　随意契約による売却（第百九条・第百十条）
第四款　売却決定（第百十一条―第百十四条）
第五款　代金納付及び権利移転（第百十五条―第百二十七条）
第四節　換価代金等の配当（第百二十八条―第百三十五条）
第五節　滞納処分費（第百三十六条―第百三十八条）
第六節　雑則
第一款　滞納処分の効力（第百三十九条・第百四十条）
第二款　財産の調査（第百四十一条―第百四十七条）
第六章　納税の猶予及び担保
第一節　徴収猶予（第百四十八条―第百五十二条）
第二節　滞納処分の停止（第百五十三条・第百五十四条）
第三節　納税の猶予に伴う利子税額等の減免（第百五十五条）
第四節　納税の猶予に伴う担保（第百五十六条・第百五十七条）
第五節　保全担保及び保全差押（第百五十八条・第百五十九条）
第六節　担保の処分（第百六十条）
第七章　還付（第百六十一条―第百六十五条）
第八章　再調査、審査及び訴訟（第百六十六条―第百七十三条）
第九章　雑則（第百七十四条―第百八十六条）
第十章　罰則（第百八十七条―第百八十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国税の賦課、徴収及び還付に関する手続の執行について必要な事項を定め、私法秩序との調整を図りつつ、国民の納税義務の適正な実現を通じて国

税収入を確保することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　国税　国が課する税のうち関税、とん税及び特別とん税以外のものをいう。

二　地方税　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号（用語）に規定する地方団体の徴収金（都、特別区及び全部事務組合のこれに相当する徴収金を含む。）をいう。

三　附帯税額　利子税額、延滞加算税額、過少申告加算税額、過少納付加算税額、軽加算税額、無申告加算税額、源泉徴収加算税額及び重加算税額をいう。

四　内国消費税　酒税、砂糖消費税、物品税、揮発油税、地方道路税及びトランプ類税（これらの税に係る延滞加算税額及び滞納処分費を含む。）をいう。

五　公課　滞納処分の例により徴収することができる債権のうち国税及び地方税以外のものをいう。

六　納税者　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）その他の国税に関する法律の規定に基いて国税（その滞納処分費を含む。第四十二条（納税の告知）、第四十五条（督促）及び第四十六条（延滞加算税額）を除き、以下同じ。）を納付する義務を負う者（第二次納税義務者及び保証人を含む。）をいう。

七　第二次納税義務者　第三十三条から第三十九条まで（無限責任社員等の第二次納税義務）又は第四十一条第二項若しくは第三項（人格のない社団等に係る第二次納税義務）の規定により納税者の国税を納付する義務を負う者をいう。

八　保証人　第百五十六条第一項第六号（保証人）又は酒税法（昭和二十八年法律第六号）その他の国税に関する法律の規定により、納税者の国税の納付について保証をした者をいう。

九　滞納者　納税者でその納付すべき国税をその納付の期限までに納付しないものをいう。

十　法定納期限　所得税法その他の国税に関する法律の規定により国税を納付すべき期限（修正申告、期限後申告、更正若しくは決定（内国消費税又は入場税に係るものを除く。）、延納、繰上徴収又は徴収に関する猶予に係る期限を除く。）をいい、附帯税額及び滞納処分費については、その徴収の基因となつた国税の当該期限をいう。

十一　徴収職員　税務署長又は国税の徴収に関する事務につきその委任を受けた職員をいう。

十二　強制換価手続　滞納処分（その例による処分を含む。以下同じ。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続及び破産手続をいう。

十三　執行機関　滞納処分を執行する行政機関その他の者（以下「行政機関等」という。）、裁判所、執行吏、強制管理人及び破産管財人をいう。

（他の国税に関する法律との関係）

第三条　この法律に規定する事項で他の国税に関する法律に別段の定があるものは、その定めるところによる。

（期間の計算及び期限の特例）

第四条　国税に関する法律に定める期間の計算については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百三十九条から第百四十三条まで（期間）に定めるところによる。

2　国税に関する法律に定める国税の申告、申請、納付又は徴収に関する期限（前項の規定の適用がある期限その他政令で定める期限を除く。）が民法第百四十二条（期間の満了の特例）に規定する休日に該当するときは、その国税に関する法律の規定にかかわらず、その休日の翌日をその期限とみなす。

（書類の送達）

第五条　国税の賦課、徴収、還付又は再調査若しくは審査に関する書類は、郵便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。以下同じ。）に送達する。ただし、納税管理人があるときは、国税の賦課、徴収（滞納処分を除く。）又は還付に関する書類については、その住所又は居所に送達する。

2　交付送達は、税務署所属の職員が、前項の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付して行う。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。

3　次の各号の一に掲げる場合には、交付送達は、前項の規定による交付に代え、当該各号に掲げる行為により行うことができる。

一　送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に出会わない場合　その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付すること。

二　書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受取を拒んだ場合　送達すべき場所に書類を差し置くこと。

4　通常の取扱による郵便によつて第一項に規定する書類を発送した場合には、その郵便物は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。

5　税務署長は、前項に規定する場合には、その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、あて先及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておかなければならない。

（公示送達）

第六条　税務署長は、前条の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であり、又はこの法律の施行地にない場合には、その送達に代えて公示送達をすることができる。

2　公示送達は、税務署長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨をその税務署の掲示場に掲示して行う。

3　前項の場合において、掲示を始めた日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

（納税管理人）

第七条　納税者は、納税地に住所及び居所を有しないときは、納税に関する事項を処理させるため、納税地に住所又は居所を有する者その他その納税につき便宜を有する者のうちから納税管理人を定めることができる。

2　納税者は、この法律の施行地に住所及び居所を有せず、又は有しないこととなるときは、前項の納税管理人を定めなければならない。

3　納税者は、前二項の規定により納税管理人を定めたときは、その納税地を所轄する税務署長に申告しなければならない。その納税管理人を変更したときも、また同様とする。

第二章　国税と他の債権との調整

第一節　一般的優先の原則

（国税優先の原則）

第八条　国税は、納税者の総財産について、この章に別段の定がある場合を除き、すべての公課その他の債権に先だつて徴収する。

（強制換価手続の費用の優先）

第九条　納税者の財産につき強制換価手続が行われた場合において、国税の交付要求をしたときは、その国税は、その手続により配当すべき金銭（以下この章において「換価代金」という。）につき、その手続に係る費用に次いで徴収する。

（直接の滞納処分費の優先）

第十条　納税者の財産を国税の滞納処分により換価したときは、その滞納処分に係る滞納処分費は、次条、第十四条から第十七条まで（担保を徴した国税の優先等）及び第十九条から第二十一条まで（先取特権等の優先）の規定にかかわらず、その換価代金につき、他の国税、地方税その他の債権に先だつて徴収する。

（強制換価の場合の内国消費税の優先）

第十一条　第四十四条（強制換価の場合の内国消費税の徴収）の規定により徴収する国税は、次条から第十七条まで（差押先着手による国税の優先等）及び第十九条から第二十一条まで（先取特権等の優先）の規定にかかわらず、その徴収の基因となつた移出又は販売に係る物品の換価代金につき、他の国税、地方税その他の債権に先だつて徴収する。

第二節　国税及び地方税の調整

（差押先着手による国税の優先）

第十二条　納税者の財産につき国税の滞納処分による差押をした場合において、他の国税又は地方税の交付要求があつたときは、その差押に係る国税は、その換価代金につき、その交付要求に係る他の国税又は地方税に先だつて徴収する。

2　納税者の財産につき国税又は地方税の滞納処分による差押があつた場合において、国税の交付要求をしたときは、その換価代金につき、その交付要求に係る国税は、その差押に係る国税又は地方税（第九条（強制換価手続の費用の優先）の規定の適用を受ける費用を除く。）に次いで徴収する。

（交付要求先着手による国税の優先）

第十三条　納税者の財産につき強制換価手続が行われた場合において、国税及び地方税の交付要求があつたときは、その換価代金につき、先にされた交付要求に係る国税は、後にされた交付要求に係る国税又は地方税に先だつて徴収し、後にされた交付要求に係る国税は、先にされた交付要求に係る国税又は地方税に次いで徴収する。

（担保を徴した国税の優先）

第十四条　国税につき徴した担保財産があるときは、前二条の規定にかかわらず、その国税は、その換価代金につき他の国税及び地方税に先だつて徴収する。

第三節　国税と被担保債権との調整

（法定納期限等以前に設定された質権の優先）

第十五条　納税者がその財産上に質権を設定している場合において、その質権が国税の法定納期限（次の各号に掲げる国税については、当該各号に掲げる日とし、当該国税に係る附帯税額及び滞納処分費については、その徴収の基因となつた国税に係る当該各号に掲げる日とする。以下「法定納期限等」という。）以前に設定されているものであるときは、その国税は、その換価代金につき、その質権により担保される債権に次いで徴収する。

一　法定納期限後にその納付すべき額が確定した国税　その納税告知書を発した日（所得税、法人税、相続税、贈与税又は再評価税で申告により確定したものについては、その申告があつた日とし、所得税の予定申告に係る更正又は決定により確定したものについては、その通知書を発した日とする。）

二　法定納期限前に第四十三条第三項（繰上徴収）の規定により告知がされた国税　その告知により指定された納期限

三　所得税法第三章（予定納税及び予定申告）の規定により第二期において納付すべき所得税　第一期において納付すべき所得税の納期限（第一期において納付すべき所得税の額をこえる部分の所得税については、予定納税及び予定申告に係る更正若しくは決定の通知書を発した日又は予定納税額修正申告書の提出があつた日）

四　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第三十五条第五項（申告書の提出期限前の決定）の規定による決定により確定した相続税　その納税告知書を発した日

五　再評価税で確定した税額を二以上の納期において納付するもののうち最初の納期後の納期において納付する再評価税　その再評価税の最初の納期限

六　第二十四条第二項（譲渡担保権者の物的納税責任）又は第百五十九条第三項（保全差押の金額の通知）の規定により告知し、又は通知した金額の国税　これらの規定による告知書又は通知書を発した日

七　相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）の固有の財産から徴収する被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）の国税及び相続財産から徴収する相続人の固有の国税（相続のあつた日前にその納付すべき税額が確定したものに限る。）その相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）があつた日

八　合併により消滅した法人（以下「被合併法人」という。）に属していた財産から徴収する合併後存続する法人又は当該合併に係る他の被合併法人の固有の国税及び合併後存続する法人の固有の財産から徴収する被合併法人の国税（合併のあつた日前にその納付すべき税額が確定したものに限る。）その合併のあつた日

九　第二次納税義務者又は保証人として納付すべき国税　第三十二条第一項（第二次納税義務者に対する納付通知）（第百六十条第四項（保証人からの徴収）において準用する場合を含む。）の納付通知書を発した日

2　前項の規定は、登記（登録を含む。以下同じ。）をすることができる質権以外の質権については、その質権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、その設定の事実を証明した場合に限り適用する。この場合において、有価証券を目的とする質権以外の質権については、その証明は、次に掲げる書類によつてしなければならない。

一　公正証書

二　登記所又は公証人役場において日附のある印章が押されている私署証書

三　郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十三条（内容証明）の規定により内容証明を受けた証書

3　前項各号の規定により証明された質権は、第一項の規定の適用については、民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第五条（確定日附がある証書）の規定により確定日附があるものとされた日に設定されたものとみなす。

4　第一項の質権を有する者は、第二項の証明をしなかつたため国税に後れる金額の範囲内においては、第一項の規定により国税に優先する後順位の質権者に対して優先権を行うことができない。

（法定納期限等以前に設定された抵当権の優先）

第十六条　納税者が国税の法定納期限等以前にその財産上に抵当権を

設定しているときは、その国税は、その換価代金につき、その抵当権により担保される債権に次いで徴収する。

（譲受前に設定された質権又は抵当権の優先）

第十七条　納税者が質権又は抵当権の設定されている財産を譲り受けたときは、国税は、その換価代金につき、その質権又は抵当権により担保される債権に次いで徴収する。

2　前項の規定は、登記をすることができる質権以外の質権については、その質権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、同項の譲受前にその質権が設定されている事実を証明した場合に限り適用する。この場合においては、第十五条第二項後段及び第三項（優先質権の証明）の規定を準用する。

（質権及び抵当権の優先額の限度等）

第十八条　前三条の規定に基き国税に先だつ質権又は抵当権により担保される債権の元本の金額は、その質権者又は抵当権者がその国税に係る差押又は交付要求の通知を受けた時における債権額を限度とする。ただし、その国税に優先する他の債権を有する者の権利を害することとなるときは、この限りでない。

2　質権又は抵当権により担保される債権額を増加する登記がされた場合には、その登記がされた時において、その増加した債権額につき新たに質権又は抵当権が設定されたものとみなして、前三条の規定を適用する。

（不動産保存の先取特権等の優先）

第十九条　次に掲げる先取特権が納税者の財産上にあるときは、国税は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。

一　不動産保存の先取特権

二　不動産工事の先取特権

三　商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百十条（救助者の先取特権）若しくは第八百四十二条（船舶債権者の先取特権）又は国際海上物品運送法（昭和三十二年法律第百七十二号）第十九条（船舶先取特権）の先取特権

四　国税に優先する債権のため又は国税のために動産を保存した者の先取特権

2　前項第三号及び第四号の規定は、その先取特権者が、強制換価手続において、その執行機関に対しその先取特権がある事実を証明した場合に限り適用する。

（法定納期限等以前にある不動産賃貸の先取特権等の優先）

第二十条　次に掲げる先取特権が納税者の財産上に国税の法定納期限等以前からあるとき、又は納税者がその先取特権のある財産を譲り受けたときは、その国税は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。

一　不動産賃貸の先取特権その他質権と同一の順位又はこれらに優先する順位の動産に関する特別の先取特権（前条第一項第三号及び第四号に掲げる先取特権を除く。）

二　不動産売買の先取特権

三　借地法（大正十年法律第四十九号）第十三条（土地所有者等の先取特権）、罹災都市借地借家臨時処理法（昭和二十一年法律第十三号）第八条（賃貸人等の先取特権）又は接収不動産に関する借地借家臨時処理法（昭和三十一年法律第百三十八号）第七条（賃貸人等の先取特権）に規定する先取特権

四　登記をした一般の先取特権

2　前条第二項の規定は、前項第一号に掲げる先取特権について準用する。

（留置権の優先）

第二十一条　留置権が納税者の財産上にある場合において、その財産を滞納処分により換価したときは、その国税は、その換価代金につき、その留置権により担保されていた債権に次いで徴収する。この場合において、その債権は、質権、抵当権又は先取特権により担保される債権に先だつて配当するものとする。

2　前項の規定は、その留置権者が、滞納処分の手続において、その行政機関等に対し、その留置権がある事実を証明した場合に限り適用する。

（担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収）

第二十二条　納税者が他に国税に充てるべき十分な財産がない場合において、その者がその国税の法定納期限等後に登記した質権又は抵当権を設定した財産を譲渡したときは、納税者の財産につき滞納処分を執行してもなおその国税に不足すると認められるときに限り、その国税は、その質権者又は抵当権者から、これらの者がその譲渡に係る財産の強制換価手続において、その質権又は抵当権によつて担保される債権につき配当を受けるべき金額のうちから徴収することができる。

2　前項の規定により徴収することができる金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した額をこえることができない。

一　前項の譲渡に係る財産の換価代金から同項に規定する債権が配当を受けるべき金額

二　前号の財産を納税者の財産とみなし、その財産の換価代金につき前項の国税の交付要求があつたものとした場合に同項の債権が配当を受けるべき金額

3　税務署長は、第一項の規定により国税を徴収するため、同項の質権者又は抵当権者に代位してその質権又は抵当権を実行することができる。

4　税務署長は、第一項の規定により国税を徴収しようとするときは、その旨を質権者又は抵当権者に通知しなければならない。

5　税務署長は、第一項の譲渡に係る財産につき強制換価手続が行われた場合には、同項の規定により徴収することができる金額の国税につき、執行機関に対し、交付要求をすることができる。

第四節　国税と仮登記又は譲渡担保に係る債権との調整

（担保の目的でされた仮登記と国税）

第二十三条　納税者を登記義務者（登録義務者を含む。）として、債務不履行を停止条件とする代物弁済の予約に基く権利移転の請求権の保全のための仮登記（仮登録を含む。以下同じ。）その他これに類する担保の目的でされている仮登記（質権、抵当権又は先取特権についてされたもの及び国税の法定納期限等以前にされているものを除く。以下「担保の目的でされている仮登記」という。）がある財産を差し押えた場合には、その処分後にその仮登記に基く本登記（本登録を含む。以下同じ。）がされたときにおいても、その滞納処分による差押の効力は、失われない。

2　税務署長は、前項の差押をしたときは、その旨を仮登記の権利者に通知しなければならない。

3　前項の通知に係る差押につき再調査の請求若しくは審査の請求又は訴の提起があつたときは、その請求又は訴訟の係属する間は、その財産の換価をすることができない。

（譲渡担保権者の物的納税責任）

第二十四条　納税者が国税を滞納した場合において、その者が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となつているもの（以下「譲渡担保財産」という。）があるときは、その者の財産につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税に不

足すると認められるときに限り、譲渡担保財産から納税者の国税を徴収することができる。

2　税務署長は、前項の規定により徴収しようとするときは、譲渡担保財産の権利者（以下「譲渡担保権者」という。）に対し、徴収しようとする金額その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。この場合においては、その者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長及び納税者に対しその旨を通知しなければならない。

3　前項の告知書を発した日から十日を経過した日までにその徴収しようとする金額が完納されていないときは、徴収職員は、譲渡担保権者を第二次納税義務者とみなして、その譲渡担保財産につき滞納処分を執行することができる。この場合においては、第三十二条第三項から第六項まで（第二次納税義務の通則）の規定を準用する。

4　譲渡担保財産を第一項の納税者の財産としてした差押は、同項の要件に該当する場合に限り、前項の規定による差押として滞納処分を続行することができる。この場合において、税務署長は、遅滞なく、第二項の告知及び通知をしなければならない。

5　第二項の規定による告知又は前項の規定の適用を受ける差押をした後、納税者の財産の譲渡により担保される債権が債務不履行その他弁済以外の理由により消滅した場合（譲渡担保財産につき買戻、再売買の予約その他これらに類する契約を締結している場合において、期限の経過その他の契約の履行以外の理由によりその契約が効力を失つたときを含む。）においても、なお譲渡担保財産として存続するものとみなして、第三項の規定を適用する。

6　第一項の規定は、国税の法定納期限等以前に、担保の目的でされた譲渡に係る権利の移転の登記がある場合又は譲渡担保権者が国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となつている事実を、その財産の売却決定の前日までに、証明した場合には、適用しない。この場合においては、第十五条第二項後段及び第三項（優先質権の証明）の規定を準用する。

7　第一項の規定の適用を受ける譲渡担保権者は、第十章（罰則）の規定の適用については、納税者とみなす。

（譲渡担保財産の換価の特例等）

第二十五条　買戻の特約のある売買の登記、再売買の予約の請求権の保全のための仮登記その他これに類する登記（以下この条において「買戻権の登記等」という。）がされている譲渡担保財産でその買戻権の登記等の権利者が滞納者であるときは、その差し押えた買戻権の登記等に係る権利及び前条第三項の規定により差し押えたその買戻権の登記等のある譲渡担保財産を一括して換価することができる。

2　前条及び前項に規定するもののほか、譲渡担保財産からする納税者の国税の徴収に関し必要な事項は、政令で定める。

第五節　国税及び地方税等と私債権との競合の調整

（国税及び地方税等と私債権との競合の調整）

第二十六条　強制換価手続において国税が他の国税、地方税又は公課（以下この条において「地方税等」という。）及びその他の債権（以下この条において「私債権」という。）と競合する場合において、この章又は地方税法その他の法律の規定により、国税が地方税等に先だち、私債権がその地方税等におくれ、かつ、当該国税に先だつとき、又は国税が地方税等におくれ、私債権がその地方税等に先だち、かつ、当該国税におくれるときは、換価代金の配当については、次に定めるところによる。

一　第九条（強制換価手続の費用の優先）又は第十条（直接の滞納処分費の優先）に規定する費用若しくは滞納処分費、第十一条（強制換価の場合の内国消費税の優先）に規定する国税（地方税法の規定によりこれに相当する優先権を有する地方税を含む。）、第二十一条（留置権の優先）の規定の適用を受ける債権、第五十九条第三項若しくは第四項（前払賃料の優先）（第七十一条第四項（自動車等についての準用規定）において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける債権又は第十九条（不動産保存の先取特権等の優先）の規定の適用を受ける債権があるときは、これらの順序に従い、それぞれこれらに充てる。

二　国税及び地方税等並びに私債権（前号の規定の適用を受けるものを除く。）につき、法定納期限等（地方税又は公課のこれに相当する納期限等を含む。）又は設定、登記、譲渡若しくは成立の時期の古いものからそれぞれ順次にこの章又は地方税法その他の法律の規定を適用して国税及び地方税等並びに私債権に充てるべき金額の総額をそれぞれ定める。

三　前号の規定により定めた国税及び地方税等に充てるべき金額の総額を第八条（国税優先の原則）若しくは第十二条から第十四条まで（差押先着手による国税の優先等）の規定又は地方税法その他の法律のこれらに相当する規定により、順次国税及び地方税等に充てる。

四　第二号の規定により定めた私債権に充てるべき金額の総額を民法その他の法律の規定により順次私債権に充てる。

第三章　納税義務

第一節　納税義務の承継

（相続による納税義務の承継）

第二十七条　相続があつた場合には、その相続人又は民法第九百五十一条（相続財産法人）の法人は、被相続人に課されるべき、又は被相続人が納付すべき国税（以下「被相続人の国税」という。）を納付しなければならない。ただし、限定承認をした相続人は、相続によつて得た財産を限度とする。

2　前項の場合において、相続人が二人以上あるときは、各相続人は、同項の規定により被相続人の国税を民法第九百二条から第九百四条まで（法定相続分・代襲相続分・指定相続分）の規定によるその相続分によりあん分して計算した額を納付しなければならない。

3　前項の場合において、相続人のうちに相続によつて得た財産の価額が同項の規定により納付すべき国税の額をこえている者があるときは、その相続人は、そのこえる価額を限度として、他の相続人が同項の規定により納付すべき国税を納付する責に任ずる。

（相続人からの徴収の手続）

第二十八条　納税者につき相続があつた場合において、その相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の国税の賦課、徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を税務署長に届け出なければならない。

2　税務署長は、前項前段の場合において、すべての相続人又はその相続分のうちに明らかでないものがあり、かつ、相当の期間内に同項後段の届出がないときは、相続

人の一人を指定し、その者を同項に規定する代表者とすることができる。この場合において、その指定をした税務署長は、その旨を相続人に通知しなければならない。

3　前二項に定めるもののほか、第一項に規定する代表者の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

4　被相続人の国税につき、その者の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課、徴収又は還付に関する処分で書類の送達を要するものは、その相続人の一人にその書類が送達された場合に限り、当該国税につきすべての相続人に対してされたものとみなす。

（法人の合併による承継）

第二十九条　法人が合併した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、被合併法人に課されるべき、又は被合併法人が納付すべき国税を納付しなければならない。

第二節　連帯納税義務

（連帯納税義務の通則）

第三十条　国税の連帯納付義務については、民法第四百三十二条から第四百三十四条まで、第四百三十七条及び第四百三十九条から第四百四十四条まで（連帯債務の効力等）の規定を準用する。

（共有物等に係る連帯納税義務）

第三十一条　共有物、共同事業又はこれらにより生じた財産に係る国税は、その納税者が連帯納付の義務を負う。

第三節　第二次納税義務

（第二次納税義務の通則）

第三十二条　税務署長は、納税者の国税を第二次納税義務者から徴収しようとするときは、その者に対し、政令で定めるところにより、徴収しようとする金額、納付の期限その他必要な事項を記載した納付通知書により告知しなければならない。この場合においては、その者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長に対しその旨を通知しなければならない。

2　第二次納税義務者がその国税を前項の納付の期限までに完納しないときは、税務署長は、次項において準用する第四十三条（繰上徴収）の規定により徴収する場合を除き、その期限後二十日以内に納付催告書を発して督促しなければならない。

3　第四十三条の規定は、第一項の場合について準用する。

4　第二次納税義務者の財産の換価は、第一項の納税者の財産を換価に付した後でなければ、行うことができない。

5　第二次納税義務者が第一項の告知、第二項の督促又はこれらに係る国税に関する滞納処分につき再調査の請求若しくは審査の請求をし、又は訴を提起したときは、その請求又は訴訟の係属する間は、その財産の換価をすることができない。

6　この節の規定は、第二次納税義務者から第一項の納税者に対してする求償権の行使を妨げない。

（無限責任社員の第二次納税義務）

第三十三条　合名会社又は合資会社が国税を滞納した場合において、その財産につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その社員（合資会社にあつては、無限責任社員）は、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。この場合において、その社員は、連帯してその責に任ずる。

（清算人等の第二次納税義務）

第三十四条　法人が解散した場合において、その法人に課されるべき、又はその法人が納付すべき国税を納付しないで残余財産の分配又は引渡をしたときは、その法人に対し滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に限り、清算人及び残余財産の分配又は引渡を受けた者（前条の規定の適用を受ける者を除く。以下この条において同じ。）は、その滞納に係る国税につき第二次納税義務を負う。ただし、清算人は分配又は引渡をした財産の価額の限度において、残余財産の分配又は引渡を受けた者はその受けた財産の価額の限度において、それぞれその責に任ずる。

（同族会社の第二次納税義務）

第三十五条　滞納者がその者を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合に法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第七条の二第一項（同族会社の定義）に規定する会社に該当する会社（以下「同族会社」という。）の株式又は出資を有する場合において、当該株式又は出資につき次に掲げる理由があり、かつ、その者の財産（当該会社の株式又は出資を除く。）につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税に不足すると認められるときは、その有する当該会社の株式又は出資（当該滞納に係る国税の法定納期限の一年前までに取得したものを除く。）の価額の限度において、当該会社は、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

一　その株式又は出資を再度換価に付してもなお買受人がないこと。

二　その株式若しくは出資の譲渡につき法律若しくは定款に制限があり、又は株券の発行がないため、これらを譲渡することにつき支障があること。

2　前項の同族会社の株式又は出資の価額は、第三十二条第一項（第二次納税義務者への告知）の納付通知書を発する時における当該会社の資産の総額から負債の総額を控除した額をその株式又は出資の数で除した額を基礎として計算した額による。

3　第一項の同族会社であるかどうかの判定は、第三十二条第一項の納付通知書を発する時の現況による。

（実質課税額等の第二次納税義務）

第三十六条　滞納者の次の各号に掲げる国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、第一号に掲げる者にあつては同号に規定する収益が生じた財産（その財産の異動により取得した財産及びこれらの財産に基因して取得した財産（以下次条及び第三十八条（事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務）において「取得財産」という。）を含む。）、第二号に掲げる者にあつてはその受けた利益の額を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

一　所得税法第三条の二（実質課税の原則）若しくは第四十六条（営業所の所得の帰属の推定）又は法人税法第七条の三（実質課税の原則）の規定により課された国税　その国税の賦課の基因となつた収益が法律上帰属するとみられる者

二　所得税法第六十七条（同族会社等の行為又は計算の否認）、法人税法第三十一条の三（同族会社等の行為又は計算の否認）又は相続税法第六十四条（同族会社の行為又は計算の否認）の規定により課された国税　これらの規定により否認された納税者の行為（否認された計算の基礎となつた行為を含む。）につき利益を受けたものとされる者

（共同的な事業者の第二次納税義務）

第三十七条　次の各号に掲げる者が納税者の事業の遂行に欠くことができない重要な財産を有し、かつ、当該財産に関して生ずる所得が納税者の所得となつている場合において、その納税者がその供さ

れている事業に係る国税を滞納し、その国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該各号に掲げる者は、当該財産（取得財産を含む。）を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

一　納税者が個人である場合　その者と生計を一にする配偶者その他の親族でその納税者の経営する事業から所得を受けているもの

二　納税者がその事実のあつた時の現況において同族会社である場合　その判定の基礎となつた株主又は社員

（事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務）

第三十八条　納税者がその親族その他納税者と特殊な関係のある個人又は同族会社で政令で定めるもの（以下「親族その他の特殊関係者」という。）に事業を譲渡し、かつ、その譲受人が同一とみられる場所において同一又は類似の事業を営んでいる場合においては、その納税者が当該事業に係る国税を滞納し、その国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その譲受人は、譲受財産（取得財産を含む。）を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。ただし、その譲渡が滞納に係る国税の法定納期限より一年以上前にされている場合は、この限りでない。

（無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務）

第三十九条　滞納者の国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、当該国税の法定納期限の一年前の日以後に、滞納者がその財産につき行つた致令で定める無償又は著しく低い額の対価による譲渡（担保の目的でする譲渡を除く。）、債務の免除その他第三者に利益を与える処分に基因すると認められるときは、これらの処分により権利を取得し、又は義務を免かれた者は、これらの処分により受けた利益が現に存する限度（これらの者がその処分の時にその滞納者の親族その他の特殊関係者であるときは、これらの処分により受けた利益の限度）において、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

第四節　人格のない社団等の納税義務

（人格のない社団等の納税義務）

第四十条　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があるもの（以下「人格のない社団等」という。）は、法人とみなして、この法律の規定を適用する。

（人格のない社団等の納税義務の承継等）

第四十一条　法人が人格のない社団等の財産に属する権利義務を包括して承継する場合（第二十九条（法人の合併による承継）の規定の適用がある場合を除く。）には、その法人は、その人格のない社団等に課されるべき、又はその人格のない社団等の納付すべき国税（その承継が権利義務の一部であるときは、その額にその承継の時における人格のない社団等の財産のうちにその法人が承継した財産の占める割合を乗じて計算した額の国税）を納付する義務を負う。

2　人格のない社団等が国税を滞納した場合において、これに属する財産（第三者が名義人となつているため、その者に法律上帰属するとみられる財産を除く。）につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その第三者は、その法律上帰属するとみられる財産を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

3　滞納者である人格のない社団等の財産の払戻又は分配をした場合（第二十四条（清算人等の第二次納税義務）の規定の適用がある場合を除く。）において、当該社団等（前項に規定する第三者を含む。）につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該払戻又は分配を受けた者は、その受けた財産の価額を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。ただし、その払戻又は分配が滞納に係る国税の法定納期限より一年以上前にされている場合は、この限りでない。

第四章　納税の請求

第一節　納税の告知

（納税の告知）

第四十二条　国税を徴収しようとするときは、税務署長は、納税者（第二次納税義務者及び保証人を除く。以下この節において同じ。）に対し、政令で定めるところにより、その納付すべき金額、納期限及び納付場所を指定して納税の告知をしなければならない。

（繰上徴収）

第四十三条　税務署長は、次の各号の一に該当するときは、既に納税義務の確定した国税でその納期限においてその全額を徴収することができないと認められるものに限り、その納期限前においても、その繰上徴収をすることができる。

一　納税者の財産につき強制換価手続が開始されたとき。

二　納税者が限定承認をしたとき。

三　法人である納税者が解散したとき。

四　納税者が納税管理人を定めないでこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるとき。

五　納税者が不正に国税の賦課若しくは徴収を免かれ、若しくは免かれようとし、又は国税の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められたとき。

2　前項に規定する既に納税義務の確定した国税とは、次に掲げるものとする。

一　納税の告知をした国税

二　申告又は更正若しくは決定の通知に係る所得税（予定納税額の通知に係る所得税を含む。）、法人税、相続税、贈与税及び再評価税

三　製造場から移出された内国消費税の課される物品（物品税法（昭和十五年法律第四十号）第一条（課税物件）に規定する第一種の物品を除く。）又は販売された当該第一種の物品に対する内国消費税

四　入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）第二条第一項（定義）に規定する興行場等への入場につき領収した入場料金に対する入場税

3　税務署長は、第一項の規定により繰上徴収をしようとするときは、その旨を納税者に告知しなければならない。この場合において、既に納税の告知をしているときは、納期限の変更を告知しなければならない。

（強制換価の場合の内国消費税の徴収）

第四十四条　内国消費税の課される物品が強制換価手続により換価された場合において、酒税法その他の内国消費税に関する法律の規定によりその移出（前条第二項第三号に規定する第一種の物品については、販売）があつたとみなされるときは、その売却代金のうちからその内国消費税を徴収することができる。

2　税務署長は、前項の規定により内国消費税を徴収するときは、

あらかじめ執行機関及び納税者に対し、同項の規定により徴収すべき税額その他必要な事項を通知しなければならない。

3　前項の通知があつた場合において、第一項の換価がされたときは、その執行機関に対する通知は交付要求として、その納税者に対する通知は納税の告知としてそれぞれされたものとみなす。

第二節　督促

（督促）

第四十五条　国税（延滞加算税額を除く。）がその納期限までに完納されないときは、税務署長は、次に掲げる場合を除き、その納期限後二十日以内に督促状を発しなければならない。

一　第四十三条（繰上徴収）の規定により国税を徴収する場合

二　所得税法第六十九条第三項（脱税額の即時徴収）その他の国税に関する法律の規定により、偽りその他不正の行為により免かれ、若しくは免れようとし、又は還付を受けた国税その他の国税を直ちに徴収する場合

2　前項の規定により督促する場合において、その督促に係る国税の利子税額があるときは、その利子税額につき、あわせて督促しなければならない。

（延滞加算税額）

第四十六条　督促状を発した場合において、その発した日から起算して十日を経過した日までに国税が完納されないときは、その日の翌日からその国税を納付する日までの日数に応じ、その滞納税額（附帯税額を除く。以下この条において同じ。）百円につき一日三銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞加算税額をその滞納税額の属する税目の国税として滞納税額に加算して徴収する。

2　前項の場合において、滞納税額の一部が納付されたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞加算税額の計算の基礎となる滞納税額は、その納付された税額を控除した金額とする。

3　第一項の延滞加算税額は、督促状を発した日から起算して十日を経過した日における滞納税額に対し百分の五の割合を乗じて計算した金額をこえることができない。

4　第一項の規定は、延滞加算税額の計算の基礎となる滞納税額が千円未満であるときは適用せず、また、その滞納税額に千円未満の端数があるときは、同項の規定の適用については、その端数を切り捨てた金額をその滞納税額とする。

5　第一項から前項まで又は次項の規定により計算した延滞加算税額の金額が三百円未満であるときは、延滞加算税額は、徴収しない。

6　第一項の延滞加算税額の計算の基礎となる滞納税額（滞納税額の一部の納付があつたときは、その納付前における滞納税額の全額）が十万円未満であるときは、同項の延滞加算税額は、同項から第四項までの規定にかかわらず、その延滞加算税額の計算の基礎となる滞納税額及び期間に応じ政令で定める簡易延滞加算税額表に掲げる金額による。

7　前項の簡易延滞加算税額表に掲げる金額は、第一項から第五項までの規定により計算した延滞加算税額の範囲内で定める。

8　第一項の延滞加算税額を徴収すべき場合において、滞納者の納付した国税が督促状を発した日から起算して十日を経過した日における滞納税額に達するまでは、その納付した国税は、まずその滞納税額に充てられたものとする。

9　第百五十五条（利子税額等の減免）の規定の適用がある場合のほか、公示送達の方法により督促をした場合又は国税を滞納したことについて税務署長がやむを得ない理由があると認める場合には、第一項の延滞加算税額の全部又は一部を免除することができる。

第五章　滞納処分

第一節　財産の差押

第一款　通則

（差押の要件）

第四十七条　次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。

一　滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る国税（延滞加算税額を含む。）を完納しないとき。

二　第四十五条第一項各号（督促状の発付を要しない場合）に掲げる場合において、納税者が納税の告知の期限までにその国税を完納しないとき。

2　国税の納期限後前項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第四十三条第一項各号（繰上徴収）の一に該当する事実が生じたときは、徴収職員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

3　第二次納税義務者又は保証人について第一項の規定を適用する場合には、同項中「督促状」とあるのは「納付催告書」と、「納税の告知」とあるのは「納付通知書による告知」とする。

（超過差押及び無益な差押の禁止）

第四十八条　国税を徴収するために必要な財産以外の財産は、差し押えることができない。

2　差し押えることができる財産の価額がその差押に係る滞納処分費及び徴収すべき国税に先だつ他の国税、地方税その他の債権の金額の合計額をこえる見込がないときは、その財産は、差し押えることができない。

（差押財産の選択に当つての第三者の権利の尊重）

第四十九条　徴収職員は、滞納者の財産を差し押えるに当つては、滞納処分の執行に支障がない限り、その財産につき第三者が有する権利を害さないように努めなければならない。

（第三者の権利の目的となつている財産の差押換）

第五十条　質権、抵当権、先取特権（第十九条第一項各号（不動産保存の先取特権等）又は第二十条第一項各号（不動産賃貸の先取特権等）に掲げる先取特権に限る。この項を除き、以下同じ。）、留置権、賃借権その他第三者の権利（これらの先取特権以外の先取特権を除く。以下同じ。）の目的となつている財産が差し押えられた場合には、その第三者は、税務署長に対し、滞納者が他に換価の容易な財産で他の第三者の権利の目的となつていないものを有し、かつ、その財産によりその滞納者の国税の全額を徴収することができることを理由として、その財産の公売公告の日（随意契約による売却をする場合には、その売却の日）までに、その差押換を請求することができる。

2　税務署長は、前項の請求があつた場合において、その請求を相当と認めるときは、その差押換をしなければならないものとし、その請求を相当と認めないときは、その旨をその第三者に通知しなければならない。

3　前項の通知があつた場合において、その通知を受けた第三者が、その通知を受けた日から起算して七日を経過した日までに、第一項の規定により差し押えるべきことを請求した財産の換価をすべきことを申し立てたときは、その財産が換価の著しく困難なものであり、又は他の第三者の権利の目的となつているものであるときを除き、これを差し押え、かつ、換価に付した後でなければ、同項に規

定する第三者の権利の目的となつている財産を換価することができない。

4　税務署長は、前項の場合において、同項の申立があつた日から二月以内にその申立に係る財産を差し押え、かつ、換価に付さないときは、第一項に規定する第三者の権利の目的となつている財産の差押を解除しなければならない。ただし、第三十二条第四項又は第五項（第二次納税義務者の財産の換価の制限）その他の国税に関する法律の規定で換価をすることができないこととするものの適用があるときは、この限りでない。

5　第二項又は前項の差押は、第百四十九条第一項（徴収猶予の効果）その他の法律の規定で新たに滞納処分の執行をすることができないこととするものにかかわらず、することができる。

（相続があつた場合の差押）

第五十一条　徴収職員は、被相続人の国税につきその相続人の財産を差し押える場合には、滞納処分の執行に支障がない限り、まず相続財産を差し押えるように努めなければならない。

2　被相続人の国税につき相続人の固有財産が差し押えられた場合には、その相続人は、税務署長に対し、他に換価が容易な相続財産で第三者の権利の目的となつていないものを有しており、かつ、その財産により当該国税の全額を徴収することができることを理由として、その差押換を請求することができる。

3　税務署長は、前項の請求があつた場合において、その請求を相当と認めるときは、その差押換をしなければならないものとし、その請求を相当と認めないときは、その旨を当該相続人に通知しなければならない。この場合においては、前条第五項の規定を準用する。

（果実に対する差押の効力）

第五十二条　差押の効力は、差し押えた財産（以下「差押財産」という。）から生ずる天然果実に及ぶ。ただし、滞納者又は第三者が差押財産の使用又は収益をすることができる場合には、その財産から生ずる天然果実（その財産の換価による権利の移転の時までに収取されない天然果実を除く。）については、この限りでない。

2　差押の効力は、差押財産から生ずる法定果実に及ばない。ただし、債権を差し押えた場合における差押後の利息については、この限りでない。

（保険に付されている財産に対する差押の効力）

第五十三条　差押財産が損害保険に付され、又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の七の二第一項第一号（火災共済協同組合の火災共済事業）に規定する共済その他法律の規定による共済でこれに類するものの目的となつているときは、その差押の効力は、保険金又は共済金の支払を受ける権利に及ぶ。ただし、財産を差し押えた旨を保険者又は共済事業者に通知しなければ、その差押をもつてこれらの者に対抗することができない。

2　徴収職員が差押に係る前項の保険金又は共済金の支払を受けた場合において、その財産がその保険又は共済に係る事故が生じた時に先取特権、質権又は抵当権の目的となつていたときは、その先取特権者、質権者又は抵当権者は、民法第三百四条第一項ただし書（先取特権の物上代位）その他これらの権利の行使のためその保険金又は共済金の支払を受ける権利をその支払前に差し押えることを必要とする規定の適用については、その支払前にその差押をしたものとみなす。

（差押調書）

第五十四条　徴収職員は、滞納者の財産を差し押えたときは、差押調書を作成し、その財産が次に掲げる財産であるときは、その謄本を滞納者に交付しなければならない。

一　動産（第七十条（船舶又は航空機の差押）又は第七十一条（自動車又は建設機械の差押）の規定の適用を受ける財産及び無記名債権を除く。以下同じ。）又は有価証券

二　債権（電話加入権、賃借権その他取り立てることができない債権を除く。以下この章において同じ。）

三　第七十三条（電話加入権等の差押）の規定の適用を受ける財産

（質権者等に対する差押の通知）

第五十五条　次の各号に掲げる財産を差し押えたときは、税務署長は、当該各号に掲げる者のうち知れている者に対し、その旨その他必要な事項を通知しなければならない。

一　質権、抵当権、先取特権、留置権、賃借権その他の第三者の権利の目的となつている財産　これらの権利を有する者

二　仮登記がある財産　仮登記の権利者

三　仮差押又は仮処分がされている財産　仮差押又は仮処分をした執行裁判所、執行吏又は強制管理人

第二款　動産又は有価証券の差押

（差押の手続及び効力発生時期等）

第五十六条　動産又は有価証券の差押は、徴収職員がその財産を占有して行う。

2　前項の差押の効力は、徴収職員がその財産を占有した時に生ずる。

3　徴収職員が金銭を差し押えたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす。

（有価証券に係る債権の取立）

第五十七条　有価証券を差し押えたときは、徴収職員は、その有価証券に係る金銭債権の取立をすることができる。

2　徴収職員が前項の規定により金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす。

（第三者が占有する動産等の差押手続）

第五十八条　滞納者の動産又は有価証券でその親族その他の特殊関係者以外の第三者が占有しているものは、その第三者が引渡を拒むときは、差し押えることができない。

2　前項の動産又は有価証券がある場合において、同項の第三者がその引渡を拒むときは、滞納者が他に換価が容易であり、かつ、その滞納に係る国税の全額を徴収することができる財産を有しないと認められるときに限り、税務署長は、同項の第三者に対し、期限を指定して、当該動産又は有価証券を徴収職員に引き渡すべきことを書面により命ずることができる。この場合において、その命令をした税務署長は、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3　前項の命令に係る動産若しくは有価証券が徴収職員に引き渡されたとき、又は同項の命令を受けた第三者が指定された期限までに徴収職員にその引渡をしないときは、徴収職員は、第一項の規定にかかわらず、その動産又は有価証券を差し押えることができる。

（引渡命令を受けた第三者等の権利の保護）

第五十九条　前条第二項の規定により動産の引渡を命ぜられた第三者が、滞納者との契約による賃借権、使用貸借権その他動産の使用又は収益をする権利に基きその命

令に係る動産を占有している場合において、その引渡をすることにより占有の目的を達することができなくなるときは、その第三者は、その占有の基礎となつている契約を解除することができる。この場合において、その第三者は、当該契約の解除により滞納者に対して取得する損害賠償請求権については、その動産の売却代金の残余のうちから配当を受けることができる。

2　徴収職員は、前条第二項の規定により動産の引渡を命ぜられた第三者の請求がある場合には、その第三者が前項前段の規定により契約を解除したときを除き、その動産の占有の基礎となつている契約の期間内（その期限がその動産を差し押えた日から三月を経過した日より遅いときは、その日まで）は、その第三者にその使用又は収益をさせなければならない。

3　前条第二項の規定により動産の引渡を命ぜられた第三者が賃貸借契約に基きこれを占有している場合において、第一項前段の規定によりその契約を解除し、かつ、前条第二項の命令があつた時前にその後の期間分の借賃を支払つているときは、その第三者は、税務署長に対し、その動産の売却代金のうちから、その借賃に相当する金額で同条第三項の規定による差押の日後の期間に係るもの（その金額が三月分に相当する金額をこえるときは、当該金額）の配当を請求することができる。この場合において、その請求があつた金額は、第八条（国税優先の原則）の規定にかかわらず、その滞納処分に係る滞納処分費に次ぎ、かつ、その動産上の留置権により担保されていた債権に次ぐものとして、配当することができる。

4　前三項の規定は、前条第一項に規定する動産の引渡を拒まなかつた同項に規定する第三者について準用する。

（差し押えた動産等の保管）

第六十条　徴収職員は、必要があると認めるときは、差し押えた動産又は有価証券を滞納者又はその財産を占有する第三者に保管させることができる。ただし、その第三者に保管させる場合には、その運搬が困難であるときを除き、その者の同意を受けなければならない。

2　前項の規定により滞納者又は第三者に保管させたときは、第五十六条第二項（動産等の差押の効力発生時期）の規定にかかわらず、封印、公示書その他差押を明白にする方法により差し押えた旨を表示した時に、差押の効力が生ずる。

（差し押えた動産の使用収益）

第六十一条　徴収職員は、前条第一項の規定により滞納者に差し押えた動産を保管させる場合において、国税の徴収上支障がないと認めるときは、その使用又は収益を許可することができる。

2　前項の規定は、差し押えた動産につき使用又は収益をする権利を有する第三者にその動産を保管させる場合について準用する。

第三款　債権の差押

（差押の手続及び効力発生時期）

第六十二条　債権の差押は、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う。

2　徴収職員は、債権を差し押えるときは、債務者に対し、その履行を、滞納者に対し債権の取立その他の処分を禁じなければならない。

3　第一項の差押の効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる。

4　税務署長は、債権でその移転につき登録を要するものを差し押えたときは、差押の登録を関係機関に嘱託しなければならない。

（差し押える債権の範囲）

第六十三条　徴収職員は、債権を差し押えるときは、その全額を差し押えなければならない。ただし、その全額を差し押える必要がないと認めるときは、その一部を差し押えることができる。

（抵当権等により担保される債権の差押）

第六十四条　抵当権又は登記することができる質権若しくは先取特権によつて担保される債権を差し押えたときは、税務署長は、その債権の差押の登記を関係機関に嘱託することができる。この場合において、その嘱託をした税務署長は、その抵当権若しくは質権の設定者又は先取特権がある財産の権利者（第三債務者を除く。）に差し押えた旨を通知しなければならない。

（債権証書の取上げ）

第六十五条　徴収職員は、債権の差押のため必要があるときは、その債権に関する証書を取り上げることができる。この場合においては、第五十六条第一項（動産等の差押手続）及び第五十八条（第三者が占有する動産等の差押手続）の規定を準用する。

（継続的な収入に対する差押の効力）

第六十六条　給料、年金その他これらに類する債権で継続的に収入することができるものの差押の効力は、徴収すべき国税の額を限度として、差押後に収入すべき金額に及ぶ。

（差し押えた債権の取立）

第六十七条　徴収職員は、差し押えた債権の取立をすることができる。

2　徴収職員は、前項の規定により取り立てたものが金銭以外のものであるときは、これを差し押えなければならない。

3　徴収職員が第一項の規定により金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす。

4　第百五十七条第一項から第三項まで（納付委託）の規定は、第一項の取立をする場合において、第三債務者が徴収職員に対し、その債権の弁済の委託をしようとするときに準用する。ただし、その証券の取り立てるべき期限が差し押えた債権の弁済期後となるときは、第三債務者は、滞納者の承認を受けなければならない。

第四款　不動産等の差押

（不動産の差押の手続及び効力発生時期）

第六十八条　不動産（地上権その他不動産を目的とする物権（所有権を除く。）、工場財団、鉱業権その他不動産とみなされ、又は不動産に関する規定の準用がある財産並びに鉄道財団、軌道財団及び運河財団を含む。以下同じ。）の差押は、滞納者に対する差押書の送達により行う。

2　前項の差押の効力は、その差押書が滞納者に送達された時に生ずる。

3　税務署長は、不動産を差し押えたときは、差押の登記を関係機関に嘱託しなければならない。

4　前項の差押の登記が差押書の送達前にされた場合には、第二項の規定にかかわらず、その差押の登記がされた時に差押の効力が生ずる。

5　鉱業権の差押の効力は、第二項及び前項の規定にかかわらず、差押の登記がされた時に生ずる。

（差押不動産の使用収益）

第六十九条　滞納者は、差し押えられた不動産につき、通常の用法に従い、使用又は収益をすることができる。ただし、税務署長は、不動産の価値が著しく減耗する行為がされると認められるときに限り、その使用又は収益を制限することができる。

2　前項の規定は、差し押えられた不動産につき使用又は収益をする権利を有する第三者について準用する。

（船舶又は航空機の差押）

第七十条　登記される船舶（以下「船舶」という。）又は航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の規定により登録を受けた飛行機若しくは回転翼航空機（以下「航空機」という。）の差押については、第六十八条第一項から第四項まで（不動産の差押の手続及び効力発生時期）の規定を準用する。

2　税務署長は、滞納処分のため必要があるときは、船舶又は航空機を一時停泊させることができる。ただし、発航の準備が終つた船舶又は航空機については、この限りでない。

3　税務署長は、滞納処分のため必要があるときは、船舶又は航空機の監守及び保存のため必要な処分をすることができる。

4　前項の処分が差押書の送達前にされた場合には、第一項において準用する第六十八条第二項の規定にかかわらず、その処分をした時に差押の効力が生ずる。

5　税務署長は、停泊中の船舶若しくは航空機を差し押えた場合又は第二項の規定により船舶若しくは航空機を停泊させた場合において、営業上の必要その他相当の理由があるときは、滞納者並びにこれらにつき交付要求をした者及び抵当権その他の権利を有する者の申立により、航行を許可することができる。

（自動車又は建設機械の差押）

第七十一条　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の規定により登録を受けた自動車（以下「自動車」という。）又は建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）の規定により登記を受けた建設機械（以下「建設機械」という。）の差押については、第六十八条第一項から第四項まで（不動産の差押の手続及び効力発生時期）の規定を準用する。

2　前条第三項及び第四項の規定は、自動車又は建設機械の差押について準用する。

3　税務署長は、自動車又は建設機械を差し押えた場合には、滞納者に対し、これらの引渡を命じ、徴収職員にこれらの占有をさせることができる。

4　第五十六条第一項（動産等の差押手続）、第五十八条（第三者が占有する動産等の差押手続）及び第五十九条（引渡命令を受けた第三者等の権利の保護）の規定は、前項の規定により徴収職員に自動車又は建設機械を占有させる場合について準用する。

5　徴収職員は、第三項の規定により占有する自動車又は建設機械を滞納者又はこれらを占有する第三者に保管させることができる。この場合においては、封印その他の公示方法によりその自動車又は建設機械が徴収職員の占有に係る旨を明らかにしなければならないものとし、また、次項の規定により自動車の運行又は建設機械の使用を許可する場合を除き、これらの運行又は使用をさせないための適当な措置を講じなければならない。

6　徴収職員は、第三項又は前項の規定により占有し、又は保管させた自動車又は建設機械につき営業上の必要その他相当の理由があるときは、滞納者並びにこれらにつき交付要求をした者及び抵当権その他の権利を有する者の申立により、その運行又は使用を許可することができる。

第五款　無体財産権等の差押

（特許権等の差押の手続及び効力発生時期）

第七十二条　前三款の規定の適用を受けない財産（以下「無体財産権等」という。）のうち特許権、著作権その他第三債務者又はこれに準ずる者（以下「第三債務者等」という。）がない財産の差押は、滞納者に対する差押書の送達により行う。

2　前項の差押の効力は、その差押書が滞納者に送達された時に生ずる。

3　税務署長は、無体財産権等でその権利の移転につき登記を要するものを差し押えたときは、差押の登記を関係機関に嘱託しなければならない。

4　前項の差押の登記が差押書の送達前にされた場合には、第一項の規定にかかわらず、その差押の効力が生ずる。

（電話加入権等の差押の手続及び効力発生時期）

第七十三条　無体財産権等のうち電話加入権、合名会社の社員の持分その他第三債務者等がある財産の差押は、第三債務者等に対する差押通知書の送達により行う。

2　前項の差押の効力は、その差押通知書が第三債務者等に送達された時に生ずる。

3　前条第三項及び第四項の規定は、第一項に規定する財産でその権利の移転につき登記を要するものの差押について準用する。この場合において、同条第四項中「差押書」とあるのは、「差押通知書」と読み替えるものとする。

4　第六十五条（債権証書の取上げ）及び第六十七条（差し押えた債権の取立）の規定は、第一項に規定する財産について準用する。

（差し押えた持分の払戻の請求）

第七十四条　税務署長は、中小企業等協同組合法に基く企業組合、信用金庫その他の法人で組合員、会員その他の持分を有する構成員が任意に（脱退につき予告その他一定の手続を要する場合には、これをした後任意に）脱退することができるもの（合名会社及び合資会社を除く。以下この条において「組合等」という。）の組合員、会員その他の構成員である滞納者の持分を差し押えた場合において、当該持分につき次に掲げる理由があり、かつ、その持分以外の財産につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税に不足すると認められるときは、その組合等に対し、その持分の一部の払戻（組合等による譲受が認められている持分については、譲受）を請求することができる。

一　その持分を再度換価に付してもなお買受人がないこと。

二　その持分の譲渡につき法律又は定款に制限があるため、譲渡することができないこと。

2　前項に規定する請求は、三十日（組合等からの脱退につき、法律又は定款の定により、これと異なる一定期間前に組合等に予告することを必要とするものにあつては、その期間）前に組合等にその予告をした後でなければ、行うことができない。

第六款　差押禁止財産

（一般の差押禁止財産）

第七十五条　次に掲げる財産は、差し押えることができない。

一　滞納者及びその者と生計を一にする配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含む。）その他の親族（以下「生計を一にする親族」という。）の生活に欠くことができない衣服、寝具、台所用具、畳及び建具

二　滞納者及びその者と生計を一にする親族の生活に必要な三月間の食料及び燃料

三　主として自己の労力により農業を営む者の農業に欠くことができない器具、肥料、労役の用

に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するために欠くことができない種子その他これに類する農産物

四　主として自己の労力により漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具、えさ及び雑魚その他これに類する水産物

五　技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に従事する者（前二号に規定する者を除く。）のその業務に欠くことができない器具その他の物（商品を除く。）

六　実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの

七　仏像、位牌その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物

八　滞納者に必要な系譜、日記及びこれに類する書類

九　滞納者又はその親族が受けた勲章その他名誉の表彰

十　滞納者又はその者と生計を一にする親族の学習に必要な書籍及び器具

十一　発明又は著作に係るもので、まだ公表していないもの

十二　滞納者又はその者と生計を一にする親族に必要な義手、義足その他の身体の補足に供する物

十三　建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品

2　前項第一号（畳及び建具に係る部分に限る。）及び第十三号の規定は、これらの規定する財産をその建物その他の工作物とともに差し押えるときは、適用しない。

（給与の差押禁止）

第七十六条　給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。この場合において、滞納者が同一の期間につき二以上の給料等の支払を受けるときは、その合計額につき、第四号又は第五号に掲げる金額に係る限度を計算するものとする。

一　所得税法第三十八条（給与所得についての源泉徴収）、第四十条（年末調整）又は第四十一条第一項（非居住者等の所得の源泉徴収）の規定によりその給料等につき徴収される所得税に相当する金額

二　地方税法第四十一条第一項（個人の道府県民税の賦課徴収）又は第三百二十一条の三（個人の市町村民税の特別徴収）の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によつて徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額

三　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十八条第一項（報酬からの保険料の控除）その他の法律又は条例の規定によりその給料等から控除される社会保険料（所得税法第八条第六項各号（社会保険料の範囲）に掲げるものをいう。）に相当する金額

四　滞納者（その者と生計を一にする親族を含む。）に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十二条（生活扶助）に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となつた期間に応ずるものに、その百分の二十に相当する金額を加算した金額を下らない範囲で政令で定める金額

五　その給料等の金額から前各号に掲げる金額の合計額を控除した金額の百分の二十に相当する金額（その金額が前号に掲げる金額の二倍に相当する金額をこえるときは、当該金額）

2　給料等に基き支払を受けた金銭は、前項第四号及び第五号に掲げる金額の合計額に、その給料等の支給の基礎となつた期間の日数のうちに差押の日から次の支払日までの日数の占める割合を乗じて計算した金額を限度として、差し押えることができない。

3　賞与及びその性質を有する給与に係る債権については、その支払を受けるべき時における給料等とみなして、第一項の規定を適用する。この場合において、同項第四号又は第五号に掲げる金額に係る限度の計算については、その支給の基礎となつた期間が一月であるものとみなす。

4　退職手当及びその性質を有する給与に係る債権（以下「退職手当等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。

一　所得税法第三十八条の二（退職所得についての源泉徴収）又は第四十一条第一項の規定によりその退職手当等につき徴収される所得税に相当する金額

二　第一項第二号及び第三号中「給料等」とあるのを「退職手当等」として、これらの規定を適用して算定した金額

三　第一項第四号に掲げる金額で同号に規定する期間を一月として算定したものの三倍に相当する金額

四　退職手当等の支給の基礎となつた期間が五年をこえる場合には、そのこえる年数一年につき前号に掲げる金額の百分の二十に相当する金額

5　第一項、第二項及び前項の規定は、滞納者の承諾があるときは適用しない。

（社会保険制度に基く給付の差押禁止）

第七十七条　社会保険制度に基き支給される退職年金、老齢年金、普通恩給、休業手当金及びこれらの性質を有する給付に係る債権は給料等と、退職一時金、一時恩給及びこれらの性質を有する給付に係る債権は退職手当等とそれぞれみなして、前条の規定を適用する。

2　前項に規定する社会保険制度とは、次に掲げる法律又は条例に基く保険、共済又は恩給に関する制度その他政令で定めるこれらに類する制度をいう。

一　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

二　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

三　国民年金法（昭和三十四年法律第　号）

四　恩給法（大正十二年法律第四十八号）（他の法律において準用する場合を含む。）

五　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）

六　公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）

七　市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）

八　私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

九　農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）

十　国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）

十一　地方公務員の共済制度又は退職年金制度に関する条例（条件付差押禁止財産）

第七十八条　次に掲げる財産（第七十五条第三号から第五号まで（農業等に欠くことができない財産）に掲げる財産を除く。）は、滞納者

がその国税の全額を徴収することができる財産で、換価が困難でなく、かつ、第三者の権利の目的となつていないものを提供したときは、その選択により、差押をしないものとする。

一　農業に必要な機械、器具、家畜類、飼料、種子その他の農産物、肥料、農地及び採草放牧地

二　漁業に必要な漁網その他の漁具、えさ、稚魚その他の水産物及び漁船

三　職業又は事業（前二号に規定する事業を除く。）の継続に必要な機械、器具その他の備品及び原材料その他たな卸をすべき資産

（差押の解除の要件）

第七十九条　徴収職員は、次の各号の一に該当するときは、差押を解除しなければならない。

一　納付、充当、賦課の取消その他の理由により差押に係る国税の全額が消滅したとき。

二　差押財産の価額がその差押に係る滞納処分費及び差押に係る国税に先だつ他の国税、地方税その他の債権の合計額をこえる見込がなくなつたとき。

2　徴収職員は、次の各号の一に該当するときは、差押財産の全部又は一部について、その差押を解除することができる。

一　差押に係る国税の一部の納付、充当、賦課の一部の取消、差押財産の値上りその他の理由により、その価額が差押に係る国税及びこれに先だつ他の国税、地方税その他の債権の合計額を著しく超過すると認められるに至つたとき。

二　滞納者が他に差し押えることができる適当な財産を提供した場合において、その財産を差し押えたとき。

（差押の解除の手続）

第八十条　差押の解除は、その旨を滞納者に通知することによつて行う。ただし、債権及び第三債務者等のある無体財産権等の差押の解除は、その旨を第三債務者等に通知することによつて行う。

2　徴収職員は、次の各号に掲げる財産の差押を解除したときは、当該各号に掲げる手続をしなければならない。ただし、第一号に規定する除去は、滞納者又はその財産を占有する第三者に行わせることができる。

一　動産又は有価証券　その引渡及び封印、公示書その他差押を明白にするために用いた物の除去

二　債権又は第三債務者等がある無体財産権等　滞納者への通知

3　税務署長は、不動産その他差押の登記をした財産の差押を解除したときは、その登記のまつ消を関係機関に嘱託しなければならない。

4　第二項第一号の動産又は有価証券の引渡は、滞納者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる場所において行わなければならない。ただし、差押の時に滞納者以外の第三者が占有していたものについては、滞納者に対し引渡をすべき旨の第三者の申出がない限り、その第三者に引き渡さなければならない。

一　前条第一項各号又は同条第二項第一号の規定に該当する場合のうち、賦課の取消その他国の責に帰すべき理由による場合　差押の時に存在した場所

二　その他の場合　差押を解除した時に存在する場所

5　第二項第一号及び前項の規定は、債権又は自動車若しくは建設機械の差押を解除した場合において、第六十五条（債権証書の取上げ）（第七十三条第四項（権利証書の取上げ）の規定により準用する場合を含む。）の規定により取り上げた証書又は第七十一条第三項（差し押えた自動車等の占有）の規定により徴収職員が占有した自動車若しくは建設機械があるときについて準用する。

（買権者等への差押解除の通知）

第八十一条　税務署長は、差押を解除した場合において、第五十五条各号（買権者等に対する差押の通知）に掲げる者のうち知れている者及び交付要求をしている者があるときは、これらの者にその旨その他必要な事項を通知しなければならない。

第二節　交付要求

（交付要求の手続）

第八十二条　滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、税務署長は、執行機関に対し、滞納に係る国税につき、交付要求書により交付要求をしなければならない。

2　税務署長は、交付要求をしたときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3　第五十五条（買権者等に対する差押の通知）の規定は、交付要求をした場合について準用する。

（交付要求の制限）

第八十三条　税務署長は、滞納者が他に換価の容易な財産で第三者の権利の目的となつていないものを有しており、かつ、その財産によりその国税の全額を徴収することができると認められるときは、交付要求をしないものとする。

（交付要求の解除）

第八十四条　税務署長は、納付、充当、賦課の取消その他の理由により交付要求に係る国税が消滅したときは、その交付要求を解除しなければならない。

2　交付要求の解除は、その旨をその交付要求に係る執行機関に通知することによつて行う。

3　第五十五条（買権者等に対する差押の通知）及び第八十二条第二項（交付要求の通知）の規定は、交付要求を解除した場合について準用する。

（交付要求の解除の請求）

第八十五条　強制換価手続により配当を受けることができる債権者は、交付要求があつたときは、税務署長に対し、次の各号のいずれにも該当することを理由として、その交付要求を解除すべきことを請求することができる。

一　その交付要求により自己の債権の全部又は一部の弁済を受けることができないこと。

二　滞納者が他に換価の容易な財産で第三者の権利の目的となつていないものを有しており、かつ、その財産によりその交付要求に係る国税の全額を徴収することができること。

2　税務署長は、前項の請求があつた場合において、その請求を相当と認めるときは、交付要求を解除しなければならないものとし、その請求を相当と認めないときは、その旨をその請求をした者に通知しなければならない。

（参加差押の手続）

第八十六条　税務署長は、第四十七条（差押の要件）の規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で次に掲げるものにつき既に滞納処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、第八十二条第一項（交付要求の手続）の交付要求書に代えて参加差押書を滞納処分をした行政機関等に交付してすることができる。

一　動産及び有価証券

二　不動産、船舶、航空機、自動車及び建設機械

三　電話加入権

2　税務署長は、前項の交付要求（以下「参加差押」という。）をしたときは、参加差押通知書により滞納者に通知しなければならない。この場合において、参加差押をした財産が電話加入権であるとき

は、あわせて第三債務者にその旨を通知しなければならない。

3　税務署長は、第一項第二号に掲げる財産につき参加差押をしたときは、参加差押の登記を関係機関に嘱託しなければならない。

4　第五十五条（質権者等に対する差押の通知）の規定は、参加差押をした場合について準用する。

（参加差押の効力）

第八十七条　参加差押をした場合において、その参加差押に係る財産につきされていた滞納処分による差押が解除されたときは、その参加差押（二以上の参加差押があるときは、そのうち最も先にされたもの）は、次の各号に掲げる財産の区分に応じ、当該各号に掲げる時にさかのぼつて差押の効力を生ずる。

一　動産及び有価証券　参加差押書が滞納処分による差押をした行政機関等に交付された時

二　不動産、船舶、航空機、自動車及び建設機械　参加差押通知書が滞納者に送達された時（参加差押の登記がその送達前にされた場合には、その登記がされた時）

三　電話加入権　参加差押通知書が第三債務者に送達された時

2　税務署長は、差し押えた動産又は有価証券につき参加差押書の交付を受けた場合において、その動産又は有価証券の差押を解除すべきときは、その動産又は有価証券の差押の効力を生ずべき参加差押をした行政機関等に引き渡さなければならない。差し押えた自動車又は建設機械で第七十一条第三項（差し押えた自動車等の占有）の規定により徴収職員が占有しているものについても、また同様とする。

3　参加差押をした税務署長は、その参加差押に係る滞納処分による差押財産が相当期間内に換価に付されないときは、すみやかにその換価をすべきことをその滞納処分をした行政機関等に催告することができる。

（参加差押の制限、解除等）

第八十八条　第八十三条から第八十五条まで（交付要求の制限、解除等）の規定は、参加差押について準用する。

2　税務署長は、参加差押の登記をした財産の参加差押を解除したときは、その登記のまつ消を関係機関に嘱託しなければならない。

3　税務署長は、電話加入権の参加差押を解除したときは、その旨を第三債務者に通知しなければならない。

4　前二条及び前三項に定めるもののほか、参加差押に関する手続について必要な事項は、政令で定める。

第三節　財産の換価

第一款　通則

（換価する財産の範囲）

第八十九条　差押財産（金銭、債権及び第五十七条（有価証券に係る債権の取立）の規定により債権の取立をする有価証券を除く。以下この節において同じ。）は、この節の定めるところにより換価しなければならない。

2　差し押えた債権のうち、その全部又は一部の弁済期限が取立をしようとする時から六月以内に到来しないもの及び取立をすることが著しく困難であると認められるものは、この節の定めるところにより換価することができる。

（換価の制限）

第九十条　果実は成熟した後、蚕は繭となつた後でなければ、換価をすることができない。

2　前項の規定は、生産工程中における仕掛品（栽培品その他これらに類するものを含む。）で、完成品となり、又は一定の生産過程に達するのでなければ、その価額が著しく低くて通常の取引に適しないものについて準用する。

（自動車等の換価前の占有）

第九十一条　自動車又は建設機械の換価は、徴収職員が第七十一条第三項（差し押えた自動車等の占有）の規定によりこれらを占有した後に行うものとする。ただし、換価に支障がないと認められるときは、この限りでない。

（買受人の制限）

第九十二条　滞納者は、換価の目的となつた自己の財産を、直接であると間接であるとを問わず、買い受けることができない。国税の賦課又は徴収に関する事務に従事する職員は、換価の目的となつた財産について、また同様とする。

（修理等の処分）

第九十三条　税務署長は、差押財産を換価する場合において、必要があると認めるときは、滞納者の同意を得て、その財産につき修理その他その価額を増加する処分をすることができる。

第二款　公売

（公売）

第九十四条　税務署長は、差押財産を換価するときは、これを公売に付さなければならない。

2　公売は、入札又はせり売の方法により行わなければならない。

（公売公告）

第九十五条　税務署長は、差押財産を公売に付するときは、公売の日の少なくとも十日前までに、次に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、公売に付する財産（以下「公売財産」という。）が不相応の保存費を要し、又はその価額を著しく減少するおそれがあると認めるときは、この期間を短縮することができる。

一　公売財産の名称、数量、性質及び所在

二　公売の方法

三　公売の日時及び場所

四　売却決定の日時及び場所

五　公売保証金を納付させるときは、その金額

六　買受代金の納付の期限

七　公売財産の買受人について一定の資格その他の要件を必要とするときは、その旨

八　公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他その財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出るべき旨

九　前各号に掲げる事項のほか、公売に関し重要と認められる事項

2　前項の公告は、税務署の掲示場その他税務署内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。ただし、他の適当な場所に掲示する方法、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げる方法その他の方法をあわせて用いることを妨げない。

（公売の通知）

第九十六条　税務署長は、前条の公告をしたときは、同条第一項各号（第八号を除く。）に掲げる事項及び公売に係る国税の額を滞納者及び次に掲げる者のうち知れている者に通知しなければならない。

一　公売財産につき交付要求をした者

二　公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者

2　税務署長は、前項の通知をするときは、公売財産の売却代金から配当を受けることができる者のうち知れている者に対し、その配当を受けることができる国税、地方税その他の債権につき第百三十条第一項（債権現在額申立書の提出）に規定する債権現在額申立書をその財産の売却決定をする日の前日までに提出すべき旨の催告をあわせてしなければならない。

（公売の場所）

第九十七条　公売は、公売財産の所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）において行うものとする。ただし、税務署長が必要と認めるときは、他の場所で行うことができる。

（見積価額の決定）

第九十八条　税務署長は、公売財産の見積価額を決定しなければならない。この場合において、必要と認めるときは、鑑定人にその評価を委託し、その評価額を参考とすることができる。

（見積価額の公告等）

第九十九条　税務署長は、公売財産のうち次の各号に掲げる財産を公売に付するときは、当該各号に掲げる日までに見積価額を公告しなければならない。

一　不動産、船舶及び航空機　公売の日から三日前の日

二　せり売の方法又は第百五条第一項（複数落札入札制）に規定する方法により公売する財産（前号に掲げる財産を除く。）　公売の日の前日

三　その他の財産で税務署長が公告を必要と認めるもの　公売の日の前日

2　税務署長は、見積価額を公告しない財産を公売するときは、その見積価額を記載した書面を封筒に入れ、封をして、公売をする場所に置かなければならない。

3　第九十五条第二項（公売公告の方法）の規定は、第一項の公告について準用する。ただし、税務署長は、公売財産が動産であるときに限り、その財産に見積価額を記載した用紙をはりつけて、この公告に代えることができる。

4　税務署長は、第一項の場合において、公売財産上に賃借権（不動産又は船舶に係るものに限る。）又は地上権があるときは、あわせてその存続期限、借賃又は地代その他これらの権利の内容を公告しなければならない。

（公売保証金）

第百条　公売財産の入札又はせり売に係る買受の申込（以下「入札等」という。）をしようとする者は、税務署長が公売財産の見積価額の百分の十以上の額により定める公売保証金を現金（国税の納付に使用することができる小切手のうち銀行の振出に係るもの及びその支払保証のあるものを含む。以下第百十五条第三項（買受代金の納付の期限）において同じ。）で納付しなければならない。ただし、税務署長は、公売財産の見積価額が五万円以下である場合又は買受代金を売却決定の日に納付させるときは、その納付を要しないものとすることができる。

2　公売財産の入札等をしようとする者（以下「入札者等」という。）は、前項ただし書の規定の適用を受ける場合を除き、公売保証金を納付した後でなければ、入札等をすることができない。

3　公売財産の買受人は、その納付した公売保証金を買受代金に充てることができる。ただし、第百十五条第四項（売却決定の取消）の規定により売却決定が取り消されたときは、その公売に係る国税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付しなければならない。

4　税務署長は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、当該各号に規定する公売保証金をその納付した者に返還しなければならない。

一　第百四条（最高価申込者の決定）又は第百五条（複数落札入札制による最高価申込者の決定）の規定により最高価申込者を定めた場合において、他の入札者等の納付した公売保証金があるとき。

二　第百十四条（買受申込等の取消）の規定により最高価申込者又は買受人がその入札等又は買受を取り消した場合において、その者の納付した公売保証金があるとき。

三　第百十七条（国税の完納による売却決定の取消）の規定により売却決定が取り消された場合において、買受人の納付した公売保証金があるとき。

（入札及び開札）

第百一条　入札をしようとする者は、その住所又は居所、氏名（法人にあつては、名称。以下同じ。）、公売財産の名称、入札価額その他必要な事項を記載した入札書に封をして、これを徴収職員に差し出さなければならない。

2　入札者は、その提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができない。

3　開札をするときは、徴収職員は、入札者を開札に立ち会わせなければならない。ただし、入札者が立ち会わないときは、税務署所属の他の職員を開札に立ち会わせなければならない。

（再度入札）

第百二条　税務署長は、入札の方法により差押財産を公売する場合において、入札者がないとき、又は入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札をすることができる。この場合においては、見積価額を変更することができない。

（せり売）

第百三条　せり売の方法により差押財産を公売するときは、徴収職員は、その財産を指定して、買受の申込を催告しなければならない。

2　徴収職員は、せり売人を選び、差押財産のせり売を取り扱わせることができる。

3　前条の規定は、差押財産のせり売について準用する。

（最高価申込者の決定）

第百四条　徴収職員は、見積価額以上の入札者等のうち最高の価額による入札者等を最高価申込者として定めなければならない。

2　前項の場合において、最高の価額の入札者等が二人以上あるときは、更に入札等をさせて定め、なおその入札等の価額が同じときは、くじで定める。

（複数落札入札制による最高価申込者の決定）

第百五条　税務署長は、種類及び価額が同じ財産を一時に多量に入札の方法により公売する場合において、必要があると認めるときは、その財産の数量の範囲内において入札をしようとする者の希望する数量及び単価を入札させ、見積価額以上の単価の入札者のうち、入札価額の高い入札者から順次その財産の数量に達するまでの入札者を最高価申込者とする方法（以下「複数落札入札制」という。）によることができる。この場合において、最高価申込者となるべき最後の順位の入札者が二人以上あるときは、入札数量の多いものを先順位の入札者とし、入札数量が同じときは、くじで先順位の入札者を定める。

2　複数落札入札制による場合において、最高価申込者のうち最後の順位の入札者の入札数量が他の最高価申込者の入札数量とあわせて公売財産の数量をこえるときは、そのこえる入札数量については、入札がなかつたものとする。

3　税務署長は、複数落札入札制による最高価申込者に対して売却決定をした場合において、買受人のうちに買受代金をその納付の期限までに納付しない者があるときは、開札に引き続き売却決定を行い、かつ、直ちに代金を納付させるときに限り、その者に売却決定をした数量の範囲内において、まず、前項の規定により入札がな

かつたものとされた入札数量（買受代金を納付しない買受人の同項の規定により入札がなかつたものとされた入札数量を除く。）につき入札があつたものとし、次に、第一項後段の規定により最高価申込者とならなかつた者を最高価申込者とすることができる。この場合においては、同項後段及び前項の規定を準用する。

（入札又はせり売の終了の告知等）

第百六条　徴収職員は、最高価申込者を定めたときは、直ちにその氏名及び価額（複数落札入札制による場合には、数量及び単価。以下次項において同じ。）を呼び上げた後、入札又はせり売の終了を告知しなければならない。

2　前項の場合において、公売した財産が不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、債権又は無体財産権等（以下「不動産等」という。）であるときは、税務署長は、最高価申込者の氏名、その価額並びに売却決定をする日時及び場所を滞納者及び第九十六条第一項各号（公売の通知）に掲げる者（以下「利害関係人」という。）のうち知れている者に通知するとともに、これらの事項を公告しなければならない。

3　第九十五条第二項（公売公告の方法）の規定は、前項の公告について準用する。

（再公売）

第百七条　税務署長は、公売に付しても入札者等がないとき、入札等の価額が見積価額に適しないとき、又は次条第二項若しくは第百十五条第四項（売却決定の取消）の規定により売却決定を取り消したときは、更に公売に付するものとする。

2　税務署長は、前項の規定により公売に付する場合において、必要があると認めるときは、公売財産の見積価額の変更、第九十五条第一項本文（公売公告）の期間の短縮その他公売の条件の変更をすることができる。

3　第九十六条（公売の通知）の規定は、第一項の規定による公売が直前の公売期日から十日以内に行われるときは、適用しない。

4　第一項の規定により公売に付する場合における第九十九条第一項第一号（見積価額の公告の日）の規定の適用については、同号中「公売の日から三日前の日」とあるのは、「公売の日の前日」とする。

（公売実施の適正化のための措置）

第百八条　税務署長は、次に掲げる者に該当すると認められる事実がある者については、その事実があつた後二年間、公売の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ、又は入札等をさせないことができる。その事実があつた後二年を経過しない者を使用人その他の従業者として使用する者及びこれらの者を入札等の代理人とする者についても、また同様とする。

一　入札等をしようとする者の公売への参加若しくは入札等、最高価申込者の決定又は買受人の買受代金の納付を妨げた者

二　公売に際して不当に価額を引き下げる目的をもつて連合した者

三　偽りの名義で買受申込をした者

四　正当な理由がなく、買受代金の納付の期限までにその代金を納付しない買受人

五　故意に公売財産を損傷し、その価額を減少させた者

六　前各号に掲げる者のほか、公売又は随意契約による売却の実施を妨げる行為をした者

2　前項の規定に該当する者の入札等又はその者を最高価申込者とする決定については、税務署長は、その入札等がなかつたものとし、又はその決定を取り消すことができるものとする。

3　前項の場合において、同項の処分を受けた者の納付した公売保証金があるときは、その公売保証金は、国庫に帰属する。この場合において、第百条第四項（公売保証金の返還）の規定は、適用しない。

4　税務署長は、第一項の規定の適用に関し必要があると認めるときは、入札者等の身分に関する証明を求めることができる。

第三款　随意契約による売却

（随意契約による売却）

第百九条　次の各号の一に該当するときは、税務署長は、差押財産を、公売に代えて、随意契約により売却することができる。

一　法令の規定により、公売財産を買い受けることができる者が一人であるとき、その財産の最高価額が定められている場合において、その価額により売却するとき、その他公売に付することが公益上適当でないと認められるとき。

二　取引所の相場がある財産をその日の相場で売却するとき。

三　公売に付しても入札等がないとき、入札等の価額が見積価額に達しないとき、又は第百十五条第四項（売却決定の取消）の規定により売却決定を取り消したとき。

2　第九十八条（見積価額の決定）の規定は、前項第一号又は第三号の規定により売却する場合について準用する。この場合において、同号の規定により売却するときは、その見積価額は、その直前の公売における見積価額を下つてはならない。

3　税務署長は、第一項第三号の規定により売却する差押財産が動産であるときは、あらかじめ公告した価額により売却することができる。

4　第九十六条（公売の通知）及び第百七条第三項（公売通知等の例外）の規定は、差押財産を随意契約により売却する場合について、第百六条第二項及び第三項（最高価申込者の通知等）の規定は、随意契約により買受人となるべき者を決定した場合について準用する。この場合において、第九十六条第一項中「前条の公告をしたときは」とあるのは「随意契約により売却をする日の七日前までに」と、「通知し」とあるのは「通知書を発し」と読み替えるものとする。

（国による買入れ）

第百十条　国は、前条第一項第三号の規定に該当する場合において、必要があるときは、同条第二項の規定による見積価額でその財産を買い入れることができる。

第四款　売却決定

（動産等の売却決定）

第百十一条　税務署長は、動産又は有価証券を換価に付するときは、公売をする日（随意契約により売却する場合には、その売却する日。以下「公売期日等」という。）において、最高価申込者（随意契約における買受人となるべき者を含む。以下同じ。）に対して売却決定を行う。

（動産等の売却決定の取消）

第百十二条　換価をした動産又は有価証券に係る売却決定の取消は、これをもつて買受代金を納付した善意の買受人に対抗することができない。

2　前項の規定により買受人に対抗することができないことにより損害が生じた者がある場合には、その生じたことについてその者に故意又は過失があるときを除き、国は、その通常生ずべき損失の額を賠償する責に任ずる。この場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、そ

の者に対する求償権の行使を妨げない。

（不動産等の売却決定）

第百十三条　税務署長は、不動産等を換価に付するときは、公売期日等から起算して七日を経過した日（以下「売却決定期日」という。）において最高価申込者に対して売却決定を行う。

（買受申込等の取消）

第百十四条　換価に付した財産（以下「換価財産」という。）について最高価申込者の決定又は売却決定をした場合において、第百六十六条第三項ただし書（再調査の請求がされた場合の処分の停止）（第百六十七条第四項（審査の請求についての準用規定）において準用する場合を含む。）若しくは第百七十一条第三項本文（再調査の請求等がされた場合の不動産等についての処分の停止）の規定又は行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）第十条第二項（執行停止命令）の規定による命令により滞納処分の続行を停止したときは、その最高価申込者又は買受人は、その入札等又は買受を取り消すことができる。

第五款　代金納付及び権利移転

（買受代金の納付の期限等）

第百十五条　換価財産の買受代金の納付の期限は、売却決定の日とする。

2　税務署長は、必要があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。ただし、その期間は、十日をこえることができない。

3　買受人は、買受代金を第一項の期限までに現金で納付しなければならない。

4　税務署長は、買受人が買受代金を第一項の期限までに納付しないときは、その売却決定を取り消すことができる。

（買受代金の納付の効果）

第百十六条　買受人は、買受代金を納付した時に換価財産を取得する。

2　徴収職員が買受代金を受領したときは、その限度において、滞納者から換価に係る国税を徴収したものとみなす。

（国税の完納による売却決定の取消）

第百十七条　税務署長は、換価財産に係る国税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消さなければならない。

（売却決定通知書の交付）

第百十八条　税務署長は、換価財産（有価証券を除く。）の買受人がその買受代金を納付したときは、売却決定通知書を買受人に交付しなければならない。ただし、動産については、その交付をしないことができる。

（動産等の引渡）

第百十九条　税務署長は、換価した動産、有価証券又は自動車若しくは建設機械（徴収職員が占有したものに限る。）の買受人が買受代金を納付したときは、その財産を買受人に引き渡さなければならない。

2　税務署長は、前項の場合において、その証券に係る権利の移転につき滞納者に裏書、名義変更又は流通回復の手続をさせる必要があるときは、期限を指定して、これらの手続をさせなければならない。

（有価証券の裏書等）

第百二十条　税務署長は、換価した有価証券を買受人に引き渡す場合において、その証券に係る権利の移転につき滞納者に裏書、名義変更又は流通回復の手続をさせる必要があるときは、期限を指定して、これらの手続をさせなければならない。

2　税務署長は、前項の場合において、滞納者がその期限までに同項の手続をしないときは、滞納者に代つてその手続をすることができる。

（権利移転の登記の嘱託）

第百二十一条　税務署長は、換価財産で権利の移転につき登記を要するものについては、不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）その他の法令に別段の定がある場合を除き、その買受代金を納付した買受人の請求により、その権利の移転の登記を関係機関に嘱託しなければならない。

（債権等の権利移転の手続）

第百二十二条　税務署長は、換価した債権又は第七十三条第一項（電話加入権等の差押手続）に規定する財産の買受人がその買受代金を納付したときは、売却決定通知書を第三債務者等に交付しなければならない。

2　前項の場合において、第六十五条（債権証書の取上げ）（第七十三条第四項（権利証書の取上げ）において準用する場合を含む。）の規定により取り上げた証書があるときは、これを買受人に引き渡さなければならない。

（権利移転に伴う費用の負担）

第百二十三条　第百二十条第二項（有価証券の裏書等の代位）の規定による手続に関する費用及び第百二十一条（権利移転の登記の嘱託）の規定による嘱託に係る登記の登録税その他の費用は、買受人の負担とする。

（担保権の消滅又は引受）

第百二十四条　換価財産上の質権、抵当権、先取特権、留置権並びに担保の目的でされている仮登記により保全される請求権及び第二十三条第一項（仮登記のある財産の差押の効力）の規定の適用を受ける本登記に係る権利で同条第二項の通知に係るものは、その買受人が買受代金を納付した時に消滅する。第二十四条（譲渡担保権者の物的納税責任）の規定により譲渡担保財産に対し滞納処分を執行した場合において、滞納者がした再売買の予約の仮登記があるときは、その仮登記により保全される請求権についても、また同様とする。

2　税務署長は、不動産、船舶、航空機、自動車又は建設機械を換価する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、その財産上の質権、抵当権又は先取特権（登記がされているものに限る。以下この条において同じ。）に関する負担を買受人に引き受けさせることができる。この場合において、その引受があつた質権、抵当権又は先取特権については、前項の規定は、適用しない。

一　差押に係る国税がその質権、抵当権又は先取特権により担保される債権に次いで徴収するものであるとき。

二　その質権、抵当権又は先取特権により担保される債権の弁済期限がその財産の売却決定期日から六月以内に到来しないとき。

三　その質権、抵当権又は先取特権を有する者から申出があつたとき。

（換価に伴い消滅する権利の登記のまつ消の嘱託）

第百二十五条　税務署長は、第百二十一条（権利移転の登記の嘱託）の規定により権利の移転の登記を嘱託する場合において、換価に伴い消滅する権利に係る登記があるときは、あわせてそのまつ消を関係機関に嘱託しなければならない。

（担保責任）

第百二十六条　民法第五百六十八条（強制競売における担保責任）の規定は、差押財産の換価の場合について準用する。

（法定地上権等の設定）

第百二十七条　土地及びその上にある建物又は立木（以下この条において「建物等」という。）が滞納者の所有に属する場合において、その土地又は建物等の差押があり、その後競売によりこれらの所有者を異にするに至つたときは、その建物等につき、地上権が設定されたものとみなす。

2　前項の規定は、地上権及びその目的となる土地の上にある建物等が滞納者に属する場合について準用する。この場合において、同項中「地上権が設定された」とあるのは、「地上権の存続期間内において土地の賃貸借をした」と読み替えるものとする。

3　前二項の場合において、その権利の存続期間及び地代は、当事者の請求により裁判所が定める。

第四節　換価代金等の配当

（配当すべき金銭）

第百二十八条　税務署長は、次に掲げる金銭をこの節の定めるところにより配当しなければならない。

一　差押財産の売却代金

二　有価証券、債権又は無体財産権等の差押により第三債務者等から給付を受けた金銭

三　差し押えた金銭

四　交付要求により交付を受けた金銭

（配当の原則）

第百二十九条　前条第一号又は第二号に掲げる金銭（以下「換価代金等」という。）は、次に掲げる国税その他の債権に配当する。

一　差押に係る国税

二　交付要求を受けた国税、地方税及び公課

三　差押財産に係る質権、抵当権、先取特権又は留置権により担保される債権

四　第五十九条第一項後段、第三項又は第四項（第三者の損害賠償請求権等への配当）（これらの規定を第七十一条第四項（自動車等についての準用規定）において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける損害賠償請求権又は借賃に係る債権

2　前条第三号又は第四号に掲げる金銭は、それぞれ差押又は交付要求に係る国税に充てる。

3　前二項の規定により配当した金銭に残余があるときは、その残余の金銭は、滞納者（担保の目的でされている仮登記の権利者を含む。以下第百三十一条（配当計算書）において同じ。）に交付する。

4　換価代金等が第一項各号に掲げる国税その他の債権の総額に不足するときは、税務署長は、第二章（国税と他の債権との調整）、第五十九条第一項後段、第三項及び第四項（これらの規定を第七十一条第四項において準用する場合を含む。）並びに民法その他の法律の規定により配当すべき順位及び金額を定めて配当しなければならない。

5　第一項又は第二項の規定により国税に配当された金銭を国税（附帯税額を除く。以下この項において同じ。）及びその利子税額又は延滞加算税額に充てるべきときは、その金銭は、まずその国税に充てなければならない。

（債権額の確認方法）

第百三十条　前条第一項第二号に掲げる国税、地方税又は公課を徴収する者及び同項第三号又は第四号に掲げる債権を有する者は、売却決定の日の前日までに債権現在額申立書を税務署長に提出しなければならない。

2　税務署長は、前項の債権現在額申立書を調査して前条第一項各号に掲げる国税その他の債権を確認するものとする。この場合において、次に掲げる債権を有する者が債権現在額申立書を提出しないときは、税務署長の調査によりその額を確認するものとする。

一　登記がされた質権、抵当権又は先取特権により担保される債権

二　登記することができない質権若しくは先取特権又は留置権により担保される債権で知れているもの

三　前条第一項第四号に掲げる債権で知れているもの

3　前条第一項第三号に掲げる債権のうち前項第一号及び第二号に掲げる債権以外の債権を有する者が売却決定の時までに債権現在額申立書を提出しないときは、その者は、配当を受けることができない。

（配当計算書）

第百三十一条　税務署長は、第百二十九条（配当の原則）の規定により配当しようとするときは、政令で定めるところにより、配当を受ける債権、前条第二項の規定により税務署長が確認した金額その他必要な事項を記載した配当計算書を作成し、換価財産の買受代金の納付の日から三日以内に、次に掲げる者に対する交付のため、その謄本を発送しなければならない。

一　債権現在額申立書を提出した者

二　前条第二項後段の規定により金額を確認した債権を有する者

三　滞納者

（換価代金等の交付期日）

第百三十二条　税務署長は、前条の規定により配当計算書の謄本を交付するときは、その謄本に換価代金等の交付期日を附記して告知しなければならない。

2　前項の換価代金等の交付期日は、配当計算書の謄本を交付のため発送した日から起算して七日を経過した日としなければならない。ただし、第百二十九条第一項第三号又は第四号（配当を受ける債権）に掲げる債権を有する者で前条第一号又は第二号に掲げる者に該当するものがない場合には、その期間は、短縮することができる。

（換価代金等の交付）

第百三十三条　税務署長は、換価代金等の交付期日までに配当計算書に関する異議の申立があつた場合における前項の換価代金等の交付は、次に定めるところによる。

一　その異議が配当計算書に記載された国税、地方税又は公課の配当金額に対するものであるときは、その行政機関等の申出に従い、配当計算書を更正し、又は直ちに交付するものとする。

二　その異議が配当計算書に記載された国税、地方税又は公課の配当金額を変更させないものである場合において、その異議に関係を有する者及び滞納者がその異議を正当と認めたとき、又はその他の方法で合意したときは、配当計算書を更正して交付するものとする。

三　その異議が配当計算書に記載された国税、地方税又は公課の配当金額を変更させるその他の債権の配当金額に関するものである場合において、その異議に関係を有する者及び滞納者がその異議を正当と認めたとき、又はその他の方法で合意したときは、配当計算書を更正して交付するものとする。

3　交付することができない場合、換価代金等を配当すべき債権が停止条件附である場合又は換価代金等が担保の目的でされている仮登記

がある財産に係るものである場合（その仮登記に基く本登記が換価の時までにされている場合を除く。）における換価代金等の交付については、政令で定めるところによる。

（換価代金等の供託）

第百三十四条　換価代金等を配当すべき債権の弁済期が到来していないときは、その債権者に交付すべき金額は、供託しなければならない。

2　税務署長は、前項の規定により供託したときは、その旨を同項の債権者に通知しなければならない。

（売却決定の取消に伴う措置）

第百三十五条　税務署長は、売却決定を取り消したときは、次に掲げる手続をしなければならない。ただし、第百十二条第一項（動産等の売却決定の取消）の規定により、その取消をもつて買受人に対抗することができないときは、この限りでない。

一　徴収職員が受領した換価代金等の買受人への返還

二　第百二十一条（権利移転の登記の嘱託）その他の法令の規定により嘱託した換価に係る権利の移転の登記のまつ消の嘱託

三　第百二十五条（換価に伴い消滅する権利の登記のまつ消の嘱託）その他の法令の規定による嘱託で換価に係るものによりまつ消された賃権、抵当権その他の権利の登記の回復の登記の嘱託

2　前項第三号の規定により嘱託した回復の登記に係る賃権者、抵当権者又は先取特権者に対し換価代金等から配当した金額がある場合において、これらの者がその金額を返還しないときは、税務署長は、その金額を限度として、これらの者に代位することができる。この場合において、配当した金額がその賃権、抵当権又は先取特権により担保される債権の一部であるときは、税務署長は、その代位した債権者の承諾を要しないで、その代位に係る権利を行使し、かつ、その債権者に優先して弁済を受けることができる。

第五節　滞納処分費

（滞納処分費の範囲）

第百三十六条　滞納処分費は、国税の滞納処分による財産の差押、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び第九十三条（修理等の処分）の規定による処分、差し押えた有価証券、債権及び無体財産権等の取立並びに配当に関する費用とする。

（滞納処分費の配当等の順位）

第百三十七条　滞納処分費については、その徴収の基因となつた国税に先だつて配当し、又は充当する。

（滞納処分費の納入の告知）

第百三十八条　国税が完納された場合において、滞納処分費につき滞納者の財産を差し押えようとするときは、税務署長は、政令で定めるところにより、滞納者に対し、納入の告知をしなければならない。

第六節　雑則

第一款　滞納処分の効力

（相続等があつた場合の滞納処分の効力）

第百三十九条　滞納者の財産について滞納処分を執行した後、滞納者が死亡し、又は滞納者である法人が合併により消滅したときは、その財産につき滞納処分を続行することができる。

2　滞納者の死亡後その国税につき滞納者の名義の財産に対してした差押は、当該国税につきその財産を有する相続人に対してされたものとみなす。ただし、徴収職員がその死亡を知つていたときは、この限りでない。

（仮差押等がされた財産に対する滞納処分の効力）

第百四十条　滞納処分は、仮差押又は仮処分によりその執行を妨げられない。

第二款　財産の調査

（質問及び検査）

第百四十一条　徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿若しくは書類を検査することができる。

一　滞納者

二　滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

三　滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

四　滞納者が株主又は出資者である法人

（捜索の権限及び方法）

第百四十二条　徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき捜索することができる。

2　徴収職員は、滞納処分のため必要がある場合には、次の各号の一に該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき捜索することができる。

一　滞納者の財産を所持する第三者がその引渡をしないとき。

二　滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合において、その引渡をしないとき。

3　徴収職員は、前二項の捜索に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることができる。

（捜索の時間制限）

第百四十三条　捜索は、日没後から日出前まではすることができない。ただし、日没前に着手した捜索は、日没後まで継続することができる。

2　旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入することができる場所については、滞納処分の執行のためやむを得ない必要があると認めるときは、前項本文の規定にかかわらず、日没後でも、公開した時間内は、捜索することができる。

（捜索の立会人）

第百四十四条　徴収職員は、捜索をするときは、その捜索を受ける滞納者若しくは第三者又はその同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまえのあるものを立ち合わせなければならない。この場合において、これらの者が不在であるとき、又は立会に応じないときは、成年に達した者二人以上又は市町村の吏員若しくは警察官を立ち合わせなければならない。

（出入禁止）

第百四十五条　徴収職員は、捜索、差押又は差押財産の搬出をする場合において、これらの処分の執行のため支障があると認められるときは、これらの処分をする間は、次に掲げる者を除き、その場所に出入することを禁止することができる。

一　滞納者

二　差押に係る財産を保管する第三者及び第百四十二条第二項（第三者に対する捜索）の規定により捜索を受けた第三者

三　前二号に掲げる者の同居の親族

四　滞納者の国税に関する申告、申請その他の事項につき滞納者を代理する権限を有する者

（捜索調書の作成）

第百四十六条　徴収職員は、捜索したときは、捜索調書を作成しなければならない。

2　徴収職員は、捜索調書を作成した場合には、その謄本を捜索を受けた滞納者又は第三者及びこれらの者以外の立会人があるときはその立会人に交付しなければならない。

3　前二項の規定は、第五十四条（差押調書）の規定により差押調書を作成する場合には、適用しない。この場合においては、差押調書の謄本を前項の第三者及び立会人に交付しなければならない。

（身分証明書の呈示等）

第百四十七条　徴収職員は、この款の規定により質問、検査又は捜索をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

2　この款の規定による質問、検査又は捜索の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章　納税の猶予及び担保

第一節　徴収猶予

（徴収猶予の要件等）

第百四十八条　税務署長は、納税者が次の各号の一に該当する場合において、その該当する事実に基き、その国税を金銭で一時に納付することができないと認めるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基き、一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、その金額を適宜分割して納付すべき期限を定めることを妨げない。

一　納税者がその財産につき震災、風水害、火災、その他の災害を受け、又は盗難にかかつたとき。

二　納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。

三　納税者がその事業を廃止し、又は休止したとき。

四　納税者がその事業につき著しい損失を受けたとき。

五　前各号の一に該当する事実に類する事実があつたとき。

2　税務署長は、納税者につき、国税の法定納期限から一年を経過した後、その納付すべき額が確定した場合において、その納付すべき国税を金銭で一時に納付することができない理由があると認めるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、その国税の納期限内にされたその者の申請に基き、その納期限から一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3　税務署長は、前二項の規定により徴収を猶予した場合において、その猶予した期間内にその猶予した金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、納税者の申請により、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につき前二項の規定により徴収を猶予した期間とあわせて二年をこえることができない。

4　税務署長は、第一項又は第二項の規定により徴収を猶予したとき、又は前項の規定によりその期間を延長したときは、その旨を納税者に通知しなければならない。第一項又は第二項の申請につき徴収の猶予を認めないときも、また同様とする。

（徴収猶予の効果）

第百四十九条　税務署長は、前条の規定により徴収を猶予した期間内は、その猶予に係る国税について新たに督促及び滞納処分（交付要求を除く。）をすることができない。

2　税務署長は、前条の規定により徴収を猶予した場合において、その猶予に係る国税につき差し押えた財産があるときは、その猶予を受けた者の申請により、その差押を解除することができる。

3　税務署長は、前条の規定により徴収を猶予した場合において、その猶予に係る国税につき差し押えた財産のうちに果実を生ずるもの又は有価証券、債権若しくは無体財産権等があるときは、第一項の規定にかかわらず、その取得した果実又は第三債務者等から給付を受けた財産のうち金銭をその猶予に係る国税に充てることができる。

4　前項の場合において、同項の果実又は財産が金銭以外の財産であるときは、第一項の規定にかかわらず、その財産につき滞納処分を執行し、その換価代金等を猶予に係る国税に充てることができる。

（徴収猶予の取消）

第百五十条　第百四十八条（徴収猶予）の規定により徴収の猶予を受けた者が次の各号の一に該当するときは、税務署長は、その徴収の猶予に係る国税を一時に徴収することができる。

一　第百四十八条第一項後段の規定により分割して納付することを認めた国税をその期限までに納付しないとき。

二　第百五十六条第三項（担保の変更等）の規定による担保を確保するため必要な行為に関する税務署長の求に応じないとき。

三　徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

四　第四十三条第一項各号（繰上徴収）の一に該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る国税の全額を徴収することができないと認められるとき。

2　税務署長は、前項の規定により徴収の猶予を取り消す場合には、第四十三条第一項各号の一に該当する事実があるときを除き、あらかじめ、徴収の猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくその弁明をしないときは、この限りでない。

3　税務署長は、前二項の規定により徴収の猶予を取り消したときは、その旨をその納税者に通知しなければならない。

4　第百六十六条第三項（再調査の請求に基く徴収猶予）（第百六十七条第四項（審査の請求に基く徴収猶予）において準用する場合を含む。）又は所得税法その他の国税に関する法律の規定による徴収の猶予については、前三項（再調査の請求又は審査の請求があつた場合における徴収の猶予については、第二項を除く。）の規定を準用する。

（換価の猶予の要件等）

第百五十一条　税務署長は、滞納者が次の各号の一に該当すると認められる場合（第百四十八条第一項（災害等による徴収の猶予）の規定に該当する場合を除く。）において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付すべき国税につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、一年をこえることができない。

一　その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

二　その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る国税及び

最近において納付すべきこととなる国税の徴収上有利であるとき。

2　税務署長は、前項の換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押により滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押を猶予し、又は解除することができる。

3　第百四十八条第一項後段、第三項及び第四項前段（徴収猶予の場合の分割納付等）並びに第百四十九条第三項及び第四項（果実等による徴収）の規定は、第一項の換価の猶予について準用する。

（換価の猶予の取消）

第百五十二条　換価の猶予を受けた者が次の各号の一に該当するときは、税務署長は、その猶予を取り消し、その猶予に係る国税を一時に徴収することができる。

一　第百五十条第一項第一号又は第二号（徴収猶予の取消の理由）の規定に該当する事実があるとき。

二　前条第一項の規定に該当しないこととなつたとき。

三　第四十三条第一項各号（繰上徴収）の一に該当する事実があるとき。

2　第百五十条第三項（徴収猶予の取消の通知）の規定は、前項の規定により換価の猶予を取り消した場合について準用する。

第二節　滞納処分の停止

（滞納処分の停止の要件等）

第百五十三条　税務署長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

一　滞納処分を執行することができる財産がないとき。

二　滞納処分を執行することによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

三　その所在及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明であるとき。

2　税務署長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3　税務署長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る国税について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。

4　第一項の規定により滞納処分の執行を停止した国税を納付する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。

5　第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その国税が限定承認に係るものであるとき、その他その国税を徴収することができないことが明らかであるときは、税務署長は、前項の規定にかかわらず、その国税を納付する義務を直ちに消滅させることができる。

（滞納処分の停止の取消）

第百五十四条　税務署長は、前条第一項各号の規定により滞納処分の執行を停止した後三年以内に、その停止に係る滞納者につき同項各号に該当する事実があると認めるときは、その執行の停止を取り消さなければならない。

2　税務署長は、前項の規定により滞納処分の執行の停止を取り消したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

第三節　納税の猶予に伴う利子税額等の減免

（利子税額等の減免）

第百五十五条　第百四十八条第一項第一号、第二号若しくは第五号（同項第一号又は第二号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。）（災害等による徴収の猶予）又は第百五十三条第一項（滞納処分の停止の要件）の規定により徴収を猶予し、又は滞納処分の執行を停止した場合には、その猶予又は停止をした国税に係る利子税額又は延滞加算税額のうちその猶予又は停止をした期間に対応する部分の金額は、免除する。ただし、第百五十条第一項（徴収猶予の取消）又は前条第一項の規定による取消の基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日以後の期間に対応する部分の金額については、税務署長は、その免除をしないことができる。

2　第百四十八条第一項第三号、第四号若しくは第五号（前項本文に規定する部分を除く。）（事業の廃止等による徴収の猶予）又は第百五十一条（換価の猶予）の規定により徴収又は換価を猶予した場合において、納税者が次の各号の一に該当するときは、税務署長は、その猶予した国税に係る利子税額又は延滞加算税額の納付を困難とするやむを得ない理由があると認められるときは、その猶予した国税に係る利子税額又は延滞加算税額の全部又は一部を免除することができる。

一　納税者の財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来した地方税若しくは公課又は債務について軽減又は免除をしなければ、その事業の継続又は生活の維持が著しく困難になると認められる場合において、その軽減又は免除がされたとき。

二　納税者の事業又は生活の状況によりその利子税額又は延滞加算税額の納付を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき。

3　第一項の規定は、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第九条（徴収猶予）の規定により徴収を猶予した場合について準用する。

第四節　納税の猶予に伴う担保

（担保の徴取）

第百五十六条　税務署長は、第百四十八条（徴収猶予）又は第百五十一条（換価の猶予）の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で次に掲げるものを徴さなければならない。ただし、その猶予に係る金額が五万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

一　国債及び地方債

二　税務署長が確実と認める社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）その他の有価証券

三　土地

四　保険に附した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械

五　鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団及び道路交通事業財団

六　税務署長が確実と認める保証人の保証

2　税務署長は、前項の規定により担保を徴する場合において、その猶予に係る国税につき差し押えた財産があるときは、その担保の額は、その猶予をする金額からその財産の価額を控除した額を限度とする。

3　税務署長は、第一項の規定により担保を徴した場合において、担保財産の価額若しくは保証人の資力の減少その他の理由により猶予に係る金額の納付を担保することができないと認めるとき、又は第百四十九条第二項（徴収猶予による差押の解除）若しくは第百五十一条第二項（換価の猶予による差押の解除）の規定により差押を解除したときは、納税者に対し増担保の提供、保証人の変更その他の担保を確保するため必要な行為を求めることができる。

4　前三項に定めるもののほか、担保の提供について必要な事項は、政令で定める。

（納付委託）

第百五十七条　第百四十八条（徴収猶予）又は第百五十一条（換価の猶予）の猶予を受けた納税者がその猶予に係る国税を納付するため、国税の納付に使用することができる証券以外の有価証券を提供して、その証券の取立とその取り立てた金銭による当該国税の納付を委託しようとする場合には、徴収職員は、その証券が最近において、確実に取り立てることができるものであると認められるときに限り、その委託を受けることができる。この場合において、その証券の取立につき費用を要するときは、その費用の額に相当する金額をあわせて提供しなければならない。

2　徴収職員は、前項の委託を受けたときは、納付受託証書を納税者に交付しなければならない。

3　徴収職員は、第一項の委託を受けた場合において、必要があるときは、確実と認める金融機関にその取立及び納付の再委託をすることができる。

4　第一項の委託があつた場合において、その委託に係る有価証券の提供により第百五十六条第一項各号（徴収猶予等の担保）に掲げる担保の提供の必要がないと認められるに至つたときは、その認められる限度において当該担保の提供があつたものとすることができる。

第五節　保全担保及び保全差押

（保全担保）

第百五十八条　納税者が内国消費税又は入場税を滞納した場合において、その後その者に課すべきこれらの国税の徴収を確保することができないと認められるときは、税務署長は、その国税の担保として、金額及び期限を指定して、その者に第百五十六条第一項各号（徴収猶予等の担保）に掲げるものの提供を命ずることができる。

2　前項の規定により指定する金額は、その提供を命ずる月の前月分の当該国税の額の三倍に相当する金額（その金額が前年におけるその提供を命ずる月に対応する月分及びその後二月分の当該国税の金額に満たないときは、その額）を限度とする。

3　第百五十六条第三項及び第四項（増担保の提供等）の規定は、第一項の規定による担保について準用する。

4　税務署長は、第一項の規定により同項に規定する国税（酒税、入場税及びトランプ類税を除く。）の担保の提供を命じた場合において、納税者がその指定された期限までにその命ぜられた担保を提供しないときは、その国税に関し、その者の財産で抵当権の目的となるものにつき、同項の規定により指定した金額を限度として抵当権を設定することを書面で納税者に通知することができる。

5　前項の通知があつたときは、その通知を受けた納税者は、同項の抵当権を設定したものとみなす。この場合において、税務署長は、抵当権の設定の登記を関係機関に嘱託しなければならない。

6　税務署長は、第一項の規定による担保の提供又は前項の規定による抵当権の設定（以下「担保の提供等」という。）があつた場合において、第一項の命令に係る国税の滞納がない期間が継続して三月に達したときは、その担保を解除しなければならない。

7　税務署長は、担保の提供等があつた納税者の資力その他の事情の変化により担保の提供等の必要がなくなつたと認めるときは、前項の規定にかかわらず、直ちにその解除をすることができる。

（保全差押）

第百五十九条　納税義務があると認められる者が不正に国税を免かれ、又は国税の還付を受けたことの嫌疑に基き、国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定による差押若しくは領置又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る国税の納付すべき額の確定（申告、更正又は決定による確定をいう。以下この条において同じ。）後においては当該国税の徴収を確保することができないと認められるときは、税務署長は、当該国税の納付すべき額の確定前に、その確定すると見込まれる国税の金額のうちその徴収を確保するためあらかじめ滞納処分を執行することを要すると認める金額（以下この条において「保全差押金額」という。）を決定し、その金額を限度として、その者の財産を直ちに差し押えることができる。

2　税務署長は、前項の規定による差押をしようとするときは、あらかじめ、その所属する国税局長の承認を受けなければならない。

3　税務署長は、第一項の規定による差押をするときは、同項の規定により決定した保全差押金額を同項に規定する納税義務があると認められる者に書面で通知しなければならない。

4　前項の通知をした場合において、その納税義務があると認められる者がその通知に係る保全差押金額に相当する担保として第百五十六条第一項各号（徴収猶予等の担保）に掲げるもの又は金銭を提供してその差押をしないことを求めたときは、税務署長は、その差押をすることができない。

5　税務署長は、次の各号の一に該当するときは、第一項の規定による差押を解除しなければならない。

一　第一項の規定による差押を受けた者が前項に規定する担保を提供して、その差押の解除を請求したとき。

二　第三項の通知をした日から六月を経過した日までに、その差押に係る国税の納付すべき額が確定しないとき。

6　税務署長は、第一項の規定による差押を受けた者につき、その資力その他の事情の変化により、その差押の必要がなくなつたと認められることとなつたときは、その差押を解除することができる。

7　第一項の規定による差押又は第四項に規定する担保の提供があつた場合において、その差押又は担保の提供に係る国税の納付すべき額が確定したときは、その差押又は担保の提供は、その国税を徴収するためにされたものとみなす。

8　第百五十六条第二項から第四項まで（担保の提供手続等）の規定は、第四項に規定する担保について準用する。

9　第一項の規定により差し押えた財産は、その差押に係る国税の納付すべき額が確定した後でなければ、換価することができない。

10　第一項の場合において、差し押えるべき財産に不足があると認められるときは、税務署長は、差押に代えて交付要求をすることができる。この場合においては、その交付要求であることを明らかにしなければならない。

11　税務署長は、第一項の規定により差し押えた金銭（有価証券、債権又は無体財産権等の差押により第三債務者等から給付を受けた金銭を含む。）がある場合において、その差押に係る国税の納付すべき額が確定していないときは、これを供託しなければならない。

12　第一項に規定する国税の納付すべき額として確定した金額が保全差押金額に満たない場合において、その差押を受けた者がその差押により損害を受けたときは、国は、その損害を賠償する責に任ずる。この場合において、その額は、その差押により通常生ずべき損失の額とする。

第六節　担保の処分

（担保の処分）

第百六十条　税務署長は、第百四十八条（徴収猶予）又は第百五十一条（換価の猶予）の猶予に係る国税をその猶予の期限までに納付せず、又は第百五十条第一項（徴収猶予の取消）（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第百五十二条第一項（換価の猶予の取消）の規定により徴収する場合において、その国税について徴した担保があるときは、滞納処分の例によりその担保財産を処分して、その徴収すべき国税及びその処分費に充て、又は保証人にその国税を納付させる。

2　前項の場合において、税務署長は、担保財産の処分の代金が同項の国税及びその処分費に充ててなお不足があると認めるときは、滞納者の他の財産について滞納処分を執行し、また、保証人がその納付すべき金額を完納しないときは、まず滞納者に対して滞納処分を執行し、なお不足があるとき、又は不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分を執行する。

3　前二項の規定は、第百五十八条（保全担保）又は前条第四項の担保の提供があつた場合において、その担保に係る国税を徴収するときについて準用する。この場合において、その担保が金銭であるときは、直ちにその国税に充てる。

4　第三十二条（第二次納税義務の通則）の規定は、第一項又は第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定により保証人から国税を徴収する場合について準用する。

第七章　還付

（過誤納金の還付）

第百六十一条　税務署長、国税局長又は税関長（以下この章において「税務署長等」という。）は、過誤納に係る国税（以下「過誤納金」という。）があるときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

（過誤納金の充当）

第百六十二条　税務署長等は、前条の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付すべきこととなつた国税があるときは、同条の規定にかかわらず、過誤納金をその国税に充当しなければならない。この場合においては、第百二十九条第五項（本税額の優先充当）の規定を準用する。

2　前項の規定による充当は、政令で定める充当をするに適することとなつた時にさかのぼつてその効力を生ずる。

3　税務署長等は、第一項の規定による充当をしたときは、その旨を納税者に通知しなければならない。

（国税の予納額の還付の特例）

第百六十三条　納税者は、その申出により次に掲げる国税として納付した金額があるときは、その還付を請求することができない。

一　納付すべき額が確定しているが、その納期が到来していない国税

二　最近において納付すべき額の確定が確実であると認められる国税

2　前項各号に掲げる国税として納付された国税の全部又は一部につき国税に関する法律の改正その他の理由によりその納付の必要がないこととなつたときは、その時において過誤納金が納付されたものとみなして、前二条の規定を適用する。

（還付加算金）

第百六十四条　税務署長等は、過誤納金を第百六十一条（過誤納金の還付）又は第百六十二条第一項（過誤納金の充当）の規定により還付し、又は充当する場合には、その過誤納金が納付された日の翌日から税務署長等が還付のため支払決定をした日又は充当をした日（同日前に充当をすることとなつた日があるときは、同日）までの期間に応じ、その金額百円につき一日三銭の割合を乗じて計算した金額（以下「還付加算金」という。）をその還付又は充当をすべき金額に加算しなければならない。

2　前項の場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる期間を同項に規定する期間から控除しなければならない。

一　税務署長等が過誤納金があることを納税者に通知した場合において、その通知書を発した日から三十日を経過する日までにその過誤納金の還付を請求しないとき。　その日の翌日から還付の請求があつた日までの期間

二　過誤納金の返還請求権につき民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第五百九十四条（差押命令）の規定による差押がされた場合において、同法第六百条第一項（移付命令）の命令がないとき。　その差押がされた日の翌日からその差押の取消又は移付命令があつた日までの期間

三　過誤納金の返還請求権につき仮差押がされたとき。　その仮差押がされている期間

3　第一項の規定は、還付加算金の計算の基礎となる過誤納金の額が千円未満であるときは、適用せず、また、その額に千円未満の端数があるときは、同項の規定の適用については、その端数を切り捨てた金額をその過誤納金の額とする。

4　前三項の規定により計算した還付加算金の額が三百円未満であるときは、その還付加算金は、加算せず、その額に十円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を還付加算金の額とする。

5　二以上の納期又は二回以上の分割納付に係る国税につき過誤納を生じた場合には、その過誤納金の額に相当する国税に達するまで、納付の日の順序に従い最後に納付された金額から順次さかのぼつて求めた金額の過誤納がそれぞれの納付の日に生じたものとみなして、第一項の規定を適用する。

6　適法に納付された国税が、その適法な納付に影響を及ぼすことなくその納付すべき額を変更する法律の規定に基き過納となつたときは、その過納額に相当する国税は、その過納となつた日に納付があつたものとみなして、第一項の規定を適用する。

（国税に関する還付金の充当等）

第百六十五条　第百二十九条第五項（本税額の優先充当）並びに第百六十二条第二項及び第三項（過誤納金の充当及び通知）の規定は、所得税法第三十一条（確定申告等による還付）その他の国税に関する法律の規定による還付金の充当について準用する。

2　前条第二項第二号及び第三号（還付加算金の計算上の控除）の規定は、前項に規定する還付金でその還付につき加算する金額があるもののその加算する金額の計算について準用する。

第八章　再調査、審査及び訴訟

（再調査）

第百六十六条　国税の賦課若しくは徴収に関する処分又は滞納処分に関して異議がある者は、その処分

に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その処分があつたことを知つた日。以下次条第一項において同じ。）から一月以内に、政令で定めるところにより、不服の理由を記載した書面で、その処分をした税務署長（その処分をした者が税務署長以外の職員であるときは、その職員の所属する税務署の税務署長）に対し、再調査の請求をすることができる。ただし、その処分に係る調査が国税庁若しくは国税局の職員によつてされた旨の記載がある書面により税務署長からその通知を受けた処分又は税務署以外の行政機関の職員によつてされたその処分に関して異議がある者については、この限りでない。

2　国税庁長官又は税務署長は、通信、交通その他の状況によりやむを得ない理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、再調査の請求の期限を延長することができる。

3　再調査の請求は、その請求の目的となつた処分に係る国税の徴収若しくは滞納処分の続行を妨げず、又はその処分の効力に影響を及ぼさない。ただし、税務署長は、相当の理由があると認めるときは、その国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、又は滞納処分の続行を停止することができる。

4　税務署長は、再調査の請求があつた場合において、その請求の方式又は手続に欠陥があるときは、相当の期間を定めて、その欠陥を補正させることができる。

5　税務署長は、再調査の請求があつた場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる決定をし、その理由を附記した書面で、その旨をその請求をした者に通知しなければならない。

一　再調査の請求が第一項の期間経過後にされたとき、又は前項の規定により欠陥の補正を求めた場合において、その欠陥が補正されなかつたとき。　その請求を却下する決定

二　再調査の請求の全部又は一部についてその理由がないと認めるとき。　その請求を棄却する決定

三　再調査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるとき。　再調査の請求の目的となつた処分の全部又は一部を取り消す決定

（審査）

第百六十七条　前条第一項ただし書の規定に該当する者は、同項ただし書に規定する処分に係る通知を受けた日から一月以内に、政令で定めるところにより、不服の理由を記載した書面で、その通知をした税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対し、審査の請求をすることができる。この場合においては、その再調査の目的となつた処分に対する審査の請求があわせてされたものとみなす。

3　再調査の請求があつた場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる日において、当該各号に規定する税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対し、審査の請求があつたものとみなす。

一　税務署長が再調査の請求を審査の請求として取り扱うことを適当と認め、かつ、再調査の請求をした者がこれに同意したとき。　その同意があつた日

二　税務署長に対し再調査の請求をした日から三月以内に前条第五項の規定による通知がされないとき（再調査の請求をした者がその期間内に別段の申出をしたときを除く。）。　その期間を経過した日

4　前条第二項から第四項までの規定は、審査の請求について準用する。

5　国税庁長官、国税局長又は税関長は、審査の請求があつた場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる決定をし、その理由を附記した書面で、その旨をその請求をした者に通知しなければならない。この場合において、第二項後段の規定により再調査の目的となつた処分に対する審査の請求は、棄却されたものとみなす。

一　審査の請求が第一項又は第二項の期間経過後にされたとき、又は前項において準用する前条第四項の規定により欠陥の補正を求めた場合において、その欠陥が補正されなかつたとき。　その請求を却下する決定

二　審査の請求の全部又は一部についてその理由がないと認めるとき。　その請求を棄却する決定

三　審査の請求の全部又は一部について理由があると認めるとき。　審査の請求の目的となつた処分の全部又は一部を取り消す決定

6　国税局長が前条第五項第一号の規定による再調査の決定に対する審査の請求について前項第二号に掲げる決定をしたときは、同項後段の規定にかかわらず、第二項後段の規定によりあわせてされたものとみなされた再調査の目的となつた処分に対する審査の請求は、棄却されたものとみなす。

7　国税庁長官又は国税局長は、前条第一項に規定する事項について第五項第二号又は第三号の規定による決定をする場合には、国税庁又は国税局に所属する協議団の協議を経なければならない。

8　前項の協議団に関し必要な事項は、政令で定める。

（訴願法の不適用）

第百六十八条　再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分に関する事件については、訴願法（明治二十三年法律第百五号）の規定は、適用しない。

（訴訟）

第百六十九条　再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分の取消又は変更を求める訴は、第百六十七条第五項の規定による決定（以下「審査の決定」という。）を経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号の一に該当するときは、再調査の決定又は審査の決定を経ないで訴を提起することができる。

一　再調査の請求があつた日から六月を経過して、なお再調査の決定の通知がないとき。

二　審査の請求があつた日から三月を経過したとき。

三　再調査の決定若しくは審査の決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあることその他正当な理由があるとき。

2　再調査の請求若しくは審査の請求の目的となる処分又は審査の決定の取消又は変更を求める訴は、前項第二号又は第三号の規定に該当する場合を除き、審査の決定に係る通知を受けた日から三月（同項第一号の規定による訴の提起については、再調査の請求があつた日から九月）以内に提起しなければならない。

3　前項の期間は、不変期間とする。

4　第二項に規定する訴が提起された場合には、国税庁又は国税局の職員は、国の利害に関係のある訴

訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）第五条第一項の規定の適用については、当事者又は参加人となつた税務署長、国税局長又は税関長の所部の職員とみなす。

5　第一項ただし書の規定により訴が提起された場合においても、再調査の請求又は審査の請求がされているときは、これらの請求に対して決定をすることを妨げない。

（証拠申出の順序）

第百七十条　前条第二項に規定する訴においては、裁判所が相手方当事者となつた国税庁長官、国税局長、税関長、税務署長その他の行政機関の長の主張を合理的と認めたときは、その訴を提起した者がまず証拠の申出をし、その後に相手方当事者が証拠の申出をするものとする。

2　相手方当事者は、前項の規定にかかわらず、随時証拠の申出をすることができる。

（滞納処分に関する再調査の請求等の期限の特例）

第百七十一条　滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする再調査の請求（第百六十六条第一項又は第二項（再調査の請求の期限）の規定により再調査の請求をすることができる期間を経過したものを除く。）は、これらの規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限までになければ、することができない。

一　督促　差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から一月を経過した日

二　不動産等についての差押　その公売期日等

三　不動産等についての第九十五条（公売公告）の公告（第百九条第四項（随意契約による売却）において準用する第九十六条（公売の通知）の通知を含む。）から売却決定までの処分　換価財産の買受代金の納付の期限

四　換価代金等の配当　換価代金等の交付期日

2　前項の規定は、第百六十七条第一項（始審的審査の請求）の規定による審査の請求又は第百六十九条第一項第三号（訴の提起の特例）の規定による訴の提起について準用する。この場合において、前項中「第百六十六条第一項又は第二項（再調査の請求の期限）の規定により再調査の請求をする」とあるのは、当該訴については、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項（出訴期間）の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3　第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について再調査の請求（その決定に対する審査の請求を含む。）又は前項に規定する審査の請求があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、税務署長、国税局長又は税関長がこれらの請求につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第百七十二条　第五十八条第二項（滞納者の動産等を占有する第三者に対する引渡命令）に規定する引渡命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき再調査の請求又は審査の請求をしたときは、その請求の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産の売却決定等の取消の制限）

第百七十三条　第百七十一条第一項第三号（公売等に関する再調査の請求等の期限の特例）に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する再調査の請求又は審査の請求があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、税務署長、国税局長又は税関長は、その請求を棄却することができる。

一　その請求に係る処分に続いて行われるべき処分（以下この号において「後行処分」という。）が既に行われている場合において、その請求に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二　換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その請求に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第百七十二条　第五十八条第二項（滞納者の動産等を占有する第三者に対する引渡命令）に規定する引渡命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき再調査の請求又は審査の請求をしたときは、その請求の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産の売却決定等の取消の制限）

第百七十三条　第百七十一条第一項第三号（公売等に関する再調査の請求等の期限の特例）に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分について再調査の請求又は審査の請求があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、税務署長、国税局長又は税関長は、その請求を棄却することができる。

一　その請求に係る処分に続いて行われるべき処分（以下この号において「後行処分」という。）が既に行われている場合において、その請求に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二　換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その請求に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第百七十二条　第五十八条第二項（滞納者の動産等を占有する第三者に対する引渡命令）に規定する引渡命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき再調査の請求又は審査の請求をしたときは、その請求の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産の売却決定等の取消の制限）

第百七十三条　第百七十一条第一項第三号（公売等に関する再調査の請求等の期限の特例）に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分について再調査の請求又は審査の請求があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、税務署長、国税局長又は税関長は、その請求を棄却することができる。

一　その請求に係る処分に続いて行われるべき処分（以下この号において「後行処分」という。）が既に行われている場合において、その請求に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二　換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その請求に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

（国税の消滅時効）

第百七十四条　国税の徴収を目的とする国の権利（以下この章において「国税の徴収権」という。）は、これを行使することができる日から五年を経過したときは、時効により消滅する。

2　前項の場合には、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

3　国税の徴収権の時効については、この章に別段の定があるものを除き、民法の規定を準用する。

（時効の中断及び停止）

第百七十五条　国税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る国税については、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に掲げる期間を経過した時から更に進行する。

一　納税に関する告知　その告知に指定された納付に関する期限までの期間

二　督促　督促状又は督促のため納付催告書を発した日から起算して十日を経過した日（同日前に第四十七条第二項（繰上差押）の規定による差押がされた場合には、そのされた日）までの期間

三　交付要求　その交付要求がされている期間（第八十二条第二項（交付要求の通知）の規定による通知がされていない期間があるときは、その期間を除く。）

2　前項第三号の規定により時効が中断された場合には、その交付要求に係る強制換価手続が取り消されたときにおいても、その時効中断の効力は、失われない。

3　国税の徴収権の時効は、徴収の猶予、換価の猶予又は延納に係る国税につき、その猶予又は延納がされている期間内は、進行しない。

（還付金の消滅時効）

第百七十六条　国税の過誤納により生ずる国に対する請求権及び所得税法第三十一条（確定申告等による還付）その他の国税に関する法律の規定による還付金に係る国に対する請求権（以下第百八十条（国税に関する相殺）において「還付金に係る債権」という。）は、その請求をすることができる日から五年を経過したときは、時効により消滅する。

2　第百七十四条第二項及び第三項（国税の消滅時効の絶対的効力等）の規定は、前項の場合について準用する。

（第三者の納付及びその代位）

第百七十七条　国税は、その納税者のために第三者が納付することができる。

2　国税の納付について正当な利益を有する第三者又は納税者の同意を得た第三者が納税者に代つてこれを納付した場合において、その国税につき第百五十六条（担保の徴収）又は相続税法第三十八条（延納の担保）の規定による担保として抵当権が設定されていたときは、これらの者は、その納付により、その抵当権につき国に代位することができる。

3　前項の場合において第三者が納税者の国税の一部を納付したときは、その残余の国税は、同項の規定により代位した第三者の債権に先だつて徴収する。

（債権者の代位及び詐害行為の取消）

第百七十八条　民法第四百二十三条（債権者の代位）及び第四百二十四条（詐害行為の取消）の規定は、国税の徴収に関し準用する。

（供託）

第百七十九条　民法第四百九十四条（供託による免責）並びに第四百九十五条第一項及び第三項（供託の方法）の規定は、この法律の規定により債権者、納税者その他の者に金銭を交付すべき場合について準用する。

（国税に関する相殺）

第百八十条　国税と国に対する債権で金銭の給付を目的とするものとは、法律の別段の規定によらなければ、相殺することができない。還付金に係る債権と国に対する債務で金銭の給付を目的とするものとについても、また同様とする。

（納税証明書の交付等）

第百八十一条　税務署長は、国税と競合する債権に係る担保権の設定その他の目的で、国税の納付すべき額その他国税に関する事項のうち政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り、政令で定めるところにより、これを交付しなければならない。

2　前項の証明書の交付を請求する者は、政令で定めるところにより、証明書の枚数を基準として定められる手数料を納付しなければならない。

（税務署長又は国税局長による徴収）

第百八十二条　国税の徴収は、納税者の納税地を所轄する税務署長が行う。ただし、滞納処分は、この法律の定めるところにより、その税務署所属の徴収職員に執行させることができる。

2　国税局長は、必要があると認めるときは、その管轄区域内の地域を所轄する税務署長からその徴収する国税について徴収の引継を受けることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3　前二項の税務署長又は国税局長は、差し押えるべき財産又は差し押えた財産がその管轄区域外にあるとき（国税局長については、その管轄区域内の地域を所轄する税務署長の管轄区域内にあるときを含む。）は、当該税務署長又は国税局長は、その財産の所在地を所轄する税務署長又は国税局長に滞納処分の引継をすることができる。

4　前二項の規定により徴収の引継があつた場合においては、引継を受けた税務署長又は国税局長は、引継を受けた税務署長又は国税局長は、遅滞なく、その旨を納税者に通知するものとする。

（税関長による徴収）

第百八十三条　保税地域からの引取に係る内国消費税の徴収は、前条第一項の規定にかかわらず、その引取の場所を所轄する税関長が行う。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

2　前項の税関長は、差し押えるべき財産又は差し押えた財産がその管轄区域外にあるときは、その財産の所在地を所轄する税関長に滞納処分の引継をすることができる。

3　第一項の税関長は、差し押えるべき財産又は差し押えた財産が滞納処分を著しく困難とする地域にあるときは、これらの財産の所在地を所轄する税務署長又は国税局長に滞納処分の引継をすることができる。

4　前条第四項の規定は、前二項の規定により滞納処分の引継があつた場合について準用する。

（更生手続等が開始した場合の徴収の引継）

第百八十四条　株式会社について更生手続又は企業担保権の実行手続の開始があつた場合には、当該会社の国税を徴収することができる税務署長、国税局長又は税関長は、当該会社の本店（外国に本店を有する株式会社については、この法律の施行地内にある主たる営業所。以下同じ。）の所在地を所轄する税務署長、国税局長又は税関長に対し、その徴収することができる国税の徴収の引継をすることができる。ただし、更生事件がその本店以外の営業所又は財産の所在地を管轄する地方裁判所に移送されたときは、その地方裁判所の所在地を所轄する税務署長、国税局長又は税関長に徴収の引継をすることができる。

2　第百八十二条第四項（徴収の引継の通知）の規定は、前項の規定により徴収の引継があつた場合について準用する。

（国税局長又は税関長が徴収する場合の読替規定）

第百八十五条　第百八十二条第二項若しくは第三項（滞納処分の引継等）、第百八十三条第三項（徴収の引継等）若しくは前条第一項の規定により国税局長が徴収の引継若しくは滞納処分の引継を受けた場合又は第百八十三条第一項若しくは第二項（税関長による徴収）若しくは前条第一項の規定により税関長が徴収する場合におけるこの法律（第百五十九条第二項（保全差押の承認）、第七章（還付）及び第八章（再調査、審査及び訴訟）を除く。）の規定の適用については、「税務署長」又は「税務署」とあるのは、それぞれ「国税局長」若しくは「国税局」又は「税関長」若しくは「税関」とする。

（政令への委任）

第百八十六条　この法律に定めるもののほか、督促状、差押調書、交付要求書その他この法律の規定により作成する書類に記載すべき事項、この法律の規定により利害関係人その他の者に通知すべき事項及びこの法律の実施のための手続その他その執行に関し必要な事項は、政令で定める。

第十章　罰則

第百八十七条　納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、国の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3　情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百八十八条　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第百四十一条（質問及び検査）の規定による徴収職員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二　第百四十一条の規定による帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はそ

の帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第百八十九条　法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条（施行日前の申告期限等の特例）、附則第九条第一項（施行日前の延滞加算税額の特例）、附則第十四条（施行日前に期限が到来する徴収猶予の期限の延長の特例）並びに附則第十五条第一項及び第二項（施行日前の公売等の猶予及び利子税額等の免除の特例）の規定は、公布の日から施行する。

（旧法に基く処分又は手続の効力）

第二条　この法律の施行前に改正前の国税徴収法（以下「旧法」という。）の規定又はこれに基き若しくはこれを実施するための命令の規定によつてした通知、告知、督促、滞納処分、徴収猶予、担保の徴取、滞納処分の執行の停止又は申告、申請、証明、納付委託、再調査の請求若しくは審査の請求その他の処分又は手続は、この附則に別段の定があるものを除き、この法律の相当規定によつてした相当の処分又は手続とみなす。

（施行日前の申告期限等の特例）

第三条　昭和三十四年五月一日からこの法律の施行の日の前日までの間において、国税に関する法律に定める国税の申告、申請、納付又は徴収に関する期限（政令で定める期限を除く。）が民法第百四十二条（期間の満了の特例）に規定する休日に該当するときは、その国税に関する法律の規定にかかわらず、その休日の翌日を当該期限とみなす。

（書類の送達に関する経過措置）

第四条　第五条第四項及び第五項（書類の送達）の規定は、この法律の施行後に発送する書類について適用し、この法律の施行前に発送した書類については、なお従前の例による。

2　この法律の施行前に旧法第四条ノ十（公示送達）の規定により公示送達を開始した書類の送達については、なお従前の例による。

（国税と他の債権との調整等に関する経過措置）

第五条　第十一条（強制換価の場合の内国消費税の優先）及び第四十四条（強制換価の場合の内国消費税の徴収）の規定は、内国消費税の課される物品がこの法律の施行後に強制換価手続により換価される場合について適用する。

2　第十三条（交付要求先着手による国税の優先）、第十五条から第十七条まで（法定納期限等以前に設定された質権及び抵当権の優先）、第十九条から第二十一条まで（特定の先取特権及び留置権の優先）及び第二十六条（国税及び地方税等と私債権との競合の調整）の規定は、この法律の施行後に強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における国税と他の債権との調整については、なお従前の例による。

3　第二十二条から第二十五条まで（担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収・国税と仮登記又は譲渡担保に係る債権との調整）の規定は、この法律の施行後に納税者が譲渡し、又は仮登記をした財産について適用する。

4　第二十四条（譲渡担保権者の物的納税責任）の規定は、手形その他政令で定める財産については、当分の間、適用しない。

（相続があつた場合の納税義務及び徴収の手続に関する経過措置）

第六条　第二十七条（相続による納税義務の承継）の規定は、この法律の施行後に相続があつた場合について適用し、この法律の施行前に相続があつた場合における被相続人の納税義務の承継については、なお従前の例による。

2　第二十八条第四項（納税者の死亡後にした処分の効力）の規定は、この法律の施行後に同項に規定する処分がされた場合について適用する。

（第二次納税義務に関する経過措置）

第七条　第三十二条第一項（第二次納税義務の告知等）、第三十五条から第三十九条まで（同族会社等の第二次納税義務）並びに第四十一条第二項及び第三項（人格のない社団等に係る第二次納税義務）の規定は、この法律の施行後に滞納となつた国税について適用し、この法律の施行前に滞納となつている国税に係る第二次納税義務の額及びこれを課する手続については、なお従前の例による。

（督促に関する経過措置）

第八条　この法律の施行の際に滞納となつている国税で旧法第九条第一項（督促）の規定による督促がされていないものについては、第四十五条第一項（督促）中「納期限後」とあるのは、「この法律の施行後」として、同条の規定を適用する。

（延滞加算税額に関する経過措置）

第九条　昭和三十四年五月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に旧法第九条第三項（延滞加算税額）の規定により徴収する延滞加算税額については、その全額が三百円未満であるときは、同条第三項及び第七項の規定にかかわらず、これを徴収しない。

2　この法律の施行前にした督促に係る延滞加算税額の計算については、前項に定めるものを除き、なお従前の例による。

（差押に関する経過措置）

第十条　この法律の施行前に旧法第九条第一項（督促）の規定により発した督促状の指定の期限がこの法律の施行の日から起算して十日を経過した日（この法律の施行の日において第四十七条第一項第二号（督促を要しない差押）に掲げる場合に該当するときは、同日）後であるときは、第四十七条第一項の規定にかかわらず、その督促状に係る国税については、その指定の期限を経過しなければ、差押をすることができない。

2　第六十条第二項（差押動産等を保管させた場合の押差の効力）の規定は、この法律の施行後にされる差押について適用し、この法律の施行前にされた差押については、なお従前の例による。

（滞納処分の利害関係人への通知等に関する経過措置）

第十一条　この法律の施行前に旧法の規定に基き差押、公売公告又は滞納処分若しくは徴収の引継があつた場合において、第五十五条各号（差押の通知をする質権者等）又は第九十六条第一項各号（公売の通知をする利害関係人）に掲げる者のうち知れている者及び滞納者でその差押、公売又は当該引継に関しこれらの規定又は第百八十二条第四項（徴収の引継の通知）（第百八十三条第四項（税関長による徴収）又は第百八十四条第二項（更生手続等の開始した場合の徴収の引継）において準用する場合を含む。）の規定による通知又は催告に相当する通知又は催告を受けてい

ないものがあるときは、税務署長、国税局長又は税関長（以下「税務署長等」という。）は、この法律の施行後遅滞なく、これらの規定による通知又は催告をしなければならない。

（換価及び配当に関する経過措置）

第十二条　この法律の施行前に旧法第二十四条（公売）の規定による公売に関し徴した加入保証金及び契約保証金があるときは、これらを第百条第一項（公売保証金）の規定により納付された公売保証金とみなす。

2　第百十三条から第百十五条まで（不動産等の売却決定・買受申込等の取消・買受代金の納付期限等）、第百三十条から第百三十三条まで（債権額の確認方法・配当計算書・換価代金等の交付期日・換価代金等の交付）及び第百三十五条（売却決定の取消に伴う措置）の規定は、公売期日等がこの法律の施行後である場合について適用し、滞納処分による財産の公売又は売却の日がこの法律の施行前である場合におけるその公売若しくは売却又は配当に関する手続については、なお従前の例による。

3　第百二十七条（法定地上権等の設定）の規定は、この法律の施行後に換価に付する建物又は立木について適用する。

4　第百二十四条第一項後段（担保権の消滅）の規定は、担保の目的でされている仮登記により担保される債権については、この法律の施行後に納税者がした仮登記に係るものについて適用する。

（財産の調査に関する経過措置）

第十三条　第百四十六条第一項及び第二項（捜索調書の作成）の規定は、この法律の施行後に滞納処分のため捜索する場合について適用する。

（施行日前に期限が到来する徴収猶予の期限の延長の特例）

第十四条　この法律の公布の日からこの法律の施行の日の前日までの間に旧法第七条第一項又は第二項（徴収猶予）の規定による徴収猶予の期限が到来する国税についてその納税者がその猶予を受けた国税の納付を困難とするやむを得ない理由があると認められるときは、税務署長等は、既にその者につき徴収を猶予した期間を通じて二年以内に限り、その期限を延長することができる。

2　前項の規定による徴収の猶予は、旧法第七条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予とみなす。

（施行日前の公売等の猶予及び利子税額等の免除の特例等）

第十五条　この法律の公布の日からこの法律の施行の日の前日までの間に滞納者で次の各号の一に該当するもの（旧法第十二条ノ二（滞納処分の執行猶予）の規定の適用を受ける者を除く。）が納税につき誠実な意思を有すると認められるときは、税務署長等は、その者の納付すべき国税につき滞納処分による財産の公売又は売却を猶予することができるものとし、その者につき旧法第八条後段（利子税額の免除）に規定する事由があるときは、その猶予した国税に係る利子税額及び延滞加算税額を免除することができる。

一　その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

二　その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比し、滞納に係る国税及び最近において納付すべきこととなる国税の徴収上有利であるとき。

2　前項の規定による猶予は、旧法第十二条ノ二の規定による滞納処分の執行猶予とみなす。

3　この法律の施行前に旧法第十二条ノ二の規定によつてした滞納処分の執行の猶予は、第百五十一条（換価の猶予）の規定による換価の猶予とみなす。

（還付金に関する経過措置）

第十六条　この法律の施行前に過誤納金その他の国税に関する還付金について適用する。

（第三者の取戻請求に関する経過措置）

第十七条　この法律の施行前に旧法第十四条（取戻請求）の規定によつてした申出は、第百六十六条第一項（再調査の請求）又は第百六十七条第一項（始審的審査の請求）の規定によつてした再調査の請求又は審査の請求とみなす。

（滞納処分に関する再調査の請求等の期限の特例に関する経過措置）

第十八条　第百七十一条（滞納処分に関する再調査の請求等の期限の特例）の規定は、この法律の施行前にした同条第一項各号に掲げる処分に相当する処分については、同項中「当該各号に掲げる期限」とあるのは、この法律の施行の際現にされているものにあつては「当該各号に掲げる期限又はこの法律の施行の日から一月を経過する日のうちいずれか遅い日」とし、その他のものにあつては「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第三章ノ二の規定により再調査の請求をすることができる日」として適用する。

（第三者の納付による代位に関する経過措置）

第十九条　第百七十七条第二項（第三者の納付による代位）の規定は、この法律の施行後に第三者が納付した国税について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月二十日

大蔵委員長　加藤　正人

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、国税徴収法の全文改正に伴い、所得税法その他の関係法律の整理を行うとともに、公課の徴収手続及び優先順位に関する規定の整備合理化等を図ろうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年三月十二日

衆議院議長　加藤鐐五郎

参議院議長松野鶴平殿

国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

目次

第一章　国税に関する法律の一部改正（第一条―第二十六条）
第二章　その他の法令の一部改正（第二十七条―第九十五条）
附則

第一章　国税に関する法律の一部改正

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「国税徴収法第九条第三項」を「国税徴収法第四十六条第一項」に改める。

第二十五条の五第一項中本文及び「但し、」を削り、「二十日を経過した日までは、この限りでない。」を「二十日を経過した日後でなければ国税徴収法第四十五条の規定による督促をすることができない。」に改め、同条第二項中「国税徴収法第三章の規定により」を削り、「同法第二十四条の規定による公売」を「滞納処分による財産の換価」に改める。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条　削除

第四十三条第四項及び第五項を削る。

第四十八条第二項ただし書中「国税徴収法第四条ノ一各号」を「国税徴収法第四十三条第一項各号」に改め、同条に次の二項を加える。

第三項の再調査の請求があつた場合においても、当該請求は、その請求の目的となつた処分の効力に影響を及ぼさない。

第二項ただし書の規定により督促又は滞納処分をなすことができない期間は、時効は、進行しない。

第四十九条第五項中「前条第四項」の下に「、第七項及び第八項」を加える。

第五十一条第二項中「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第四項の規定にかかわらず」を「前項ただし書の場合を除くほか」に改める。

第五十四条第六項を次のように改め、同条第十一項ただし書を削る。

第二十五条の五第二項の規定は、予定納税額に係る利子税額について準用する。

第五十五条第四項中「第三十五条並びに」を削る。

（法人税法の一部改正）

第二条　税人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「国税徴収法第九条第三項」を「国税徴収法第四十六条第一項」に改める。

第十六条第二項中「国税徴収法第九条第三項」を「国税徴収法第四十六条第一項」に改める。

第十七条の二第二項中「国税徴収法第九条第三項」を「国税徴収法第四十六条第一項」に改める。

第十九条第一項中「国税徴収法第四条第三項」を「国税徴収法第四十六条第一項」に改める。

第二十六条の五第四項中「当該金額百円について一日三銭の割合を乗じて計算した金額を当該還付又は充当すべき金額に加算する。」を「当該金額に第四十二条の規定による利子税額の計算に準じて計算した金額を加算しなければならない。」に改め、同条第五項及び第六項を削る。

第二十六条の六第三項中「前条第三項乃至第六項」を「前条第三項及び第四項」に改める。

第二十六条の七第三項中「第二十六条の五第三項乃至第六項」を「第二十六条の五第三項及び第四項」に改める。

第二十七条及び第二十八条を次のように改める。

第二十七条及び第二十八条　削除

第三十四条第三項中「国税徴収法第四条ノ一各号」を「国税徴収法第四十三条第一項各号」に改め、同条に次の一項を加える。

第三項の規定により督促又は滞納処分をなすことができない期間は、時効は、進行しない。

第三十五条第四項中「前条第六項」の下に「及び第八項」を加える。

第三十七条第二項中「、行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第四項の規定にかかわらず」を削る。

第四十二条第七項中「第五項」を「前項」に改め、同条第九項中「第七項」を「第六項」に改め、同条第十一項中「第七項」を「第六項」に改め、同項ただし書を削り、同条第六項を削る。

（相続税法の一部改正）

第三条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第四十条第二項中「又は前条第八項の規定による求めに応じなかつたときは、その者の弁明を聞いた上」を「、その者が前条第八項の規定による求めに応じなかつたとき、当該延納税額に係る担保物につき国税徴収法（昭和三十四年法律第　号）第二条第十二号に規定する強制換価手続が開始されたとき又は当該延納の許可を受けた者が死亡し、その相続人が限定承認をしたときは」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該強制換価手続が開始されたとき及び限定承認をしたときを除き、あらかじめその者の弁明を聞かなければならない。

第四十条第四項を次のように改め、同条第五項及び第六項を削る。

4　国税徴収法第百六十条第一項、第二項及び第四項の規定は、延納の許可を受けた者がその延納税額（第二項又は前条第七項の規定により延納の許可を取り消されたため一時に徴収される税額及びこれらの税額に係る利子税額を含む。）を納期限までに完納しない場合について準用する。

第四十五条第三項第二号中「再調査の請求があつた日」を「税務署長に対し再調査の請求をした日」に改める。

第四十七条第二項中「、行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）第五条第一項又は第四項の規定にかかわらず」を削る。

第五十一条第十項を削り、同条第十一項ただし書を削り、同項を同条第十項とする。

第五十二条第四項を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とする。

（資産再評価法の一部改正）

第四条　資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第六十三条の見出しを「（受贈者等の責任）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条とする。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条　削除

第七十五条第二項中「、行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）の規定にかかわらず」を削る。

第七十七条第五項を削り、同条第六項ただし書を削り、同項を同条第六項とする。

第八十九条中「国庫出納金等端数計算法」を「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」に改める。

（企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部改正）

第五条　企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和二十九年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第三章ノ三（充当及ビ還付加算金）」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第　号）第七章（還付）」に改める。

第二十八条第四項中「国税徴収法第三章ノ三（充当及ビ還付加算金）」を「国税徴収法第七章（還付）」に改める。

第二十九条第二項中「国税徴収法第三章ノ三（充当及ビ還付加算金）」を「国税徴収法第七章（還付）」に改め、同条第四項中「国税徴収法第三章ノ三」を「国税徴収法第七章」に改める。

第三十八条中「国税徴収法第三章ノ三（充当及ビ還付加算金）」を「国税徴収法第七章（還付）」に改める。

第十四条第三項ただし書を削る。

第十五条第一項中「国税徴収法第六条」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第　号）第四十二条」に、「指定納期日」を「指定納期限」に、「当該納期日」を「当該納期限」に改める。

（通行税法の一部改正）

第八条　通行税法（昭和十五年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条ノ二第四項及び第五項ただし書を削る。

（酒税法の一部改正）

第九条　酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条を次のように改める。

（担保の処分等）

第三十四条　第二十七条又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定により金銭を担保として提供した納税義務者は、政令で定めるところにより、担保として提供した金銭をもつて酒税の納付に充てることができる。

2　国税徴収法（昭和三十四年法律第　号）第百六十条第一項、第二項及び第四項の規定は、第二十七条又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供し、又は納税の担保として酒類を保存した場合において、納税義務者が納期限までに酒税を納付しないときについて準用する。この場合において、その担保が金銭であるときは、直ちにこれを酒税に充てる。

3　国税徴収法第十四条の規定は、第三十一条第二項の規定により保存された酒類について準用する。

第三十六条中「国税徴収法第四条ノ一」を「国税徴収法第四十三条」に改め、「（同条第四号に該当する場合を除く。）」を削る。

第四十条第一項中「国税徴収法第六条」を「国税徴収法第四十二条」に、「指定納期日」を「指定納期限」に、「納期日」を「当該納期日」に改め、同条第五項ただし書を削る。

（砂糖消費税法の一部改正）

第十条　砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項を次のように改め、同条第三項から第五項までを削る。

2　国税徴収法（昭和三十四年法律第　号）第百六十条第一項、第二項及び第四項（担保の処分）の規定は、第十三条、第十八条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が納期限までに揮発油税を納付しないときについて準用する。この場合において、その担保が金銭であるときは、直ちにこれを揮発油税に充てる。

第二十二条第一項中「国税徴収法第六条」を「国税徴収法第四十二条」に、「指定納期日」を「指定納期限」に、「納期日」を「当該納期限」に改め、同条第五項ただし書を削る。

（地方道路税法の一部改正）

第十二条　地方道路税法（昭和三十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第九条第三項から第十項まで」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第百六十四条」に改める。

（物品税法の一部改正）

第十三条　物品税法（昭和十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十条ノ二を次のように改める。

第十条ノ二　前条第三項ノ規定ニ依リ金銭ヲ担保トシテ提供シタル納税義務者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ担保トシテ提供シタル金銭ヲ以テ物品税ノ納付ニ充ツルコトヲ得

国税徴収法第百六十条第一項、第二項及び第四項ノ規定ハ前条第三項ノ規定ニ依リ担保ヲ提供シタル場合ニ於テ納税義務者ガ同項ノ期限内ニ物品税ヲ納付セザルトキニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ其ノ担保ガ金銭ナルトキハ直ニ之ヲ物品税ニ充ツルモノトス

第十条ノ三を削る。

第十四条第一項中「国税徴収法第六条」を「国税徴収法第四十二条」に、「指定納期日」を「指定納期限」に、「納期日」を「納期限」に、「当該納期日」を「当該納期限」に改め、同条第五項ただし書を削る。

（トランプ類税法の一部改正）

第十四条　トランプ類税法（昭和三十二年法律第百七十三号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

3　トランプ類の製造場に現存するトランプ類が国税滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価される場合には、当該製造者がその換価の時に当該トランプ類をその製造場から移出したものとみなす。

第三十条第二項を次のように改め、同条第三項から第五項までを削る。

2　国税徴収法（昭和三十四年法律第　号）第百六十条第一項、第二項及び第四項（担保の処分）の規定は、第十四条、第二十七条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が納期限までにトランプ類税を納付しないときについて準用する。この場合において、その担保が金銭であるときは、直ちにこれをトランプ類税に充てる。

第三十一条第一項中「国税徴収法第六条」を「国税徴収法第四十二条」に、「指定納期日」を「指定納期限」に、「納期日」を「納期限」に、「当該納期日」を「当該納期限」に改め、同条第五項ただし書を削る。

（入場税法の一部改正）

第十五条　入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項を次のように改め、同条第三項から第五項までを削る。

2　国税徴収法（昭和三十四年法律第　号）第百六十条第一項、第二項及び第四項（担保の処分）の規定は、第十四条の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が第十二条の規定による納期限（第八条第八項又は第二十五条第三項の規定に該当するときは、同法第四十二条（納税の告知）の規定により指定された納期限）までに入場税を納付しないときについて準用する。この場合において、その担保が金銭であるときは、直ちにこれを入場税に充てる。

第十八条第一項中「国税徴収法第六条」を「国税徴収法第四十二条」に、「納期日」を「納期限」に、「当該納期日」を「当該納期限」に改め、同条第五項ただし書を削る。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第十六条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項を次のように改め、同条第三項から第五項までを削る。

2　国税徴収法（昭和三十四年法律第　号）第百六十条第一項、第二項及び第四項（担保の処分）の規定は、第五条第二項、第六条第二項又は第七条第二項の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が納期限までに内国消費税を納付しないときについて準用する。この場合において、その担保が金銭であるときは、直ちにこれをその内国消費税に充てる。

（登録税法の一部改正）

第十七条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第六号の次に次の一号を加える。

六ノ二　滞納処分ニ係ル差押ノ解除及換価ニ因ル権利移転ニ伴フ差押其ノ他ノ登記又ハ登録ノ抹消ノ登記又ハ登録

第十九条ノ七中「国税徴収法第三十一条ノ三」を「国税徴収法第百六十七条」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第十八条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号の次に次の一号を加える。

三ノ二　滞納処分ニ依ル差押物件ノ保管証

第六条ノ二の次に次の一条を加える。

第六条ノ三　前二条ノ規定ニ依リ納付シタル印紙税ニ係ル過誤納アリタルトキハ其ノ過誤納額ニ相当スル印紙税ニ付テハ其ノ還付ノ請求ノ日ニ於テ納付アリタルモノト看做シテ国税徴収法第百六十四条ノ規定ヲ適用ス

（関税法の一部改正）

第十九条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第　号）」に改め、同条第二項中「民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）の規定による」及び「破産法（大正十一年法律第七十一号）の規定による」を削り、「競売法（明治三十一年法律第十五号）の規定による競売」を「担保権の実行としての競売若しくは企業担保権の実行手続」に改め、同条第三項中「順位については、国税徴収法第二条第一項（徴収の順位）に規定する」を「順位は、それぞれ国税徴収法に規定する」に、「の順位による。」を「と同順位とする。」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第一項の規定の適用を妨げない。

第十条第二項を次のように改める。

2　国税徴収法第百六十条第一項、第二項及び第四項（担保の処分）の規定は、関税の担保が提供された場合において、納税義務者が第八条第二項（納税の告知）の規定により指定された納期日までに関税を納付しないときについて準用する。この場合において、その担保が金銭であるときは、直ちにこれを関税に充てる。

第十条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前項」を「前条第一項第四号」に、「国税徴収法第三十二条（財産をかくす等の罪）」を「国税徴収法第十章（罰則）」に改め、同項を同条第三項とする。

第十二条第五項ただし書を削る。

第十三条の見出しを「（還付及び充当）」に改め、同条第一項中「支払決定をする日」を「支払決定をする日又は第六項の規定により充当をする日」に改め、「（還付のため過誤納金があることを納税義務者に通知した後三十日以内に当該過誤納金の還付の請求をしない場合においては、当該通知をした日後三十日を経過した日から還付の請求があつた日までの期間を除く。）」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、

同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる期間を同項に規定する期間から控除しなければならない。

一　税関長が過誤納金があることを納税義務者に通知した場合において、その通知書を発した日から三十日を経過する日までにその過誤納金の還付の請求をしないとき。その日の翌日から還付の請求があつた日までの期間

二　過誤納金の返還請求権につき民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第五百九十四条（差押命令）の規定による差押がされた場合において、同法第六百条第一項（移付命令）の命令がないとき。その差押がされた日の翌日からその差押の取消若しくは移付命令があつた日までの期間

三　過誤納金の返還請求権につき仮差押がされたとき。その仮差押がされている期間

第十三条に次の一項を加える。

6　税関長は、第一項の過誤納額を還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付すべきこととなつた関税があるときは、政令で定めるところにより、その還付すべき金額をその関税に充当する。

第十四条第二項中「納付の日」を「過誤納に係る関税の還付を請求することができる日」に改める。

（とん税法の一部改正）

第二十条　とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項後段を削る。

第十条を次のように改める。

第十条　削除

第十二条第三項中「国税徴収法（同法第三十一条ノ二から第三十一条ノ四まで及び第三十一条ノ六を除く。）の例」を「国税徴収の例」に改める。

（特別とん税法の一部改正）

第二十一条　特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第六条中「、第十条（国税徴収法の不適用）」を削る。

第八条第一項中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号。以下第三項において「国税徴収法」という。）第九条第三項から第十項まで」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第　号）第四十六条第一項から第八項まで」に、「同条第三項から第八項まで」を「同条第一項から第十項まで」に改め、同条第三項中「国税徴収法の規定の適用がある」を「国税徴収の例による」に、「第三十一条ノ五」を「第百六十二条第一項前段」に改める。

第十条第三項中「国税徴収法（同法第三十一条ノ二から第三十一条ノ四まで及び第三十一条ノ六を除く。）の例」を「国税徴収の例」に改める。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正）

第二十二条　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第四条中「国税徴収法第九条第三項」を「国税徴収法第四十六条第一項」に改める。

（財産税法の一部改正）

第二十三条　財産税法（昭和二十一年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二項を削る。

第四十五条第二項中「（国税徴収法第四条ノ三第一項但書の規定により財産税を徴収される者を含む。以下同じ。）」を削る。

（国税の延滞金等の特例に関する法律の廃止）

第二十四条　国税の延滞金等の特例に関する法律（昭和二十五年法律第七十八号）は、廃止する。

（会社更生法の一部改正）

第二十五条　会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第　号）」に改め、同条第四項中「担保物件の」を削る。

第百二十二条第一項中「滞納処分の執行の猶予」を「滞納処分による財産の換価の猶予」に改め、同条第三項中「滞納処分の執行が猶予され」を「徴収の猶予又は滞納処分による財産の換価の猶予がされ」に改める。

（滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部改正）

第二十六条　滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

本則及び附則中「収税官吏等」を「徴収職員等」に改める。

第二条第一項中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第　号）」に改め、同条第二項中「収税官吏」を「徴収職員」に改める。

第五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、その有体動産について滞納処分による参加差押がされているときは、この限りでない。

第五条に次の二項を加える。

3　前条の有体動産について滞納処分による差押を解除すべき場合において、その有体動産について強制執行による差押前に滞納処分による参加差押がされているときは、その参加差押に係る滞納処分による差押の効力の発生は、この法律の適用については、強制執行による差押の時以前にさかのぼらないものとする。ただし、第一項ただし書の有体動産については、この限りでない。

4　第一項ただし書の有体動産について強制執行による差押後に滞納処分による参加差押がされているときは、強制執行による差押は、この法律の適用については、その参加差押に係る滞納処分による差押後にされたものとみなす。

第八条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　国税徴収法第百五十九条第一項の規定による差押（その例による差押を含む。）がされているとき。

第十条第二項中「第五条」の下に「第一項」を加え、同条第四項中「国税徴収法第二条第二項」を「国税徴収法第十二条」に改める。

第十一条第一項中「第五条」の下に「第一項及び第二項」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第五条第一項本文の規定は、その有体動産で仮差押の執行がされているものについて滞納処分による参加差押がされているときは、この限りでない。

第十一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第五条第四項の規定は、前項の有体動産で仮差押の執行後に滞納処分による参加差押がされているものに関して準用する。

第十三条に次の一項を加える。

2　第五条第三項本文の規定は、前項の不動産に関して準用する第十四条中「前条」の下に「第一項」を加える。

第十五条から第十七条まで及び第二十条中「第十三条」の下に「第一項」を加える。

第二十八条中「第十一条第二項」を「第十一条第三項」に改める。

第三十二条中「差押」の下に「及び参加差押」を加える。

第二章　その他の法令の一部改正

（河川法の一部改正）

第二十七条　河川法（明治二十九年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「国税滞納処分法」を「国税滞納処分ノ例」に改め、同条第二項中「国税」の下に「及地方税」を加える。

（砂防法の一部改正）

第二十八条　砂防法（明治三十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「国税ノ滞納処分ニ関スル規程」を「国税滞納処分ノ例」に改め、同条第二項中「国税」の下に「及地方税」を加える。

（伝染病予防法の一部改正）

第二十九条　伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「国税徴収ニ関スル規定」を「国税滞納処分ノ例」に改め、同項に次のただし書を加える。

但シ先取特権ノ順位ハ国税及地方税ニ次グモノトス

第二十七条第二項を次のように改める。

前項ノ費用ニ付テハ前条第二項ノ規定ヲ準用ス

（不動産登記法の一部改正）

第三十条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条　官庁又ハ公署ハ登記権利者ノ請求アリタルトキハ遅滞ナク嘱託書ニ公売処分ニ因ル権利移転ヲ証スル書面ヲ添附シテ左ノ登記ヲ登記所ニ嘱託スルコトヲ要ス但国税徴収法第二十三条第一項ニ規定スル仮登記ノ抹消ヲ嘱託スルトキハ同条第二項ノ通知ニ係ル書面ノ謄本ヲモ添附スルコトヲ要ス

一　公売処分ニ因ル権利移転ノ登記

二　公売処分ニ因リ消滅シタル権利ノ登記ノ抹消

三　滞納処分ニ関スル差押ノ登記ノ抹消

第百四十八条を次のように改める。

第百四十八条　削除

（行旅病人及行旅死亡人取扱法の一部改正）

第三十一条　行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「徴収ニ関スル例」を「滞納処分ノ例」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ徴収金ノ先取特権ハ国税及地方税ニ次グモノトス

（鉄道抵当法の一部改正）

第三十二条　鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条ノ二第二項第三号中「競売」の下に「（第七十七条ノ二ニ於テ準用スル第七十条ノ規定ニ依ル滞納処分ニ因ル換価ヲ含ム）」を加える。

第四条第一項に次のただし書を加える。

但シ滞納処分ニ依ル差押ノ目的トナス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十三条ノ四第一項第一号中「又ハ強制管理開始ノ決定」を「若ハ強制管理開始ノ決定又ハ滞納処分」に改める。

第二十八条中「申請」の下に「又ハ官庁若ハ公署ノ嘱託」を加える。

第六十八条第一項を次のように改める。

裁判所ハ競落代金ノ中ヨリ競売ノ費用ヲ控除シ其ノ残額ハ国税徴収法（昭和三十四年法律第　号）其ノ他ノ法律ニ規定スル租税及公課ノ優先権ニ関スル規定並ニ抵当権ノ順位ニ従ヒ之ヲ租税、公課及其ノ抵当権ニ依リ担保サルル債権ニ配当シ仍残余アルトキハ之ヲ鉄道財団ノ所有者ニ交付スベシ

第七十七条ノ二　鉄道財団ニ係ル滞納処分ニ関シテハ第六十五条本文、第六十六条、第六十七条第一項、第二項、第六十八条、第七十条、第七十一条第一項（第六十五条本文、第六十六条、第六十七条第一項及第六十八条ニ係ル部分ニ限ル）、第七十三条、第七十四条、第七十六条及前条ノ規定ヲ準用ス

（水害予防組合法の一部改正）

第三十三条　水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第三項中「市町村ノ徴収金」を「国税及地方税」に改める。

（証券を以てする歳入納付に関する法律の一部改正）

第三十四条　証券を以てする歳入納付に関する法律（大正五年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「内国税徴収ニ関スル規定ヲ準用ス」を「国税徴収ノ例ニ依リ之ヲ徴収ス」に改め、同項に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於ケル徴収ノ順位ニ付テハ関税法第七条第三項ノ規定ヲ準用ス

（都市計画法の一部改正）

第三十五条　都市計画法（大正八年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「順位並」を「順位ハ国税及地方税ニ次グモノトシ」に改める。

（借地法の一部改正）

第三十六条　借地法（大正十年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「国税徴収法ニ依リ徴収スルコトヲ得ヘキ請求権、」を削る。

（公有水面埋立法の一部改正）

第三十七条　公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三十八条ただし書中「国税」の下に「及地方税」を加える。

（健康保険法の一部改正）

第三十八条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項を削る。

第十一条ノ二第一項中「（第四号ヲ除ク）」を削る。

第十一条ノ三中「国税及地方税ニ次ギ他ノ公課ニ先ツ」を「国税及地方税ニ次グ」に改める。

第十一条ノ四を次のように改める。

第十一条ノ四　保険料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徴収金ハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外国税徴収ノ例ニ依リ徴収ス

（恩給法の一部改正）

第三十九条　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「国税徴収法又ハ国税徴収ノ例」を「普通恩給（増加恩給ト併給スルモノヲ除ク）及一時恩給ヲ受クルノ権利ニ付テハ滞納処分」に改める。

（アルコール専売法の一部改正）

第四十条　アルコール専売法（昭和十二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条に次のただし書を加える。

但シ先取特権ノ順位ハ国税及地方税ニ次グモノトス

（船員保険法の一部改正）

第四十一条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条ノ二第一項中「（第三号ヲ除ク）」を削る。

第十三条中「国税及地方税ニ次ギ他ノ公課ニ先ッ」を「国税及地方税ニ次グ」に改める。

第十四条を次のように改める。

第十四条　保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外国税徴収ノ例ニ依リ徴収ス

第二十七条に次のただし書を加える。

但シ老齢年金ヲ受クル権利ニ付テハ滞納処分ニ依リ差押フル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

（罹災都市借地借家臨時処理法の一部改正）

第四十二条　罹災都市借地借家臨時処理法（昭和二十一年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「、国税徴収法により徴収することのできる請求権」を削る。

（会計法の一部改正）

第四十三条　会計法（昭和二十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「事項」の下に「（前項に規定する事項を除く。）」を加え、同条に第一項として次のように加える。

金銭の給付を目的とする国の権利の時効による消滅については、別段の規定がないときは、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第四十四条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「国税及び地方税につぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税につぐ」に改める。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条　保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

（地方自治法の一部改正）

第四十五条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百二十五条第五項中「都道府県にあつては国の徴収金に次いで先取特権を有し、市町村にあつては国及び都道府県の徴収金」を「国税及び地方税」に改める。

（失業保険法の一部改正）

第四十六条　失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の三第二項中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第二十一条の六」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第　号）第百六十四条」に改める。

第三十七条中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

第三十八条を次のように改める。

（徴収に関する通則）

第三十八条　保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

第四十七条第二項を削る。

（児童福祉法の一部改正）

第四十七条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第七項に後段として次のように加える。

この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（郵便法の一部改正）

第四十八条　郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項中「国税」の下に「及び地方税」を加える。

（農地開発営団の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の一部改正）

第四十九条　農地開発営団の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律（昭和二十二年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項ただし書中「国税」の下に「及び地方税」を加える。

（農業災害補償法の一部改正）

第五十条　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第八十七条の二第五項中「市町村その他これに準ずるものの徴収金」を「国税及び地方税」に改める。

（行政代執行法の一部改正）

第五十一条　行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「国税徴収法の例」を「国税滞納処分の例」に改め、同条第二項中「、事務費の所属に従い」及び「又は地方税以外の当該地方公共団体の徴収金と同順位」を削る。

（たばこ専売法の一部改正）

第五十二条　たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第七十条ただし書中「国税」の下に「及び地方税」を加える。

（塩専売法の一部改正）

第五十三条　塩専売法（昭和二十四年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第四十六条ただし書中「国税」の下に「及び地方税」を加える。

（しょう脳専売法の一部改正）

第五十四条　しょう脳専売法（昭和二十四年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条ただし書中「国税」の下に「及び地方税」を加える。

（土地改良法の一部改正）

第五十五条　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第六項中「市町村税」を「国税及び地方税」に改める。

第百二十七条第三項ただし書中「国税」の下に「及び地方税」を加える。

（旧軍関係債権の処理に関する法律の一部改正）

第五十六条　旧軍関係債権の処理に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条　削除

（漁業法の一部改正）

第五十七条　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「先取特権」を「滞納処分による場合、先取特権」に改める。

（文化財保護法の一部改正）

第五十八条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第四項に後段として次のように加える。

この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（港湾法の一部改正）

第五十九条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の三第二項中「国及び地方公共団体の徴収金」を「国税及び地方税」に改める。

（旧令による共済組合等からの年

金受給者のための特別措置法の一部改正）

第六十条　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二に次の一項を加える。

3　連合会が支給する第八条第一号及び第二号に規定する年金及び一時金のうち、旧共済組合法に規定する退職年金及び退職一時金に相当するものを受ける権利は、国税及び地方税に次ぐもの」に改める。

（森林法の一部改正）

第六十三条　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第四項に後段として次のように加える。

この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第六十四条　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四十七条ただし書を削る。

（石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部改正）

第六十五条　石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「国税及び地方税につき、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

第二十四条中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第四条ノ九及び第四条ノ十」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第　号）第五条及び第六条」に改める。

（土地収用法の一部改正）

第六十二条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第百八十九条の二第五項中「国税及び地方税につき、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改め、同条第六項中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第四条ノ九及び第四条ノ十」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第　号）第五条及び第六条」に改める。

（土地収用法の一部改正）

第六十二条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第百八十九条の二第五項中「先取特権は、市町村の地方税以外の徴収金と同順位」を「先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐもの」に改める。

（森林法の一部改正）

第六十三条　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第四項に後段として次のように加える。

この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第六十四条　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四十七条ただし書を削る。

（石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部改正）

第六十五条　石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「国税及び地方税につき、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

第二十四条中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第四条ノ九及び第四条ノ十」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第　号）第五条及び第六条」に改める。

（道路法の一部改正）

第六十六条　道路法（昭和二十七年法律第百八十条）の一部を次のように改正する。

第七十三条第三項中「先取特権は、指定区間内の一級国道に係るものにあつては国税及び地方税に次ぐものとし、その他の道路に係るものにあつては地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する地方公共団体の徴収金以外の地方公共団体の徴収金と同順位」を「先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐもの」に改める。

（農地法の一部改正）

第六十七条　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第　号）」に改める。

第四十三条第六項中「第四条ノ一（繰上徴収）、第四条ノ九（書類の送達）、第四条ノ十（公示送達）及び第九条第四項から第十項まで」を「第五条（書類の送達）、第六条（公示送達）、第四十三条（繰上徴収）及び第四十六条第二項から第九項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第一項の規定による督促は、民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（臨時石炭鉱害復旧法の一部改正）

第六十八条　臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第七十一条第三項中「市町村の徴収金」を「国税及び地方税」に改める。

（外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部改正）

第六十九条　外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法（昭和二十八年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三項に後段として次のように加える。

この場合におけるその納付金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（日雇労働者健康保険法の一部改正）

第七十条　日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

第三十七条　保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

第四十一条第二項中本文及び「但し、」を削り、「民法第百五十三条」を「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条」に改める。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第七十一条　私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二に次の一項を加える。

2　前項において準用する国家公務員共済組合法第二十八条第一項の規定は、退職給付を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合には、適用しない。

第三十二条中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

第三十三条を次のように改める。

（徴収に関する通則）

第三十三条　掛金その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

第三十四条第二項中本文及び「但し、」を削り、「民法第百五十三条」を「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条」に改める。

（厚生年金保険法の一部改正）

第七十二条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、老齢年金を受ける権利については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

第八十六条第五項第二号中「（第一号ハを除く。）」を削る。

第八十八条中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国

及び地方税に次ぐ」に改める。

第八十九条を次のように改める。

（徴収に関する通則）

第八十九条　保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

第九十二条第二項中本文及び「但し、」を削り、「民法第百五十三条」を「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条」に改める。（七地区画整理法の一部改正）

第七十三条　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第五項中「先取特権は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の市町村の徴収金と同順位」を「先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐもの」に改める。

第百十条第五項中「先取特権は、施行者が建設大臣である場合にあつては国税及び地方税に次ぐもの」を「先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐもの」に改める。

（市町村職員共済組合法の一部改正）

第七十四条　市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条に次の一項を加える。

3　退職給付又は休業手当金を受ける権利は、国税滞納処分（その例による処分を含む。）による場合には、第一項の規定にかかわらず、差し押えることができる。

（けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の一部改正）

第七十五条　けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（昭和三十年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

（石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正）

第七十八条　石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第三項中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の一部改正）

第七十九条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「国税徴収の例」を「国税滞納処分の例」に、同条第二項中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

（道路整備特別措置法の一部改正）

第八十条　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「、同条第三項中「指定区間内の一級国道に係るものにあつては国税及び地方税に次ぐものとし、その他の道路に係るものにあつては地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する地方公共団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位とする。」と」を削る。

（森林開発公団法の一部改正）

第八十一条　森林開発公団法（昭和三十一年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第五項中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

（海岸法の一部改正）

第八十二条　海岸法（昭和三十一年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第三項中「先取特権は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する地方公共団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位とする。」と」を削る。

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正）

第八十三条　公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「供する場合」の下に「及び退職年金、減額退職年金、退職一時金又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合」を加える。

（接収不動産に関する借地借家臨時処理法の一部改正）

第八十四条　接収不動産に関する借地借家臨時処理法（昭和三十一年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）により徴収することのできる請求権」を削る。

（特定多目的ダム法の一部改正）

第八十五条　特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項中「先取特権は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位」を「先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐもの」に改める。

（引揚者給付金等支給法の一部改正）

第八十六条　引揚者給付金等支給法（昭和三十二年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）又は国税徴収の例」を「引揚者給付金を受ける権利及び第五条に規定する国債については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）」に改める。

（地すべり等防止法の一部改正）

第八十七条　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第三項中「先取特権は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位」を「先取特権の順位は、国税及

び地方税に次ぐもの」に改める。

（国会議員互助年金法の一部改正）

第八十八条　国会議員互助年金法（昭和二十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）又は国税徴収の例」を「普通退職年金を受ける権利は、国税滞納処分（その例による処分を含む。）」に改める。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

第八十九条　農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第三項を削る。

第三十三条に次の一項を加える。

3　退職給付を受ける権利は、国税滞納処分（その例による処分を含む。）による場合には、第一項の規定にかかわらず、差し押えることができる。

第五十九条中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

第六十条を次のように改める。

（徴収に関する通則）

第六十条　掛金その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

第六十一条第三項中本文及び「ただし、」を削り、「民法第百五十三条」を「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条」に改める。

（企業担保法の一部改正）

第九十条　企業担保法（昭和三十三年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第　号）」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第九十一条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第四十九条中「供する場合」の下に「及び退職給付又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合」を加える。

（けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法の一部改正）

第九十二条　けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法（昭和三十三年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項を削る。

（国民健康保険法の一部改正）

第九十三条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第八十条第三項中「市町村の徴収金に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

第百十条第二項中本文及び「ただし、」を削る。

（国民年金法の一部改正）

第九十四条　国民年金法（昭和三十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第百二条第三項中本文及び「ただし、」を削る。

（物価統制令の一部改正）

第九十五条　物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条本文中「納付金ハ国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）ノ例ニ依リ之ヲ徴収スルコトヲ得」を「納付金ニ付テハ国税徴収法（昭和三十四年法律第　号）ヲ準用ス」に改め、同条ただし書中「国税」の下に「及地方税」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、国税徴収法（昭和三十四年法律第　号）の施行の日から施行する。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置）

2　改正後の法人税法第二十六条の三（徴収猶予）及び第二十六条の五から第二十六条の七まで（所得税額等の還付）の規定は、法人のこの法律の施行後に終了する事業年度分の法人税から適用し、法人のこの法律の施行前に終了する事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（相続税法の一部改正に伴う経過措置）

3　改正後の相続税法第四十条第二項（延納の取消）の規定は、この法律の施行後に延納の許可を受けた者について適用する。

（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）

4　改正後の印紙税法第六条ノ三（過誤納金に係る還付加算金の計算）の規定は、この法律の施行後に生ずる過誤納金について適用し、この法律の施行前に生じた過誤納金については、なお従前の例による。

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

5　この法律の施行前に関税又はその滞納処分費に係る過誤納金の返還請求権につき改正後の関税法第十三条第二項第二号又は第三号（差押等がされた場合の還付加算金の計算上の控除期間）に規定する差押又は仮差押がされているときは、この法律の施行の日にその差押又は仮差押がされたものとして、これらの規定を適用する。

（国税の延滞金等の特例に関する法律の廃止に伴う経過措置）

6　旧国税の延滞金等の特例に関する法律の規定により計算した、又は計算すべきであつた延滞金及び加算税並びに還付加算金については、なお従前の例による。

（公課の先取特権の順位の改正に関する経過措置）

7　第二章の規定による改正後の各法令（徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十二号に規定する強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徴収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。

「審査報告書は都合により追録に掲載」

糸価安定特別会計において昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年三月六日

衆議院議長　加藤鐐五郎

参議院議長松野鶴平殿

糸価安定特別会計において昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律

1　政府は、糸価安定特別会計において、繭糸価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）又は繭糸価格の安定に関する臨時措置法（昭和三十三年法律第百六十七号）の規定により昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充てるため、昭和三十四年度において、一般会計から、二十億円を限り、この会計に繰り入れることができる。

2　政府は、前項の規定による繰入金については、後日、この会計から、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年三月六日

衆議院議長　加藤鐐五郎

参議院議長松野鶴平殿

糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案

糸価安定特別会計法の一部を改正する法律

糸価安定特別会計法（昭和二十六年法律第三百十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「七十億円」を「二百七十五億円」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十四年三月十六日

内閣総理大臣　岸　信介

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約（以下「条約」という。）を実施するため、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）及び法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（使用料、配当又は利子に対する所得税の税率の特例等）

第二条　所得税法第一条第二項又は第五項の規定に該当する個人又は法人でデンマークの居住者又は法人であるもの（所得税法の施行地に条約第二条第一項(K)に規定する恒久的施設を有する者を除く。）が支払を受ける条約第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項に規定する使用料、配当又は利子で同法の施行地にその源泉があるものに対する同法第十七条、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、これらの所得に対し所得税を課さず、又はこれらの所得に対する所得税額をその収入金額の百分の十五に相当する金額以下とする租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）その他の法律の規定の適用を妨げない。

2　前項に規定する者が条約第六条第四項に規定する所得で所得税法又は法人税法の施行地にその源泉があるものを有する場合において、その者の所得税額（所得税法第十七条に規定する所得に係るものを除く。以下同じ。）又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、同項に規定する財産の売却により支払を受ける金額の百分の十五に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。この場合において、当該所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分の所得税額又は法人税額に、当該所得がこれらの税額の計算の基礎となつた所得の金額のうちに占める割合を乗じて得た金額とする。

（実施規定）

第三条　前条に定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附　則

1　この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2　第二条第一項中所得税法第十七条又は第十八条第二項の規定に係る部分及び第二条第二項の規定は、この法律の施行の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき使用料、配当又は利子及び同日以後（法人にあつては、同日以後に開始する事業年度以後の事業年度）に生ずる同項に規定する所得について、第二条第一項中所得税法第四十一条第一項又は第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき使用料、配当又は利子でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。

〔加藤正人君登壇、拍手〕

○加藤正人君　ただいま議題となりました六法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、特定港湾施設工事特別会計法案について申し上げます。

本案は、さきに成立いたしました特定港湾施設整備特別措置法に基いて行われる特定港湾施設工事等に関する経理を明確にするため、特別会計を新設しようとするものであります。

以下、本案の内容について申し上げますと、第一に、この会計は、国庫負担分相当額の一般会計からの繰入金、港湾管理者負担金、借入金等を歳入とし、特定港湾施設工事費、借入金の償還金等を歳出として、工事別等の区分に従って経理することといたしております。第二に、港湾管理者負担金に相当するものの財源に充てる等のため、工事別等の区分に従って借入金ができることとし、その借入金のうち、年度内に借り入れなかったものは、その額を限度とし、かつ、歳出予算の繰越額の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度に繰り越すことができることといたしております。第三に、この会計においては、工事別等の区分による歳

出予算の金額を支出するには、その区分による歳入の収納済額をこえてはならないこととしております。なお、このほか、特別会計として必要な事項並びにこの会計の設置に伴う経過的措置等を規定しております。

委員会の審議におきましては、工事費の負担割合、工事完成後の所有権と管理権との関係、特別利用料を管理者が立てかえ払いをすることは地方財政を圧迫することにならないか、その他港湾行政のあり方等の諸点について質疑がなされましたが、その詳細につきましては、会議録によって御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了いたしまして、討論に入りましたところ、椿委員より、「現在の港湾使用料に加えて特別利用料を徴収することは、諸産業に重要な影響を与え、かつ地方財政圧迫のおそれもあるから、国の負担割合を増加して、管理者、利用者の負担を軽減すべきである。政府もこの趣旨に沿って配慮したいとのことであるが、その具体化を特に要望して賛成する」との意見が述べられました。かくて討論を終り、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、国税徴収法案について申し上げます。

国税徴収の現況にかんがみ、租税徴収制度調査会の答申に基いて、租税徴収制度全般の合理化をはかるため、私法秩序の尊重と租税徴収確保の調整をはかることを基本として、国税徴収法の全文を改正しようとするものであります。本案のおもなる点について申し上げますと、

その第一点は、租税徴収の確保であります。すなわち、国の財政需要を満たし、租税の負担の公平をはかるため、租税の徴収を確保することが必要であり、このため一般私債権に対する租税の優先徴収の制度及び徴税機関による自力執行権制度を従来通り維持しております。

第二点は、私法秩序の尊重であります。租税の徴収を確保すると同時に、私法秩序が不必要に乱されぬように措置しようとするものであります。すなわち、質権、抵当権の租税の納期限前に設定したものは租税に優先することとし、抵当権者等が予測できない租税の発生による不測の損害を防ぎ、取引の安全をはかっております。また、同様の趣旨により、先取特権、留置権に対する保護をはかる等の措置を行なっております。

第三点は、徴税猶予、換価猶予の要件の緩和及び滞納処分の手続を整備する等、納税者、利害関係人の権利保護をはかっております。また、譲渡担保、仮登記の租税との優先順位について調整を行い、並びに保全差押えの制度を設ける等、租税徴収の回避の防止をはかっております。

次に、国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について申し上げます。

本案は、国税徴収法の改正に伴い、所得税法等の国税関係の法律及び国税徴収法を準用する諸法律の整備合理化をはかるため、所要の改正を行おうとするものであります。

以上二案につきましては、特に委員懇談会を二回にわたって開催して、その詳細について説明を聴取し、質疑を行なったのであります。また、委員会の審議においては、滞納整理状況、租税通則法制定の必要性、質権、抵当権の会社更生における租税との調整、賃金債権の保護等の質疑がありましたが、詳細は会議録によって御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、両案一括して討論、採決の結果、両案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、糸価安定特別会計において昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案について申し上げます。

本案は、糸価安定特別会計において、繭糸価格安定法及び繭糸価格の安定に関する臨時措置法の規定により、昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充てるため、昭和三十四年度において、一般会計から二十億円を限度として、この会計に繰り入れることができるようにしようとするものであります。なお、この繰入金は、後日、一般会計へ繰り戻すこととしております。

次に、糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、糸価安定特別会計において、昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れる場合の原資を確保するため、この会計が負担することができる証券、一時借入金及び借入金の現行限度額七十億円を二百七十五億円に引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、以上の両案を一括して質疑いたしたのでありまして、特に、今後の生糸及び繭の価格安定対策についての当局の考え方等について熱心な質疑があり、その抜本的な対策を十分検討するよう要望されたのでありますが、それらの詳細につきましては会議録によって御承知を願います。

質疑を終り、両案を一括して討論、採決の結果、両案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案について申し上げます。

今国会において、わが国とデンマーク王国との間に、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税を防止するための条約が別途提出されておりますが、本法案は、この条約に規定されている事項のうち、特に法律の規定を要するものについて所要の立法措置を講じようとするものであります。

以下、本案の内容について申し上げますと、第一点は、使用料、配当及び利子所得について、所得税法の特例を定め、事業を有していない非居住者等に対する特別税率百分の二十を百分の十五に軽減しようとするものであります。第二点は、特許権、意匠権等の譲渡により生ずる所得に対する所得税及び法人税法の特例を定め、現行では一般税率によっているのを、百分の十五の税率を定め、それ以上は免除しようとするものであります。

委員会における審議の詳細につきましては、会議録によって御承知を願いたいと存じます。質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（松野鶴平君）　別に御発言もなければ、これより六案の採決をいたします、まず、

特定港湾施設工事特別会計法案、

国税徴収法案、

国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、

以上三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野鶴平君）　過半数と認めます。よって三案は可決せられました。

○議長（松野鶴平君）　次に、糸価安定特別会計において昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案、

糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案、

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、

以上三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野鶴平君）　総員起立と認めます。よって三案は全会一致をもって可決せられました。

○議長（松野鶴平君）　日程第九、九州地方開発促進法案、

日程第十、宅地建物取引業法の一部改正する法律案（いずれも衆議院提出）、

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松野鶴平君）　御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。建設委員会理事稲浦鹿蔵君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

九州地方開発促進法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十四年三月六日

衆議院議長　加藤鐐五郎

参議院議長松野鶴平殿

九州地方開発促進法

（この法律の趣旨）

第一条　この法律は、九州地方における資源の総合的開発を促進するために必要な基本的事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「九州地方」とは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び山口県の区域をいう。

（九州地方開発促進計画）

第三条　内閣総理大臣は、九州地方開発審議会の審議を経て、九州地方開発促進計画（以下「開発促進計画」という。）を作成するものとする。

2　開発促進計画は、九州地方における土地、水、山林、鉱物、電力その他の資源の総合的開発の促進に関する計画とする。

3　関係地方公共団体は、開発促進計画に関し、内閣総理大臣に対し、意見を申し出ることができる。

（九州地方開発審議会の設置）

第四条　総理府に、九州地方開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の所掌事務）

第五条　審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を内閣総理大臣に報告し、又は建議するものとする。

一　開発促進計画の作成の基準となるべき事項

二　開発促進計画に基く事業の実施の推進に関する事項

三　前各号に掲げるもののほか、九州地方の開発の促進に関する重要事項

2　審議会は、開発促進計画及びこれに基く事業の実施について必要があると認める場合においては、内閣総理大臣を通じて、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

（審議会の組織）

第六条　審議会は、委員三十七人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。

一　衆議院議員のうちから衆議院が指名する者　五人

二　参議院議員のうちから参議院が指名する者　三人

三　関係行政機関の職員　十人以内

四　関係県の知事　八人

五　関係市長を代表する者　一人

六　関係町村長を代表する者　一人

七　開発促進計画に関し学識経験のある者　九人以内

3　前項第七号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　第二項第七号の委員は、再任されることができる。

5　審議会に、会長を置く。会長は、委員のうちから互選する。

6　会長は、会務を総理する。会長に事故がある場合においては、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7　専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8　委員及び専門委員は、非常勤とする。

（審議会の運営等）

第七条　前条に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（資料の提出等の要求）

第八条　審議会は、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（開発促進計画に基く事業の実施）

第九条　開発促進計画に基く事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基く命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

（開発促進計画に基く事業の調整）

第十条　関係行政機関の長は、毎年度、開発促進計画の実施についてその所掌する事項に関して作成した翌年度の事業計画を経済企画庁長官に提出しなければならない。

2　経済企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行うものとする。

3　経済企画庁長官は、毎年度、関係行政機関の長から開発促進計画に基く事業の実施に関する資金計

画の提出を求め、これについて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行うものとする。

（開発促進計画の実施に要する経費）

第十一条　政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

（地方財政再建促進特別措置法との関係）

第十二条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）に基く財政再建団体である県（以下「財政再建団体」という。）が開発促進計画に基く事業で当該財政再建団体に係るものを実施するために財政再建計画に変更を加えようとする場合においては、自治庁長官は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り、同法第三条第四項において準用する同条第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に当つて、これらの事業の実施が確保されるように特に配慮しなければならない。

2　前項の規定は、開発促進計画に基く事業を実施する県で財政再建団体以外のものが地方財政再建促進特別措置法第二十二条第二項の規定により財政の再建を行う場合においては、当該県について準用する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

（昭和三十五年度以降における特別措置）

2　九州地方の県に係る開発促進計画に基く事業のうち重要なものに要する経費に係る昭和三十五年度以降における国の負担又は補助の割合について、当該事業の実施の促進上特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

（総理府設置法の一部改正）

3　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中東北開発審議会の項の次に次のように加える。

九州地方開発審議会	九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第　号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

（国土総合開発法の一部改正）

4　国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「東北開発促進計画」の下に「又は九州地方開発促進計画」を加える。

（経済企画庁設置法の一部改正）

5　経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十五号の二の次に次の一号を加える。

十五の三　九州地方の開発の促進に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。

第四条第二十号のリの次に次のように加える。

ヌ　九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第　号）第九条に次の一号を加える。

八　九州地方の開発の促進に関すること。

［審査報告書は都合により追録に掲載］

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十四年三月十七日

衆議院議長　加藤鐐五郎

参議院議長松野鶴平殿

宅地建物取引業法の一部を改正する法律

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二に次の一項を加える。

3　第一項の営業保証金は、建設省令の定めるところにより、国債証券、地方債証券その他建設省令で定める有価証券をもつて、これに充てることができる。

第十二条の三第二項中「前条第一項」の下に「及び第三項」を加える。

第十二条の五に次の一項を加える。

3　第十二条の二第三項の規定は、第一項の規定により供託する場合に準用する。

第十二条の六の見出し中「保管換」を「保管替等」に改め、同条中「移転した」の下に「ためそのもよりの供託所が変更した場合において、金銭のみをもつて営業保証金を供託している」を加え、「保管換を請求し」を「保管替を請求し、その他のときは、遅滞なく、営業保証金を移転後の主たる事務所のもよりの供託所に新たに供託し」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第十二条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。

第十二条の七第一項後段を次のように改める。

宅地建物取引業者が一部の事務所を廃止した場合において、営業保証金の額が第十二条の二第二項に規定する額をこえることとなつたときは、その超過額について、宅地建物取引業者が前条第一項の規定により供託した場合においては、移転前の主たる事務所のもよりの供託所に供託した営業保証金についても、また同様とする。

第十二条の七第二項中「営業保証金の取りもどし」の下に「（前条第一項の規定により供託した場合における移転前の主たる事務所のもよりの供託所に供託した営業保証金の取りもどしを除く。）」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

［稲浦鹿藏君登壇、拍手］

○稲浦鹿藏君　ただいま議題となりました九州地方開発促進法案及び宅地建物取引業法の一部を改正する法律案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

九州地方開発促進法案は、九州地方における資源の総合的開発を促進し、国民経済の発展に寄与しようとするものであります。

その要旨を申し上げますと、内閣総理大臣は、この法律に基き設置される九州地方開発審議会の議を経て、九州地方開発促進計画を作成し、その計画に基いて国及び地方公共団体その他のものが事業を実施することとし、その

際、この開発促進計画の実施について、経済企画庁長官は、関係行政機関の長がその所掌事項に関し毎年度提出する事業計画及び資金計画について調整を行うことにいたしております。一方、開発促進計画を実施するため、政府は必要な資金の確保をはかり、かつ、国の財政の許す範囲内で、その実施の促進に努めなければならない旨規定するほか、開発促進計画に基く重要な事業の費用について、昭和三十五年度以降、国の負担または補助率の特別措置を必要とする場合には、別に法律で定めることといたしております。

委員会における質疑の詳細につきましては会議録で御承知願いたいと存じますが、そのおもなる点は、国土総合開発法と本法案との関係、開発計画に基く重要な事業に対する国の負担割合、かかる地方別開発計画を立案発議することの当否等についてであります。

かくて質疑を終了、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して、内村委員から、「本法案の運用に当っては、九州地方の持つ特殊性を十分吟味し、災害の防除、復旧対策、特殊土壌地帯の開発等に新生面を切り開くとともに、国の負担または補助の割合についても東北地方開発促進法と同様の処置を講じ、事業の実施を促進すべきである」との希望を付して賛成意見が述べられ、次いで採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、宅地建物取引業法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行の宅地建物取引業法では、不動産取引の社会的安全を確保するため、業者が事務所を設けて業務を行う場合、その営業保証金を供託すべきことが定められております。この営業保証金は、現在、金銭による供託のみ認められているのでありますが、営業保証金制度の認められている他の業種ではほとんど有価証券による供託が認められております。この実情にかんがみまして、本法案は、現行法を一部改正し、宅地建物取引業においても、国債証券、地方債証券その他建設省令で定める有価証券をもって営業保証金に充て得ることとし、これに伴う所要の規定の整備をするものであります。

委員会における質疑は、営業保証金の運用問題、宅地建物取引業法の将来の運用方針等についてでありますが、詳細は会議録で御承知願いたいと存じます。かくて質疑を終了、討論に入りましたところ、別に発言もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右報告申し上げます。（拍手）

○議長（松野鶴平君）　別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（松野鶴平君）　総員起立と認めます。よって両案は全会一致をもって可決せられました。

○議長（松野鶴平君）　日程第十一、港湾運送事業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長大倉精一君。

［審査報告書は都合により追録に掲載］

港湾運送事業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出衆議院送付の法律案を修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年三月十七日

参議院議長松野鶴平殿

衆議院議長　加藤鐐五郎

（小字及び――は衆議院修正）

港湾運送事業法の一部を改正する法律案

港湾運送事業法の一部を改正する法律

港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条　この法律は、港湾運送に関する秩序を確立し、港湾運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

第二条第一項第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同項第三号中「はしけのえい航」を「はしけ若しくはいかだの曳航（えい航）」に改め、同項第四号中「貯木場を含む」を「水面貯木場を除く」に改め、同項に次の一号を加える。

五　港湾若しくは指定区間における若しくはいかだに組んでする木材の運送又は港湾においてする、いかだに組んで運送された木材若しくは船舶若しくははしけにより運送された木材の水面貯木場への搬入、いかだに組んで運送されるべき木材若しくは船舶若しくははしけにより運送されるべき木材の水面貯木場からの搬出若しくはこれらの木材の水面貯木場における荷さばき若しくは保管

六　船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の個数の計算又は受渡の証明（以下「検数」という。）

七　船積貨物の積付に関する証明、調査及び鑑定（以下「鑑定」という。）

八　船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の容積又は重量の計算又は証明（以下「検量」という。）

第二条に次の一項を加える。

4　この法律で「検数人」とは、職業として検数に従事する者をいい、「鑑定人」とは、職業として鑑定に従事する者をいい、「検量人」とは、職業として検量に従事する者をいう。

第三条に次の一号を加える。

四　いかだ運送事業（前条第一項第五号に掲げる行為を行う事業）

五　検数事業（前条第一項第六号に掲げる行為を行う事業）

六　鑑定事業（前条第一項第七号に掲げる行為を行う事業）

七　検量事業（前条第一項第八号に掲げる行為を行う事業）

第四条○から第十一条まで○を次のように改める。

（免許（登録））

第四条　○前条第一号から第五号までに掲げる○港湾運送事業を営もうとする○港湾運送事業の種類及び同条第六号から第八号までに掲げる港湾運送事業（以下「港湾運送事業の種類ごとに運輸大臣の免許（登録）を受けなければならない。ただし、指定区間においてする港湾運送事業については、当該指定区間の起点又は終点である港湾の一について登録を受ければ足りる。

2　○前条第一号から第五号までに掲げる○港湾運送事業の登録は、運輸省令で定めるところにより、利用者、取扱貨物その他業務の範囲を限定して行うことができる。

第五条第一項中第二号を削り、

第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

（免許の申請）

第五条　港湾運送事業の免許を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　港湾運送事業の種類

三　港湾（検数事業等に係る場合を除く。）ごとの（免許）を受けようとする場合においては、利用者、取扱貨物その他業務の範囲

四　業務の範囲を限定して（免許）を受けようとする場合においては、利用者、取扱貨物その他業務の範囲

五　運輸省令で定める事業計画

2　前項の申請書には、事業の収支見積その他運輸省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

3　運輸大臣は、申請者に対し、前二項に規定するもの外、商業登記簿の謄本その他必要な書類の提出を求めることができる。

（免許基準）

第六条　運輸大臣は、港湾運送事業の免許をしようとするときは、左の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一　当該事業の開始により港湾運送供給量が港湾運送需要量に対し著しく過剰にならないこと。

二　当該事業を適確に遂行するに足る労働者及び施設を有するものであること。

三　当該事業を営む者の責任の範囲が明確であるような経営形態であること。

四　当該事業の経理的基礎が確実性を有すること。

2　運輸大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、申請者が左の各号の一に該当する場合を除いて、港湾運送事業の免許をしなければならない。

一　一年以上の懲役又は禁この刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　この法律又は職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四十四条の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三　港湾運送事業の免許を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

四　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者であつて、その法定代理人が前三号の一に該当する者であるもの

五　法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうちに前四号の一に該当する者があるもの

（検数人等の登録）

第七条　検数人、鑑定人又は検量人（以下「検数人等」という。）になろうとする者は、その者の住所を管轄する運輸局（運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）第三十九条の海運局をいう。以下同じ。）の検数人登録簿、鑑定人登録簿又は検量人登録簿に、運輸省令で定める手続により、登録を受けなければならない。

（欠格事由）

第七条の二　左の各号の一に該当する者は、検数人等になることができない。

一　禁治産者又は準禁治産者

二　一年以上の懲役又は禁この刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

三　第十六条の三第二項の規定により登録の取消を受けた日から一年を経過しない者

（登録のまつ消）

第七条の三　海運局長（地運局の長をいう。以下同じ。）は、検数人等が左の各号の一に該当する場合には、その登録をまつ消しなければならない。

一　業務を廃止したとき。

二　死亡したとき。

三　前条第一号又は同条第二号に該当するに至つたとき。

四　第十六条の三第二項の規定により登録の取消をしたとき。

（登録料の納付）

第七条の四　検数人等の登録を受けようとする者は、登録料として千円を納めなければならない。

第七条第一項中第四号を第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者であつて、その法定代理人が前二号の一に該当する者であるもの

第七条第一項に次の二号を加える。

六　資産の合計金額から負債の合計金額を控除した金額が港湾運送に関して負うべき損害賠償の責任を考慮して運輸省令で定める一定の金額に達しない者

七　港湾運送の業務に必要な経験又は能力が運輸省令で定める基準に適合しない者

第七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第六号の資産の合計金額及び負債の合計金額の計算方法は、運輸省令で定める。

（事業開始の義務）

第八条　港湾運送事業の免許を受けた者（以下「港湾運送事業者」という。）は、運輸大臣の指定する期間内に、当該港湾運送事業を開始しなければならない。

2　天災その他やむを得ない事由により、前項の期間内に当該港湾運送事業を開始することができないときは、運輸大臣は、申請によりその期間を延長することができる。

（運賃及び料金）

第九条　港湾運送事業者は、運輸省令で定めるところにより、運賃及び料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならない。

一　能率的な経営の下における適正な原価を償い、且つ、適正な利潤を含むものであること。

二　特定の利用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

（運賃及び料金の制限の禁止）

第十条　港湾運送事業者は、利用者に対し、収受した運賃及び料金の制限をしてはならない。

（港湾運送約款）

第十一条　一般港湾運送事業の免許を受けた者（以下「一般港湾運送事業者」という。）は、運輸省令で定めるところにより、港湾運送約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならない。

一　利用者の正当な利益を害するおそれがないものであること。

二　少くとも貨物の受取及び引渡並びに一般港湾運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。

第十二条中「第九条及び前条の規定により実施することとなつた」を「第九条第一項及び前条第一項の規定により認可を受けた」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

（港湾運送の引受義務）

（事業の開始の届出）

第十二条の二　港湾運送事業者は、左の場合を除いて、港湾運送を拒絶してはならない。

その事業を開始したときは、三十日以内にその旨を運輸大臣に届け出なければならない。現に休止している事業を再開したときも、同様とする。

一　当該港湾運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。

二　天災その他やむを得ない事由による港湾運送上の支障があるとき。

三　当該港湾運送が第十一条第一項の規定により認可を受けた港湾運送約款に適合しないとき。

第十六条中○「港湾運送事業者」の下に「（検数事業等の免許を受けた者を除く。）」を加え、、第三号、第四号又は二号から第五号まで」に改める。

○「第二条第二号、第三号又は第四号」を「第二条第一項第二号から第五号まで」に改める。

次に次の二条を加える。

（氏名の明示）

第十六条の二　検数事業等の免許を受けた者は、検数、鑑定又は検量（以下「検数等」という。）の依頼を受けた場合には、当該検数等に従事する者の氏名を依頼者及び関係人に告げなければならない。

（検数人等の禁止行為）

第十六条の三　検数人等は、船積貨物について左の各号に該当する行為をしてはならない。

一　箇数の不正な計算又は受渡の虚偽の証明

二　積付に関する虚偽の証明又は鑑定

三　容積又は重量の不正な計算

2　海運局長は、検数人等が前項の規定に違反したときは、一年以内において当該検数人等の業務の停止を命じ、又はその登録を取り消すことができる。

3　海運局長は、前項に規定する処分をしようとするときは、当該検数人等に対し、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならない。当該検数人等は、聴聞の場所において、意見を述べ、及び証拠を提出することができる。

第十七条及び第十八条を次のように改める。

（事業計画の変更）

第十七条　港湾運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。但し、運輸省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

2　第六条の規定は、前項の認可について準用する。

3　港湾運送事業者は、第一項但書の事項について事業計画を変更したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（事業計画に定める業務の確保）

第十七条の二　港湾運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合の外、事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

2　運輸大臣は、港湾運送事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

第十七条第一項中「第三号又は第四号」を「第五号又は第六号」に改める。

（事業の譲渡及び譲受の認可等）

第十八条　港湾運送事業の譲渡及び譲受は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　港湾運送事業を経営する法人の合併及び解散は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。但し、港湾運送事業を経営する法人が港湾運送事業を行わない法人を合併する場合は、この限りでない。

3　第一項の規定により認可を受けて港湾運送事業を譲り受けた者又は前項の規定により認可を受けて合併した場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、免許に基く権利義務を承継する。

4　港湾運送事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の行っていた港湾運送事業を引き続き営もうとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

5　相続人は、前項の規定により被相続人の死亡後六十日以内に認可の申請をした場合においては、その認可をした旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、第四条第一項の規定にかかわらず、当該事業を営むことができる。

第十八条第二項中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

第十九条○から第二十一条まで○を次のように改め、第十九条の二を削る。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

第十九条　港湾運送事業者が他の港湾運送事業者とする運送条件、事業施設、集貨その他港湾運送に関する事項を内容とする協定、契約又は共同行為（以下この本条において「協定等」という。）であつて、あらかじめ、運輸大臣の認可を受けてするものについては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定を適用しない。但し、不公正な取引方法を用いる場合は、この限りでない。

2　運輸大臣は、当該協定等が次左の各号に適合すると認める場合でなければ、前項の認可をしてはならない。

一　港湾運送に関する秩序を維持し、及び利用者の利便を増進するために必要なものであること。

二　取引の相手方を制限することにより、利用者が港湾運送の委託について任意に港湾運送事業者を選択することを妨げるものでないこと。

三　当該協定等に参加し、又は当該協定等から脱退することを不当に制限するものでないこと。

3　運輸大臣は、第一項の認可をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。

（事業の休廃止の許可）

第二十条　港湾運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、運輸省令で定める手続により、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2　前項の事業の休止の許可は、一年をこえる期間についてすることができない。

3　前項の規定は、災害による港湾施設の損壊その他やむを得ない事由に基く休止については、適用しない。

第二十条の見出しを「（事業の休止及び廃止の届出）」に改め、同条中「廃止したとき」を「休止し、又は廃止したとき」に改める。

（事業改善命令）

第二十一条　運輸大臣は、港湾運送事業者の事業について利用者の利便を阻害している事実があると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、左の各号に掲げる事項を命ずることができる。

一　運賃及び料金又は港湾運送約款を変更すること。

二　事業計画を変更すること。

第二十一条第一号を次のように改める。

一　第十八条第一項の規定による届出又は前条の規定による事業の廃止の届出があつた場合

第二十二条中「登録」を「免許」に改め、同条第一項第二号及び第三号を次のように改め、同条第二項を削る。

二　正当な理由がないのに認可を受けた事項を実施しないとき。

三　第六条第二項第一号、第二号、第四号又は第五号の規定に該当するに至つたとき。

第二十二条第一項中第三号を削り、同項に次の二号を加える。

三　事業の開始前及び事業の休止中を除き、第七条第一項第五号から第七号までの一に該当するに至つたとき。

四　正当な理由がなくて、港湾運送事業の登録を受けてから六箇月以内に事業を開始せず、又は引き続き一年以上事業を休止したとき。

第二十二条第二項中「第七条第二項」を「第七条第三項」に改める。

第二十三条中「港湾運送事業者」の下に「（検数事業等の免許を受けた者を除く。以下本章において同じ。）」を加える。

第三十条中「（運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）第三十九条の海運局の長をいう。）」を削り、同条に次の一項を加える。

2　次条の規定は、海運局長が前項の規定により委任された運輸大臣の職権を行う場合には、適用しない。

第三十一条及び第三十二条を次のように改める。

（運輸審議会への諮問）

第三十一条　運輸大臣は、港湾運送事業の免許、免許の取消若しくは事業の停止、港湾運送事業における基本的な運賃及び料金に関す

る認可若しくは変更命令又は公益命令若しくはその補償額の決定に関しては、運輸審議会にはかり、その決定を尊重して、処理しなければならない。但し、公益命令をしようとする場合において、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

（港湾管理者に対する通知等）

第三十二条　運輸大臣は、第二十一条の規定により運賃及び料金又は港湾運送約款に関する変更命令（検数事業等に係るものを除く。）をしようとするときは、当該港湾管理者の意見を聞かなければならない。

2　運輸大臣は、港湾運送事業（検数事業等を除く。）に関し、免許をし、事業の廃止の許可をし、又は免許の取消をした場合においては、その旨を当該港湾管理者に通知しなければならない。

第三十二条の二中「、登録番号」を削る。

第三十三条の二〇第一項中「登録」を「免許」に、「第十八条第二項」を「第十九条第五項」に、「第十八条の二」を「第十九条」に改める。

第三十三条の三第一項及び第三十四条第一項中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三十四条　第四条第一項の規定に違反して港湾運送事業を営んだ者は、十万円以下の罰金に処する。

第三十四条の二　左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第四条第二項の規定による業務の範囲の限定に違反した者

二　第十四条（第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第三十五条　左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第七条の規定による登録を受けないで職業として検数等に従事した者

二　第九条第一項（第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項（第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項又は第二十条第一項の規定により認可又は許可を受けなければならない事項を認可又は許可を受けないでした者

三　第十条（第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。）、第十五条、第十五条の二、第十六条（第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第十六条の二の規定に違反した者

四　第十六条の三第二項又は第二十二条（第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による業務又は事業の停止の処分に違反した者

五　第十七条の二第二項又は第二十一条の規定による命令に違反した者

第三十六条中「前二条」を「前三条」に改める。

第三十七条第一号中「第九条第一項、第十一条第一項」を「第十七条第一項」に改め、「、第十九条の二」を削り、同条第二号を次のように改める。

三　第十九条第一項の規定に違反して港湾運送事業を営んだ者

第三十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第六十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第六十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第六十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第六十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第六十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第六十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第六十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第六十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第六十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第六十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第七十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第七十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第七十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第七十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第七十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第七十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第七十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第七十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第七十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第七十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第八十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第八十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第八十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第八十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第八十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第八十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第八十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第八十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第八十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第八十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第九十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第九十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第九十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第九十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第九十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第九十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第九十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第九十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第九十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第九十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百二十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百二十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百二十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百二十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百二十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百二十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百二十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百二十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百二十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百二十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百三十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百三十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百三十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百三十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百三十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百三十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百三十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百三十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百三十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百三十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百四十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百四十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百四十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百四十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百四十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百四十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百四十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百四十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百四十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百四十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百五十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百五十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百五十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百五十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百五十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百五十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百五十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百五十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百五十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百五十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百六十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百六十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百六十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百六十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百六十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百六十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百六十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百六十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百六十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百六十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百七十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百七十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百七十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百七十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百七十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百七十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百七十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百七十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百七十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百七十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百八十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百八十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百八十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百八十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百八十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百八十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百八十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百八十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百八十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百八十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百九十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百九十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百九十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百九十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百九十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百九十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百九十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百九十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百九十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第百九十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百二十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百二十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百二十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百二十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百二十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百二十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百二十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百二十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百二十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百二十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百三十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百三十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百三十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百三十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百三十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百三十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百三十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百三十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百三十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百三十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百四十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百四十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百四十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百四十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百四十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百四十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百四十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百四十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百四十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百四十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百五十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百五十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百五十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百五十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百五十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百五十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百五十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百五十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百五十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百五十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百六十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百六十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百六十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百六十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百六十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百六十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百六十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百六十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百六十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百六十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百七十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百七十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百七十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百七十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百七十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百七十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百七十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百七十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百七十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百七十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百八十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百八十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百八十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百八十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百八十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百八十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百八十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百八十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百八十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百八十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百九十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百九十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百九十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百九十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百九十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百九十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百九十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百九十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百九十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第二百九十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百二十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百二十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百二十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百二十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百二十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百二十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百二十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百二十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百二十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百二十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百三十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百三十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百三十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百三十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百三十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百三十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百三十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百三十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百三十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百三十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百四十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百四十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百四十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百四十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百四十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百四十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百四十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百四十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百四十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百四十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百五十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百五十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百五十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百五十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百五十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百五十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百五十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百五十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百五十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百五十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百六十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百六十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百六十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百六十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百六十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百六十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百六十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百六十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百六十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百六十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百七十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百七十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百七十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百七十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百七十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百七十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百七十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百七十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百七十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百七十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百八十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百八十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百八十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百八十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百八十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百八十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百八十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百八十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百八十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百八十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百九十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百九十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百九十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百九十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百九十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百九十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百九十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百九十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百九十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第三百九十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百二十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百二十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百二十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百二十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百二十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百二十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百二十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百二十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百二十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百二十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百三十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百三十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百三十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百三十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百三十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百三十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百三十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百三十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百三十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百三十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百四十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百四十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百四十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百四十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百四十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百四十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百四十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百四十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百四十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百四十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百五十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百五十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百五十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百五十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百五十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百五十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百五十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百五十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百五十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百五十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百六十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百六十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百六十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百六十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百六十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百六十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百六十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百六十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百六十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百六十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百七十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百七十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百七十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百七十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百七十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百七十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百七十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百七十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百七十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百七十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百八十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百八十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百八十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百八十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百八十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百八十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百八十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百八十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百八十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百八十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百九十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百九十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百九十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百九十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百九十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百九十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百九十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百九十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百九十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第四百九十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百二十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百二十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百二十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百二十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百二十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百二十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百二十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百二十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百二十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百二十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百三十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百三十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百三十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百三十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百三十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百三十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百三十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百三十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百三十八条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百三十九条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百四十条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百四十一条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百四十二条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百四十三条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百四十四条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百四十五条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百四十六条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百四十七条第一号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第五百四十八条第一号中「第四条」を「第四条第

第二十六条第一項第八号中「港湾運送業（検数業及び検定業を含む。以下同じ。）」を「港湾運送事業」に改め、同項第八号の二中「港湾運送事業の登録」を「港湾運送事業及び検数人等に関する免許、許可、認可及び登録」に改める。

第四十条第一項第二十一号中「港湾運送業」を「港湾運送事業」に改め、同項第二十一号の二中「港湾運送事業の登録」を「港湾運送事業及び検数人等に関する免許、許可、認可及び登録」に改める。

〔大倉精一君登壇、拍手〕

○大倉精一君　ただいま議題となりました港湾運送事業法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、二月二日内閣提出のものでありまして、即日、本委員会へ予備審査として付託されましたが、衆議院において大幅な修正を受け、三月十七日、本付託になったものであります。

まず、本法案の要旨を申し上げますと、第一点は、港湾運送事業の一種類として、新たに、いかだ運送事業を加え、また、現在海上運送法に規定されております検数事業、鑑定事業及び検量事業を、港湾運送事業の体系に属するものとして、港湾運送事業法に規定がえを行い、実体と合致させるようにすることであります。第二点は、現在、港湾運送事業は登録制、また検数事業等は届出制になっておりますのを、今回の改正ですべて免許制とし、これに伴い運賃料金を認可制とする等、他の運送法規に準じて港湾運送事業者に対する規制を強化しようとするものであります。第三点は、事業の安定及び合理化をはかるために、独禁法の適用除外の範囲を、運輸大臣の認可制のもとに、運送条件、事業施設、集貨その他、広く港湾運送に関する協定にまで拡張しようとするものであります。

本委員会におきましては、政府よりの提案理由のほか、衆議院議員關谷勝利君より衆議院修正の説明を聴取した後、質疑に入ったのでありますが、免許制の運用方針、免許制への移行に伴う機構の充実強化、港湾行政の立場より港湾労働者への考慮、免許事業者に対する育成その他の問題につきまして、熱心な質疑が行われたのでありますが、詳細は会議録に譲ることを御了承願うこととし、運輸大臣の答弁を総合して申しますと、港湾の整備、近代化に伴い、港湾運送事業のあり方については基本的な問題もあるので、それらともあわせ、将来、事業の育成、港湾労務者の保護について考えたいし、審議会のような機関の意見を聞くこともこれらと一括して検討したい、とのことでありました。

討論に入りましたところ、相澤委員より賛成意見が述べられ、また、港湾労働者の意向を十分尊重されたいという趣旨のもとに、次の附帯決議案が提出されました。すなわち、

港湾運送の特殊性にかんがみ、港湾運送事業の免許、運賃、料金は、港湾労働者に重大な影響があるので、その処理にあたっては、労働条件等につき格段の考慮を払うこと。

というものでありました。

かくて討論を終局し、採決に入りましたところ、本法案は全会一致をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、相澤委員提出の附帯決議案について採決いたしましたところ、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（松野鶴平君）　別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野鶴平君）　総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもって可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十八分散会

○本日の会議に付した案件

一、裁判官弾劾裁判所裁判員辞任の件

一、裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員の選挙

一、日程第一　日本国とアメリカ合衆国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件

一、日程第二　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めるの件

一、日程第三　特定港湾施設工事特別会計法案

一、日程第四　国税徴収法案

一、日程第五　国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

一、日程第六　糸価安定特別会計において昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

一、日程第七　糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案

一、日程第八　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

一、日程第九　九州地方開発促進法案

一、日程第十　宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

一、日程第十一　港湾運送事業法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長	松野鶴平君	副議長	平井太郎君
議員			
北勝太郎君	山本利寿君	手島栄君	成田一郎君
加藤正人君	松平勇雄君	野田俊作君	松岡平市君
田中啓一君	西川甚五郎君	堀末治君	新谷寅三郎君
木内四郎君	紅露みつ君	杉山昌作君	田村文吉君
石黒忠篤君	一松定吉君	笹森順造君	仲原善一君
松野孝一君	西田信一君	堀本宜實君	鈴木万平君
大谷藤之助君	稲浦鹿藏君	塩見俊二君	雨森常夫君
後藤義隆君	山本米治君	有馬英二君	大谷瑩潤君
苫米地英俊君	小柳牧衛君	井上清一君	斎藤昇君
小山邦太郎君	木暮武太夫君	石坂豊一君	廣瀬久忠君
植竹春彦君	草葉隆圓君	高橋進太郎君	大野木秀次郎君

川村　松助君　黒川　武雄君
小林　英三君　野村吉三郎君
松村　秀逸君　石井　桂君
佐藤清一郎君　柴田　栄君
大沢　雄一君　宮澤　喜一君
平島　敏夫君　勝俣　稔君
中野　文門君　西岡　ハル君
横山　フク君　土田国太郎君
前田佳都男君　古池　信三君
迫水　久常君　関根　久蔵君
野本　品吉君　秋山俊一郎君
椊原　茂嘉君　上原　正吉君
安井　謙君　石原幹市郎君
岩沢　忠恭君　杉原　荒太君
郡　祐一君　堀木　鎌三君
木村篤太郎君　泉山　三六君
佐野　廣君　高橋　衛君
小柳　勇君　鈴木　強君
大矢　正君　森　元治郎君
鈴木　壽君　大河原一次君
久保　等君　横川　正市君
阿具根　登君　成瀬　幡治君
大和　与一君　大倉　精一君
近藤　信一君　伊藤　顕道君
矢嶋　三義君　小笠原二三男君
荒木正三郎君　小林　孝平君
藤原　道子君　加藤シヅエ君
棚橋　小虎君　吉田　法晴君
羽生　三七君　藤田藤太郎君
中村　正雄君　市川　房枝君
岩間　正男君　長谷部ひろ君

安部　清美君　占部　秀男君
北條　雋八君　天坊　裕彦君
千田　正君　光村　甚助君
田畑　金光君　湯山　勇君
小酒井義男君　上條　愛一君
海野　三朗君　河合　義一君
片岡　文重君　阿部　竹松君
島　清君　東　隆君
田中　一君　佐多　忠隆君
椿　繁夫君　千葉　信君
内村　清次君　三木　治朗君

国務大臣
外務大臣　藤山愛一郎君
建設大臣　遠藤　三郎君

政府委員
総理府総務長官　松野　頼三君
大蔵政務次官　佐野　廣君
運輸政務次官　中馬　辰猪君

〔参照〕

三月二十四日議長において、左の通り議席を変更した。

三四
一二三　中山　福藏君

〔第十六号参照〕

審査報告書

昭和三十三年度一般会計予算補正（第2号）

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月十二日

予算委員長代理理事　堀木　鎌三

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和三十三年度一般会計予算補正（第2号）は、三十三年度予算成立後に生じた事由により、当面必要とされる生活保護費のうちの医療扶助費補助金、国民健康保険助成費のうちの療養給付費補助金、失業保険費国庫負担金及び三十三年発生災害復旧事業費等の義務的経費のほか、新たに必要となつた蚕糸業緊急対策費、国連警察軍スエズ派遣費負担金等の所要額を追加計上したもので、これに必要な財源としては、相続税、砂糖消費税、関税及び専売納付金等の増収見込額をもつて充てようとするものであつて、必要かつ妥当な措置と認める。

二、費用

この予算補正により、一般会計予算の総額は、歳入歳出ともに、百十八億五千三百九十一万二千円を増加し、先に成立をみた三十三年度予算補正（第1号）による増加額九十億九千八百三十三万八千円と合せ、昭和三十三年度一般会計予算は、歳入歳出とも、一兆三千三百三十億八千三百四十一万四千円となる。

審査報告書

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月十二日

農林水産委員長　秋山　俊一郎

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、北海道の区域内の寒冷がはなはだしい特定の畑作地域を寒冷地畑作振興地域として指定し、その地域内の農業者で営農改善計画をたて営農の改善を図ろうとするものに、農林漁業金融公庫が必要な資金を長期かつ低利で貸付ける等によつてその地域内の農業経営の安定を図ろうとするものであつて妥当な措置と認められる。

二、費用

この法律の施行に要する費用として、農林漁業金融公庫からの貸付金十二億円が公庫の昭和三十四年度貸付計画に計上されている。

審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月十二日

大蔵委員長　加藤　正人

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、合衆国軍隊の構成員等の用に供するため、免税で輸入された物品を合衆国軍隊の構成員等以外の者が譲り受ける場合の関税の適正化を図るため、これらの物品についての関税の課税価格の決定方法を改めようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月十二日

地方行政委員長　館　哲二

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案の主な内容は、(一)国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の最近における施行状況にかんがみ、投票管理者等の費用弁償額、人夫賃、嘱託手当の額を引き上げるとともに、国会議員の補欠選挙等の執行経費のうち、事務費以外のものにつき全額を交付するように改めること、(二)昨年四月の公職選挙法の改正により、衆議院議員の選挙運動期間が五日間短縮されたことに伴い、衆議院議員選挙における選挙会経費及び事務費の基準額を改めることであり妥当なものと認めた。

二、費用

本法施行に伴い、通常選挙、総選挙、補欠選挙等につき、若干の経費の増減が見込まれるが、参議院議員通常選挙については、昭和三十四年度予算十七億余円中に増加分約千四百万円が含まれている。

審査報告書

警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月十二日

地方行政委員長　館　哲二

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、警察官に協力援助した者に対する災害給付の範囲を拡げ、新たに、現行犯人がおり、かつ、警察官その他法令に基き当該犯罪の捜査に当るべき者がその場所にいない場合に、職務によらないでその犯人の逮捕又は被害者の救助に当つたため災害を受けた者に対しても、災害給付を行うことができることとしようとするもので当然の措置と認めた。

二、費用

本法施行のために要する費用は、年間約三十万円の見込であり、昭和三十四年度予算都道府県警察費補助金の中で措置される。

審査報告書

南方同胞援護会法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月十二日

社会労働委員長　久保　等

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、南方同胞援護会が、当分の間、政令で定める北方の地域に関する業務をも行うことができることとしようとするものであり、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に伴う経費として昭和三十四年度予算に百五十万円が計上されている。

審査報告書

土地区画整理法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月十二日

建設委員長　早川　慎一

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、土地区画整理法運用の実績にかんがみ、都市計画上特に必要な土地について宅地の立体化を図るとともに、事業計画の決定及び変更、権利の申告等の手続を整備し、仮換地指定後の公共施設予定地に関する管理権を明確にし、かつ、特定の土地区画整理事業に要する費用を公共施設管理者に負担させようとするもので妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

日本国憲法第八条の規定による議決案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月十二日

内閣委員長　永岡　光治

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本議決案は、皇室が、皇室経済法施行法第二条に規定するもののほか、昭和三十四年三月二十一日から同年四月三十日までの間において、内閣の定める基準により、皇太子明仁親王の婚姻を祝するために贈与される物品を譲りうけることができるようにしようとするものであつて、その措置は妥当と認める。

二、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

放送法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月十二日

通信委員長　手島　栄

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

最近における放送事業の発展と放送が国民生活に及ぼす影響の増大とにかえりみ、放送番組の適正を図るため各放送事業者が放送番組審議機関を設けるものとし、放送番組の編集等について規定を明確にし、日本放送協会についてその業務、財務及び機構の整備等を行い、一般放送事業者についても所要の規定を設けようとしているものであつて、適切なる措置と認める。

二、費用

本法施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

特許法施行法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月十二日

商工委員長代理理事　島　清

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
　この法律案は、特許法の施行期日を昭和三十五年四月一日とすること並びに新法施行に伴う所要の経過措置を規定したものであつて、委員会はこれを妥当な措置であると認めた。
二、費用
　別に費用を要しない。

審査報告書

意匠法施行法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月十二日

商工委員長代理理事　島　清

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
　この法律案は、意匠法の施行期日を昭和三十五年四月一日とすること並びに新法施行に伴う所要の経過措置を定めたものであつて、委員会はこれを妥当な措置であると認めた。
二、費用
　別に費用を要しない。

審査報告書

商標法施行法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月十二日

商工委員長代理理事　島　清

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
　この法律案は、商標法の施行期日を昭和三十五年四月一日とすること並びに新法施行に伴う所要の経過措置を定めたものであつて、委員会は、これを妥当な措置であると認めた。
二、費用
　別に費用を要しない。

審査報告書

特許法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月十二日

商工委員長代理理事　島　清

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
　この法律案は、別途提案された特許法案、実用新案法案、意匠法案及び商標法案の公布日と施行日の間に相当の期間が予定されているので、現行法の特許料、登録料等を予め新法並みに引き上げようとするものである。委員会は、現行法より新法への移行を円滑ならしめるために、これを適当な措置であると認めた。
二、費用
　別に費用を要しない。」

参議院会議録第十七号中正誤

ページ	段	行	誤	正
四〇五	五	一六	ありました。	ありました。

参議院会議録第十八号中正誤

ページ	段	行	誤	正
四三四	一	終りから一〇	農業水産委員会	農林水産委員会
〃	〃	終りから二	農業関係	農林関係
四四五	五	一四	したものは	したのは
四四六	四	九	森田豊壽君	松平勇雄君

昭和三十四年三月二十五日　参議院会議録第十九号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円
（但し良質紙は二十円）
（配送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段㈹三一一一番
振替